

令和元年

第3回西原村定例会会議録

令和元年 9月10日

令和元年 9月20日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和元年第 3 回定例会会期日程表

| 月 日 | 曜 | 区 分 | 日 程 | 備 考 |
|-------|---|-----|---|-----|
| 9月10日 | 火 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・村長提案理由説明 ・休会の件について ・全員協議会 ・常任委員会 | |
| 9月11日 | 水 | 休 会 | ・常任委員会 | |
| 9月12日 | 木 | 休 会 | ・常任委員会 | |
| 9月13日 | 金 | 休 会 | ・常任委員会 | |
| 9月14日 | 土 | 休 会 | | |
| 9月15日 | 土 | 休 会 | | |
| 9月16日 | 月 | 休 会 | | |
| 9月17日 | 火 | 休 会 | | |
| 9月18日 | 水 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（2名） ・議案審議（認定第1号） | |
| 9月19日 | 木 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （認定第2号～第6号、報告第3号、承認第5号、議案第74号～第83号） | |
| 9月20日 | 金 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （認定第84号～同意第4号） ・発議第4号 ・請願書審議 ・選挙管理委員及び補充員の選挙 | |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | について ・組合議会報告 ・委員会の閉会中の継続審査（調査）申出について | |
|--|--|--|--|--|

提出議案等

(令和元年9月10日提出)

(村長提出議案)

- | | |
|--------|--|
| 認定第 1号 | 平成30年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 2号 | 平成30年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 3号 | 平成30年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 4号 | 平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 5号 | 平成30年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 6号 | 平成30年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について |
| 報告第 3号 | 平成30年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 承認第 5号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第5号)令和元年度西原村一般会計補正予算(第4号)について」 |
| 議案第74号 | 西原村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 議案第75号 | 西原村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第76号 | 西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第77号 | 西原村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第78号 | 令和元年度西原村一般会計補正予算(第5号)について |

- 議案第79号 令和元年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第80号 令和元年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第81号 令和元年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第82号 令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第83号 令和元年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第84号 物品購入契約の締結について
- 議案第85号 工事請負契約の締結について
- 議案第86号 工事請負契約の締結について
- 議案第87号 工事請負契約の締結について
- 議案第88号 工事請負契約の締結について
- 議案第89号 工事請負契約の締結について
- 同意第4号 西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

(令和元年9月18日提出)

(一般質問)

1番 堀田直孝君 2番 山下一義君

(令和元年9月20日提出)

(議員提出議案)

発議第 4号 西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣について

目 次

第1号（9月10日）

| | |
|---|----|
| 議事日程第1号 | 1 |
| 応招議員氏名 | 2 |
| 出席議員氏名 | 3 |
| 事務局職員出席者 | 3 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 4 |
| 開会・開議 | 5 |
| 日程第 1 会議録署名議員の指名 | 5 |
| 日程第 2 会期の決定について | 5 |
| 日程第 3 諸般の報告 | 5 |
| 日程第 4 村長提案理由説明（認定第1号～第6号、報告第3号、承認第5号、議案第74号～第89号、同意第4号） | 6 |
| 日程第 5 休会の件について | 15 |
| 散 会 | 15 |

第2号（9月18日）

| | |
|---|----|
| 議事日程第2号 | 17 |
| 応招議員氏名 | 18 |
| 出席議員氏名 | 19 |
| 事務局職員出席者 | 19 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 20 |
| 開 議 | 21 |
| 日程第 1 一般質問 | 21 |
| （堀田直孝） | 21 |
| ・東海大学農学部新キャンパスの開設について | |
| （山下一義） | 29 |
| ・高齢者運転免許証自主返納に対する村の考えは | |
| ・宅地耐震化推進事業について | |
| ・小規模住宅地区等改良事業について | |
| 日程第 2 認定第 1号 平成30年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について | 35 |
| 散 会 | 68 |

第3号（9月19日）

| | |
|---------|----|
| 議事日程第3号 | 69 |
|---------|----|

| | | |
|----------------|---|-------------|
| 応招議員氏名 | | 7 1 |
| 出席議員氏名 | | 7 2 |
| 事務局職員出席者 | | 7 2 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | 7 3 |
| 開 議 | | 7 4 |
| 日程第 1 | 認定第 2 号 平成 3 0 年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について | 7 4 |
| 日程第 2 | 認定第 3 号 平成 3 0 年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について | 7 7 |
| 日程第 3 | 認定第 4 号 平成 3 0 年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について | 7 9 |
| 日程第 4 | 認定第 5 号 平成 3 0 年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 8 1 |
| 日程第 5 | 認定第 6 号 平成 3 0 年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について | 8 5 |
| 日程第 6 | 報告第 3 号 平成 3 0 年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について | 8 8 |
| 日程第 7 | 承認第 5 号 専決処分の報告及び承認について 「(専第 5 号) 令和元年度西原村一般会計補正予算(第 4 号)について」 | 9 1 |
| 日程第 8 | 議案第 7 4 号 西原村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について | 9 2 |
| 日程第 9 | 議案第 7 5 号 西原村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 9 7 |
| 日程第 1 0 | 議案第 7 6 号 西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について | 1 0 0 |
| 日程第 1 1 | 議案第 7 7 号 西原村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について | 1 0 0 |
| 日程第 1 2 | 議案第 7 8 号 令和元年度西原村一般会計補正予算(第 5 号)について | 1 0 1 |
| 日程第 1 3 | 議案第 7 9 号 令和元年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について | 1 1 5 |
| 日程第 1 4 | 議案第 8 0 号 令和元年度西原村介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について | 1 1 6 |

| | | | |
|---------|-----------|-------------------------------------|---------|
| 日程第 1 5 | 議案第 8 1 号 | 令和元年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について | … 1 1 8 |
| 日程第 1 6 | 議案第 8 2 号 | 令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について | … 1 1 9 |
| 日程第 1 7 | 議案第 8 3 号 | 令和元年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について | … 1 2 0 |
| 散 会 | | | … 1 2 2 |

第 4 号（9 月 2 0 日）

| | | | |
|----------------|-----------|------------------------------------|---------|
| 議事日程第 4 号 | | | … 1 2 3 |
| 応招議員氏名 | | | … 1 2 4 |
| 出席議員氏名 | | | … 1 2 5 |
| 事務局職員出席者 | | | … 1 2 5 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | … 1 2 6 |
| 開 議 | | | … 1 2 7 |
| 日程第 1 | 議案第 8 4 号 | 物品購入契約の締結について | … 1 2 7 |
| 日程第 2 | 議案第 8 5 号 | 工事請負契約の締結について | … 1 2 9 |
| 日程第 3 | 議案第 8 6 号 | 工事請負契約の締結について | … 1 2 9 |
| 日程第 4 | 議案第 8 7 号 | 工事請負契約の締結について | … 1 2 9 |
| 日程第 5 | 議案第 8 8 号 | 工事請負契約の締結について | … 1 2 9 |
| 日程第 6 | 議案第 8 9 号 | 工事請負契約の締結について | … 1 2 9 |
| 日程第 7 | 同意第 4 号 | 西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて | … 1 3 2 |
| 日程第 8 | 発議第 4 号 | 西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴う議員派遣について | … 1 3 3 |
| 日程第 9 | | 西原村選挙管理委員及び補充員の選挙について | … 1 3 3 |
| 日程第 1 0 | | 組合議会報告について | … 1 3 4 |
| 日程第 1 1 | | 委員会の閉会中の継続調査申出について | … 1 3 6 |
| 閉 会 | | | … 1 3 6 |
| 署 名 | | | … 1 3 7 |

令和元年第3回西原村議会定例会会議録

令和元年9月10日、令和元年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和元年9月10日（火曜日） 議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 村長提案理由説明（認定第1号～第6号、報告第3号、承認第5号、議案第74号～第89号、同意第4号）

日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

| | |
|------|-----------|
| 1 番 | 堀 田 直 孝 君 |
| 2 番 | 村 上 高 志 君 |
| 3 番 | 坂 本 隆 文 君 |
| 4 番 | 中 西 義 信 君 |
| 5 番 | 西 口 義 充 君 |
| 6 番 | 上 野 正 博 君 |
| 7 番 | 山 下 一 義 君 |
| 8 番 | 林 田 直 行 君 |
| 9 番 | 桂 悦 朗 君 |
| 10 番 | 宮 田 勝 則 君 |

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

| | |
|------|-----------|
| 1 番 | 堀 田 直 孝 君 |
| 2 番 | 村 上 高 志 君 |
| 3 番 | 坂 本 隆 文 君 |
| 4 番 | 中 西 義 信 君 |
| 5 番 | 西 口 義 充 君 |
| 6 番 | 上 野 正 博 君 |
| 7 番 | 山 下 一 義 君 |
| 8 番 | 林 田 直 行 君 |
| 9 番 | 桂 悦 朗 君 |
| 10 番 | 宮 田 勝 則 君 |

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

| | |
|---------|-----------|
| 議会事務局長 | 米 口 三喜男 君 |
| 議会事務局書記 | 佐 藤 光 弘 君 |

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

| | |
|--------|-------|
| 村長 | 日置和彦君 |
| 副村長 | 目床順司君 |
| 教育長 | 竹下良一君 |
| 総務課長 | 須藤博君 |
| 企画商工課長 | 林田浩之君 |
| 教育課長 | 吉田光範君 |
| 会計管理者 | 西山春作君 |
| 税務課長 | 廣瀬龍一君 |
| 産業課長 | 南利孝文君 |
| 復興建設課長 | 吉井誠君 |
| 住民福祉課長 | 藤吉昌也君 |
| 保健衛生課長 | 松下公夫君 |
| 保育園長 | 松永政範君 |

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第3回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和元年第3回西原村議会定例会を開会します。

会議に入ります前に、昨日及び一昨日、東海地方及び関東地方を襲いました台風15号によりまして、本村も大変お世話になっております千葉県を筆頭に、各地で甚大な被害が起こっております。死者・行方不明者を発生させるなど、大きな被害となっております。

また、去る8月27日からの記録的な大雨で、佐賀県各地において甚大な被害が発生し、死者3名、意識不明者1名など多大な被害が発生しております。

熊本地震においても、特に千葉県、佐賀県から大変お世話になり、多大なる支援をいただいているところであります。西原村及び西原村議会も、この被災された皆様方に対しましてお見舞いを申し上げたいと思います。さらには、亡くなられた皆様にお悔やみを申し上げたいという意味を込めて、黙禱をささげたいと思います。

全員、起立をお願いいたします。

（全員起立）

○議長（宮田勝則君）黙禱。

（黙禱）

○議長（宮田勝則君）黙禱直れ。

着席してください。

（全員着席）

○議長（宮田勝則君）ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番議員、堀田直孝君、2番議員、村上高志君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、9月2日に行われました議会運営委員会で本日10日より20日までの11日間と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、よって会期は、本日10日より20日までの11日間に決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告として、議長から、会議規則第129条ただし書きの規定により、議員の派遣について報告します。

7月8日、熊本県町村議会議長会主催による常任委員長・議会運営委員長研修会がグランメッセ熊本で開催され、「チーム議会のすすめ」を演題として、早稲田大学マニフェスト研究事務局長中村健氏より、災害時の議会の役割等基調講演が行われました。

7月26日には、阿蘇市町村議長会主催の市町村正副議長・常任委員長・議会運営委員長研修会がサンク라운大阿蘇で開催され、熊本県町村議長会事務局長の古家陽介氏を講師に「全国等の動きと事例研修」が行われました。

8月5日、熊本県町村議会議長会主催の正副議長研修会が自治会館で開催され、「日本の田舎は宝の山」を演題に、曾根原久司NPO法人えがおつなげて代表理事の基調講演が行われました。

8月21日より23日において、阿蘇市町村議長会主催の議長研修が開催され、山梨県北杜市一般社団法人八ヶ岳ツーリズムマネジメントの取り組みとして、観光及びインバウンドの対策、長野県塩尻市の野菜花き試験場の研究内容について、そして最終日に、世界文化遺産に登録されました群馬県富岡市の富岡製糸場の取り組みについて研修を行ってきました。

以上、議長からの諸報告を終わります。

ほかに諸般の報告として何かございませんか。

(「なし」の声)

○議長(宮田勝則君)なければ、これで諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

(村長 日置和彦君 登壇 説明)

○村長(日置和彦君)おはようございます。

令和元年第3回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、ありがとうございます。

未曾有の大災害をもたらした熊本地震から3年4カ月となりました。災害復旧・復興も道半ばではありますが、西原村震災復興計画の5カ年計画に基づき、まずは順調に進んでいると認識しております。仮設住宅も集約が進み、木造仮設住宅を村の単独住宅として活用するため改修に着手し、9月12日に工事の入札を予定しており、改修後、順次入居となります。プレハブ仮設の入居者はB棟だけの49世帯となると予想しております。

宅地の再生事業も、入札が約70%を終え、工事も急ピッチで進んでおります。できる限り早く完成させたいと、職員一丸となって進めているところであります。

県道熊本高森線俵山トンネルルートにおいては、大切畑大橋の復旧が完成し、今週末の14日に開通式が予定されております。国の代行事業で全線開通

となり、利便性はもちろん、観光、物流、医療、経済的にも大いに期待するものでございます。

また、今年度末には、県道熊本高森線の河原津森間も完成する予定であり、西原村の大動脈として、特に河原地区にとっては命の道路として、震災前にも増して機能することを願っております。

今年度は、県道、村道の生活道路が全て復旧でき、宅地の再生を一日でも早く完成させ、被災者の方々の自宅の再建と生活再建の実現に向け、一步一步確実に復興の道を進めてまいります。

本村は復旧・復興のトップランナーと評されていますが、今後も復興のスピードを落とすことなく、復旧・復興のその先を目指し、村民の負託に応えられるよう、夢の実現に向け努力をしております。

さて、先ほど議長からもありましたように、最近梅雨を思わせるような日々が続いておりましたが、九州北部地方では、8月27日から記録的な豪雨で河川の氾濫、浸水、工場からの油流出等で甚大な被害が発生しております。特に佐賀県では、道路、農地、住宅等が水没し、家屋の床上浸水が多く発生しております。翌日の28日には、佐賀県庁を初め派遣職員の派遣元の市と連絡をとり、状況把握を確認したところであります。

被害が大きいと思われる武雄市には、副村長を現地に派遣しまして、支援物資・人的支援はいつでも出動できる旨を申し出ております。災害ボランティアにつきましても、要請がなくともできる限り積極的に参加したいと考えています。熊本地震のときは、多くの方が佐賀県から来ていただきました。少しでも恩返しができるかと思っております。

また、つい先日は台風15号が都市圏を直撃、千葉県を中心に暴風雨による甚大な被害が発生しました。災害大国日本を改めて認識させられ、今後の台風についても注視してまいりたいと考えています。

さて、本定例会は平成30年度決算認定が主な議題となっておりますが、河上代表監査委員、西口監査委員におかれましては、令和元年7月11日から7月29日までの18日間、梅雨の明けないころから厳しい暑さの中まで慎重に審査をしていただき、その後の決算意見書作成まで大変ご苦勞をおかけしました。審査のまとめでは、財源確保に尽力したことで実質収支額として6億8,000万円余りを確保したことは大きな成果として評価すると、随所で高い評価とお褒めの言葉をいただいております。

また、最後に、今後大規模災害を想定し、対策として防災拠点整備事業に備えて、さらなる財源確保及び防災教育に努力され、準備を進めてもらいたいと期待の意見もいただいております。その意見を肝に銘じ、あらゆる事業についても交付金、補助金を最大限に活用し、有利な起債を模索し、できる限り一般財源の歳出を抑えてまいりたいと考えております。

今後とも職員の一層の頑張りに期待し、議員の皆さんも私も、今期残り1

年となった今、さらなるご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます、今定例会に上程しております議案の提案理由の説明をさせていただきます。

認定第1号、平成30年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

平成30年度当初予算は、西原村震災復興計画に掲げる施策を着実に推進し、創造的復興の実現を進めることを最優先としつつも、厳しい財政状況の中に財源確保と歳出抑制を徹底しながら、第5次西原村総合計画の政策の分野別施策に基づき予算編成をしたところです。熊本地震関連事業として、各種生活再建支援事業、集落や宅地再生のための宅地耐震化推進事業や小規模住宅地区改良事業、道路や農地・農業用施設、公営住宅、そのほか公共施設等の災害復旧事業や災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業、災害公営住宅整備事業等のさまざまな事業において、スピード感を持って進めてまいりました。

そのような中、住民の皆様のご理解、ご協力、議員各位のご指導により、平成30年の決算も行うことができました。

平成30年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入で122億581万3,199円、歳出では112億5,988万8,956円、歳入歳出差し引き額9億4,592万4,243円で、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支額は6億8,146万9,852円となりました。

歳入決算額では、村税に個人分における熊本地震による雑損控除繰越損失の減や、株式譲渡益等による個人村民税の増により9.7%の増、使用料・手数料は災害公営住宅家賃増等により42.7%増、国庫支出金は災害公営住宅整備事業国庫補助金や社会資本整備総合交付金、宅地耐震化推進事業、小規模住宅地区改良事業の増により44.3%増、県支出金は震災復旧緊急対策経営体育成支援事業県補助金の減、県復興基金創意工夫事業分交付金の減等により53.0%減となりました。

また、地方債では、公共事業等債の増、緊急防災減災事業債の減、宅地耐震化推進事業債の増、災害対策債の減等により6.3%増となり、歳入総額においては対前年比で7.3%の減額となりました。

歳出決算額は112億5,989万円で、うち熊本地震関連費が71億793万円となり、決算額の63.1%を占めております。主なものは、災害廃棄物処理等事業費減による物件費78.7%減、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業費減による補助費等67.8%減、宅地耐震化推進事業費増や災害公営住宅整備事業増による普通建設事業費573.9%増などにより、対前年度比では4億3,086万円、3.7%の減額となりました。特に熊本地震関連費においては、普通建設事業費が57億334万円、災害復旧費が4億8,103万円、物件費が2億60万円、補助費等が6億6,250万円等となりましたが、その財源としては、国の激甚災害指定や熊本地震における特別措置により補助費等のかさ上げや起債の交付税

措置率のかさ上げが行われ、それにより国・県における補助金、交付金、災害復旧事業債等を最大限に活用しながら予算執行を図ってまいりました。

積立基金につきましては、平成28年度から30年度にかけ、熊本地震関連事業の財源として財政調整基金の取り崩しを行いました。全国の皆様からお寄せいただいた寄附金等を災害復興基金へ積み立てを行い、今後の公共施設整備に係る財源として、公共施設整備基金に3億円を積み増したことから、今年度末の基金残高が30億833万円となり、前年と比較すると5億3,247万円の増となりました。

なお、災害復興基金については、平成30年度中において、村民グラウンドの災害廃棄物仮置き場からの復旧事業や木造応急仮設住宅改修事業の財源に充てるため、6,500万円の取り崩しを行いました。

地方債発行額については、平成29年度に引き続き、平成30年度においても、主に熊本地震復旧・復興事業費の財源として借り入れ、実質の平成30年度中における借入額は22億4,210万円となり、これにより平成30年度末の現在高は、過去最大の78億5,608万円となりました。

決算につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会の認定を必要としますので、ご提案をさせていただきました。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明申し上げます。

認定第2号、平成30年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額9億5,738万9,911円に対し、歳出総額8億6,732万3,797円で、歳入歳出差引額9,006万6,114円でございます。

歳入におきましては、保険税調定額2億1,243万円に対し、収入済額1億7,804万円で、収納率は現年度96.6%、滞納繰越分で16.7%、全体で83.8%であり、収納率は前年度比4.3ポイントの増となっております。

歳入の主な内訳といたしまして、県支出金、普通交付金5億6,633万円、特別交付金2,226万円があり、歳入総額の61.5%を占めております。また、一般会計からの法定繰入金は8,086万円、繰越金1億485万円となっております。

歳出の主なものは、保険給付費5億7,012万円で、歳出全体の65.7%を占めております。国保運営主体が平成30年度から熊本県に移行したことに伴い、新たに新設された国民健康保険事業費納付金のうち医療費給付費につきましては1億8,326万円、後期高齢者支援金等につきましては5,202万円、介護納付金につきましては2,022万円、償還金につきましては、平成29年度医療給付費等国庫負担金返還金2,867万円の支出となっております。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明申し上げます。

認定第3号、平成30年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額 7 億 9,554 万 9,415 円に対し、歳出総額 7 億 4,361 万 8,356 円で、歳入歳出差引額 5,193 万 1,059 円でございます。

平成 30 年度末の人口 6,751 人に対し、65 歳以上の人口は 2,016 人、高齢化率 29.9%、介護被保険者数は 2,008 人という状況であります。平成 31 年 3 月末現在で 338 人が介護認定を受け、そのうち 293 人が介護サービスを受けられております。内訳としましては、居宅介護サービス 189 人、地域密着型サービス 36 人、施設介護サービス 68 人で、居宅介護サービスの利用率は、地域密着型サービスを含め 76.8% となっております。

歳入におきましては、保険料調定額 1 億 7,037 万円に対し、収入済額 1 億 6,772 万円で、収納率は現年度 99.5%、滞納繰越分で 20.1%、全体で 98.4% であり、収納率は前年度に比べ 1.2 ポイントの増となっております。

歳入の主な内訳といたしまして、国庫支出金 1 億 8,356 万円、支払基金交付金 1 億 7,902 万円、県支出金 1 億 389 万円で、歳入総額の 58.6% を占め、一般会計からの繰入金が 1 億 469 万円で 13.2% を占めております。

歳出の主なものは、保険給付費 6 億 5,608 万円で、歳出総額の 88.2% を占めております。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明申し上げます。

認定第 4 号、平成 30 年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額 1 億 6,876 万 9,915 円に対し、歳出総額 1 億 6,518 万 5,329 円で、歳入歳出差引額 358 万 4,586 円でございます。

平成 30 年度末の人口 6,751 人に対し、被保険者は 1,019 名でございます。歳入につきましては、保険料現年度調定額 4,017 万円に対し、収入済額 4,017 万円であり、現年度収納率は 100% となっております。

その他歳入の主なものとしましては、一般会計からの繰入金 1 億 2,381 万円で、保険料収納額と合わせ、歳入総額の 97.2% を占めております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 6,292 万円、内訳として、保険料負担金 4,025 万円、保険基盤安定負担金 2,596 万円、事務費負担金 668 万円、療養給付費負担金 9,003 万円で、歳出全体の 98.6% を占めております。後期高齢者の医療養給付費の法定負担金につきましては、一般会計より繰り入れして拠出してしております。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明申し上げます。

認定第 5 号、平成 30 年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額 1 億 647 万 973 円に対し、歳出総額 9,063 万 1,240 円となり、歳入歳出差引額は 1,583 万 9,733 円でございます。

主な内容としましては、歳入では、水道事業収益の営業収益 6,298 万 3,942 円、営業外収益 1,533 万 6,922 円、繰越金 2,812 万 4,807 円、財産収入 2 万

5,302円、歳出におきましては、人件費480万5,661円、電気料等光熱水費742万8,961円、工事請負費180万1,731円、企業債償還金3,458万400円などとなっております。

平成30年度末の給水人口は、村人口の59.3%の4,003人となっており、年々増加傾向にあります。

なお、水道料金の収入状況は、収納率99%とすることができました。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第6号、平成30年度西原村工業用水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

収益的収支におきましては、工業用水事業収益は2,086万8,980円で、前年度に比べ240万690円の増収となりました。

工業用事業費用につきましては1,379万4,701円となり、前年度に比べ397万5,648円の増額となりました。

なお、剰余金につきましては1,632万12円で、前年度に比べ707万4,279円の増益となりました。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明申し上げます。

報告第3号、平成30年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告するとともに、村民に対し公表することが義務づけられております。

公表するのは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率と公営企業の資金不足比率となっており、監査委員からは、特に問題ないとの意見をいただいております。

詳細につきましては、総務課長から報告いたします。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について、（専第5号）令和元年度西原村一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億1,622万6,000円とするものでございます。

8月17日の夜間に役場庁舎空調設備に異常が発生し、水冷方式空調システムの蓄熱槽及び庁舎内の温度調節ができない状態となりました。夏場の高温の気象が続くため、この状態では職員の業務の低下や、労働安全衛生における適正な職場環境の保全義務の規定や、来庁者の快適性や健康への影響を考慮すると、早期の復旧を行う必要がありました。

また、国土交通省熊本復興事務所が代行する県道熊本高森線の災害復旧工事における横断歩道の設置に関連し、本村が一部区間に歩道を設置する必要が生じました。材料調達等においては、国土交通省熊本復興事務所の支援を

受けることができる状況にあることから、早急に仮設歩道整備に着手し、9月14日予定の開通式までに施工を完了する必要がありました。

このような必要な措置を講じるため、補正予算が急遽必要になったことから、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

なお、これは、大切畑ダムの近くの歩道橋でございます。

議案第74号、西原村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日施行により、新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

議案第75号、西原村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、8月1日から施行されたことにより、西原村災害弔慰金の支給等に関する条例について所要の改正をするものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長よりご説明申し上げます。

議案第76号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

今回の西原村中央簡易水道給水条例の一部改正は、消費税及び地方消費税を合わせた税率が8%から10%に引き上げることに伴い、消費税及び地方消費税が課税される水道料金にかかわる規定について改正するため、条例の一部改正を提案させていただくものでございます。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明申し上げます。

議案第77号、西原村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の西原村工業用水道事業給水条例の一部改正は、消費税及び地方消費税を合わせた税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、消費税及び地方消費税が課税される水道料金等に係る規定について改正するため、条例の一部改正を提案させていただくものでございます。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明申し上げます。

議案第78号、令和元年度西原村一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億2,061万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億3,683万

8,000円とするものでございます。

歳入歳出の主なものについて申し上げますと、歳入では、県補助金9,581万1,000円の増額補正、寄付金1億9,040万円の増額補正、繰越金6億146万9,000円、雑入1億1,961万4,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、農林水産業費の農業費を9,027万6,000円増額しております。災害復旧費の農林水産施設災害復旧費では、農地等災害復旧費6,349万9,000円の増額、農地等災害復旧工事の増額補正でございます。

公債費では、財政融資資金等を6,096万2,000円の減額補正、そして予備費を1億1,193万9,000円増額補正しております。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

議案第79号、令和元年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,006万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,493万8,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、平成30年度決算に伴う繰越金6,006万6,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、諸支出金97万1,000円の増額補正、予備費5,909万5,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明申し上げます。

議案第80号、令和元年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,346万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,887万9,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、支払基金交付金233万8,000円の増額補正、県支出金919万7,000円の増額補正、平成30年度決算に伴う繰越金5,193万円の増額補正でございます。

歳出につきましては、総務管理費919万7,000円の増額補正、諸支出金1,413万5,000円の増額補正、予備費4,013万3,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明申し上げます。

議案第81号、令和元年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ358万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,867万円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、平成30年度決算に伴う繰越金358万3,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、諸支出金13万1,000円の増額補正、予備費345万2,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明申し上げます。

議案第82号、令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ849万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,923万2,000円と定めるものでございます。

主な内容について申し上げますと、歳入におきましては、平成30年度決算による繰越金83万9,000円及び繰入金759万8,000円の増額補正、歳出におきましては、業務費に849万2,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明申し上げます。

議案第83号、令和元年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算（第1号）は、収益的収入支出は当初予算と変わらず2,005万7,000円と定めるものでございます。

主な内容について申し上げますと、支出におきまして、営業費用の総係費250万3,000円の増額補正、予備費250万3,000円の減額補正となっております。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明申し上げます。

議案第84号、物品購入契約の締結についてご説明申し上げます。

小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプの購入につきまして、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

続きまして、議案第85号から議案第89号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案第85号から第89号につきましては、全て工事請負契約の締結についてでありますので、一括して提案させていただきます。

議案第85号、工事請負契約の締結について、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（KM-107）、議案第86号、工事請負契約の締結について、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（KM-132・134）、議案第87号、工事請負契約の締結について、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（KH-118・129・135）、議案第88号、工事請負契約の締結について、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（KH-128・134・136）、最後に議案第89号、工事請負契約の締結について、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（KH-131・132・133）。

以上5件につきましては、熊本地震により被災した宅地等の復旧事業につきまして、指名競争により契約の相手が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細については、復興建設課長よりご説明申し上げます。

同意第4号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

現委員の丹波篤氏が、令和元年10月31日に任期満了となりますので、引き続き委員をお願いしたく、地方税法の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

以上、認定6件、報告1件、承認1件、議案16件、同意1件、合計25件でございます。

議員各位におかれましては、全案件とも慎重審議をしていただき、何とぞご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。大変お世話になります。

○議長（宮田勝則君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日11日より17日まで本議会を休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、明日11日から17日まで本議会を休会といたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、次の会議は18日午前10時より行います。本日はこれをもって散会いたします。

午前10時46分 散会

第 2 号 (9 月 1 8 日)

令和元年第3回西原村議会定例会会議録

令和元年9月18日、令和元年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和元年9月18日（水曜日） 議事日程第2号

日程第 1 一般質問

日程第 2 認定第 1号 平成30年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について

1、応招議員 (10名)

| | |
|------|-----------|
| 1 番 | 堀 田 直 孝 君 |
| 2 番 | 村 上 高 志 君 |
| 3 番 | 坂 本 隆 文 君 |
| 4 番 | 中 西 義 信 君 |
| 5 番 | 西 口 義 充 君 |
| 6 番 | 上 野 正 博 君 |
| 7 番 | 山 下 一 義 君 |
| 8 番 | 林 田 直 行 君 |
| 9 番 | 桂 悦 朗 君 |
| 10 番 | 宮 田 勝 則 君 |

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

| | |
|------|-----------|
| 1 番 | 堀 田 直 孝 君 |
| 2 番 | 村 上 高 志 君 |
| 3 番 | 坂 本 隆 文 君 |
| 4 番 | 中 西 義 信 君 |
| 5 番 | 西 口 義 充 君 |
| 6 番 | 上 野 正 博 君 |
| 7 番 | 山 下 一 義 君 |
| 8 番 | 林 田 直 行 君 |
| 9 番 | 桂 悦 朗 君 |
| 10 番 | 宮 田 勝 則 君 |

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

| | |
|---------|-----------|
| 議会事務局長 | 米 口 三喜男 君 |
| 議会事務局書記 | 佐 藤 光 弘 君 |

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

| | |
|--------|-------|
| 村長 | 日置和彦君 |
| 副村長 | 目床順司君 |
| 教育長 | 竹下良一君 |
| 総務課長 | 須藤博君 |
| 企画商工課長 | 林田浩之君 |
| 教育課長 | 吉田光範君 |
| 会計管理者 | 西山春作君 |
| 税務課長 | 廣瀬龍一君 |
| 産業課長 | 南利孝文君 |
| 復興建設課長 | 吉井誠君 |
| 住民福祉課長 | 藤吉昌也君 |
| 保健衛生課長 | 松下公夫君 |
| 保育園長 | 松永政範君 |
| 代表監査委員 | 河上勝彦君 |

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問については、9月2日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、50分以内と決定します。

受領番号1番、1番議員、堀田直孝君、件数1件、発言を許します。

（1番議員 堀田直孝君 登壇 質問）

○1番議員（堀田直孝君）おはようございます。1番議員、堀田です。

それでは、令和元年第3回西原村議会定例会一般質問通告書に従い質問をさせていただきます。

質問事項でございますが、東海大学農学部新キャンパスの開設についてであります。

南阿蘇村にありました東海大学農学部が、2016年に発生した熊本地震で甚大なる被害を受けました。その農学部の再建に向けて、益城町の宇宙情報センターに新キャンパスとして2023年ごろ、これはもう年度でいくと令和4年度、開設が令和5年になりますが、令和5年までに建設を目指し開設されるということをお聞きしております。それに伴いまして、本年2月1日には益城町と東海大学で連携協定に関する包括協定が締結されました。協定の内容は、地域産業の振興に向けた施策推進に係る人的資源や知的資源の活用を初め、人的交流や人づくり、まちづくり、地域活性化、教育・文化の発展のための連携などに取り組むという内容でした。

しかしながら、質問の趣旨に書いてありますとおり、益城町は市街化調整区域内で規制が厳しく、学内からも、新キャンパス近辺の益城町の土地、特に県道南は農振地域が外れていないとの声も上がっております。数百メートル離れた隣接している本村のほうが土地等の規制が少なく有利であり、それこそ地域資源の活用や産業振興、人的資源、教育等の発展に取り組めないかということです。

新キャンパスは情報によりますと、先ほど言いましたとおり2023年ごろまでに建設を目指し、農学部を主体として移すということです。東海大学の農学部は、1学年定員220名であり3学科あります。応用植物科学科定員80名、応用動物科学科定員80名、バイオサイエンス学科定員60名で、予定では1学

年生から2学年生までの必修、基礎講義は熊本キャンパスで行い、2学年生から4学年生までの専門講義、研究等は新キャンパスで行うということで、600名以上の学生が新キャンパスで学ぶことになります。

このことは西原村にとっても、学生が本村のアパートに入居する可能性もあり、人口の増加、学生のアルバイトによる農業の人手不足の解消、遊休農地の実習田としての活用、教育等の発展に取り組めないか、また、本村としての対応はどのように考えておられるのかを、総合的には村長、教育的には教育長にお尋ねいたします。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えをさせていただきます。

東海大学農学部の新キャンパスの開設についてという事項で、質問要旨もいろいろございます。

平成28年の熊本地震によりまして、南阿蘇村にあります東海大学農学部のキャンパスが甚大な被害を受けております。実は当時から、南阿蘇村での再建は厳しいのではないかなというようなこともささやかれておりました。私も移転となれば、利便性のよい西原村に誘致はできないものかとひそかに考えておりました。しかしながら、まだ移転も公表されない中で自分勝手ではいけないということで、南阿蘇村に配慮し水面下での動きも自粛をしておりましたが、後で聞けば、ほかの自治体も同じ考えの市町村もおられたとお聞きをしております。結果的には、東海大学宇宙センター横に開設という話をお聞きいたしましたところでございます。

本来ならば、西原村の中で移転をできないかなというような思いもございました。農地もあると、もし畜産関係があるならば原野等もあるということで、いろんなことを考えながら誘致をするならばなというふうに考えておりました。しかし、今申しましたように、なかなかそれを表立って言うわけにいかないということでございまして、しかしながら、東海大学宇宙センターの隣ということで西原村に近うございます。今から4年間の期間がございしますが、何らかのアクションを起こす必要はあるなということで、そのことは検討すること大いにあるというふうに思っております。

詳細な内容につきましては、教育長初め、各関係課長より説明をさせていただきます。以上です。

○議長（宮田勝則君）教育長。

（教育長 竹下良一君 登壇 答弁）

○教育長（竹下良一君）お答えいたします。

日ごろから、本村学校教育へのご理解とご支援をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

この件に関しましては、本庁産業課及び企画商工課等とも相談、検討させ

ていただきました。私のほうからは教育関係のことをお答えいたします。

まず、東海大学の学生へのアセスメントと申しますかアンケートがない状況でございます。さらに、先ほど村長からのお話もありましたように、南阿蘇村の村民の方々の心情等を考えますと、対応については慎重にならざるを得ないところがございます。そして、先ほども言いましたが、あくまでも仮定の上での話にならざるを得ないという点については、ご了解をいただきたいと思っております。

まず、本村への住みよさを感じて、本村内に居住する学生が増加したという仮定のもとでの話になりますが、その場合には、議員ご指摘のようにアルバイトで職を探す学生も出てくるかと思っております。その場合には、次の大きく2点が考えられます。1点目が大学生の力の活用、2点目が大学との連携という点でございます。

まず、1点目の大学生の力の活用についてですけれども、具体的に言いますと、考えておりますのは、村の子どもへの家庭教師や塾の開校に伴う大学生の教育力の活用でございます。さらには、地域NPO法人との協力による子育てボランティア活動での学生の力の活用、さらに、本教育委員会が行っておりますふるさと塾等でのボランティア活動やキャリア教育の講師としての活用等が考えられます。

次に、大学との連携についてでございますけれども、1点目は、大学との新たな連携行事の創造ということも考えられなくはないなと思っております。例えば、大学生のアトラクションの参加、これは夢運太鼓と、これが子どもたちの学びの意欲の向上につながればいいなというふうなことも考えないではありません。

次に、大学との連携の2点目でございますけれども、地域防災への参入というところでございます。具体的には、AI機器を用いた地域防災計画の作成等も考えられるかなというふうに思っております。

ただ、繰り返しになりますけれども、事前に行う必要がありますのは、2023年時点での西原村に住みたい学生の人数調査、それと大学との協定の必要性等でございます。と申しますのは、去る8月29日に東海大学の企画調整課長のほうに連絡をとらせていただきまして、お話をお聞きしました。

その結果、まず第1点目は、アンケートをとらせていただいても構いませんかという点でございますけれども、それについては、結論を申しますと可能であると、ただ、それは2023年度以降のほうじゃないと効果がないんじゃないかなと、今とっても、まだ住む予定ということですので、来てない子どもたちでございます。

2点目の研究室の協力体制についてですけれども、これは、議員も村長もお話がありますけれども、益城町との包括協定に見られますように、これは単純に希望者が一定数できるというものではございませんので、包括協定を

結んだ上でやっていただきたいということでございました。じゃ、具体的にどんなふうにするのかということについては、希望された時点で、九州キャンパスでは判断できないから本学のほうで判断をさせていただくと、その件に関しては益城町と結んでいますので、隣接町村との協定についてはやぶさかではないと前向きのお考えをいただいております。

そのほか考えられることがございますかということですが、そのほかにはほかの学部との協力、例えば観光面での共同企画等もできるかと思えます。その点についても協力はできるかと思えますというふうな心強いお言葉もいただいております。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○1番議員（堀田直孝君）村長、教育長、やはりこのことに関心を持っておられたということで、非常に心強く思います。

自分なりに、東海大学が、南阿蘇村があれだけ強く存続してくれと言うたのはなぜかということで、私も南阿蘇村のほうに調査に行ってみました。その点で一番すごいのが、人口が、学生が当時800人おった。それが全くいなくなったということで交付税が、これは住民票じゃなくて国勢調査でいいですね、学生はほとんど住民票を半分は置きませんので、ただそこに住んでいるというだけで、これ、耳を疑ったんですけれども1億5,200万円の減、学生がただで交付税が1億5,200万円入ったことなんですよ。この1億5,200万円というのは、西原村の税金でいうと法人税か、法人税が1億5,000万円ぐらいだったかな、これをもう学生がいるだけでその財政として潤ったわけです。これがなくなるということで、非常に南阿蘇村はやはりあれだけ強く要望されたんだろうと思います。

ほかにもなくなったことによって、税収関係で言いますと固定資産税、これアパートと住民税の減収、個人経営所得がアパート経営が少なくなるので減収します。それと、学生は非常にバイクを取得します。その軽自動車税、バイク取得の減、これも1,000円か2,000円ですけれども、そういう800名が全部じゃないですけれども登録するということは、財政に非常に減ということで、今まで潤ったことなんです。

そうすると、今教育長が言われましたが、学生の労働力、雇用対象の減ということで、南阿蘇村におきましてはファームランド、ここにほとんどの人間がバイトに行っただけです。今ファームランドも非常に経営の危機、人材不足ということもありますし、やはり冒頭言いましたとおり、学生はアルバイトしなければ、学費が要りますので、近隣町村の農家、こういうところのアルバイトもかなりあった。または、先ほど言われました家庭教師、そういう人的資源がなくなってしまった。

地域の経済力に関しましても、学生がいることによって飲食店、コンビニ、美容院、コインランドリー、ガソリンスタンドが潤ったのが、その消費がな

くなったということで、特に影響を受けているのがコインランドリーです。コインランドリーを経営されている方、ここが非常に減少しておるといふことです。飲食店も減ったと。

それとあと一点、地域おこし、これが村の夏祭り、先ほど教育長が言われました夏祭り等に学生がかなり参加しておって、協力をしてもらった。その学生がいなくなったということで、その後の夏祭りの行事が非常に寂しくなったというようなことになっております。

また、東海大学生の数の偉大さもあつたそうです。団結力が非常に同じ学生ということで強うございます。ということで、当時震災したときに物資の搬入とか支援の輪が、OBがかなり駆けつけてくれて、そういうところも非常にお世話になった。要は黒川地区の大家さんへの恩返しをしたいということで、非常にそういうところで、全国に散らばっておる学生が集結してきてくれたということで非常に助かったということです。

あとはもう物流の減少ということで、ヤマト運輸とかそういうところの、学生は通販、アマゾンとかそういうところで買い物をしますので、そういう個人的な運輸業の減ということになったということでもございました。

村としては、そういう南阿蘇村はありましたが、あとはもう各課長さんということですが、今度はメリットも、この逆だと思いますが、各担当課長の意見をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）東海大学農学部に移転につきましては、農業は最も関連が出てくる、かわりが生まれる可能性のある部門の一つであるというふうに認識をしておるところでございます。

先ほど議員のお話の中にありました、農地を活用した実習というふうなお話もあつたかと思いますが、これについては、今のところ大学側の発表では、南阿蘇村のフィールドを活用してということで発表されておりますので、これについてはちょっと具体的なお話はできないかなというふうに思っております。

それから、アルバイトの受け入れということでございますが、現在、東海大学が地域と連携して行われている農業関連の活動といたしましては、阿蘇援農コミュニティープロジェクトというのがあるというふうに伺っております。東海大学では、学生の自由な発想に基づいて活動を支援する仕組みとして、東海大学チャレンジセンターが設置されておまして、その中でチャレンジプロジェクトという名称で、工学、科学、ボランティアなど多岐にわたるテーマで活動が行われております。これらの活動の一つが阿蘇援農コミュニティープロジェクトといたしまして、農家の労働力不足を補い、負担軽減を図るとともに、農作業技術の習得を目的に南阿蘇村を中心に活動が展開されております。あわせて、交流を通して笑顔と元気を届け続けるということも

学生さん方はおっしゃっておられるということでございます。

この活動の受け皿として、南阿蘇村行政側で行っておりますのは、南阿蘇村農業研修生受入協議会というのを設置しまして、農家の要望と学生さんの活動日、内容の調整、あるいは交流会の実施、また具体的に学生さんに生じる負担の軽減、これは交通費等の負担というふうに伺っております。また、農家に生じる負担、これは食事代などを村のほうで援助しているというようなお話を伺っております。また、これらの活動を通じて、新規就農者の定着ということも期待されているということでございます。

いずれにしましても、これまで築いてこられました南阿蘇村の農家の方々との関係を阻害することなく、また学生さんには負担をかけることのないようにしながら、我々の活動というものを模索する必要があるかなというふうに考えております。

農家へのアルバイトということでございましたが、現在、シルバー人材センターを利用されている農家さん大分いらっしゃいます。ただ、シルバー人材センターも最近はちょっと人手不足になっているというようなお話も伺っております。これについては非常に期待するところでございますし、ただ、教育長が申しましたように、2023年以降、学生さんの意向調査を行わなければちょっと意味がないだろうということですので、やっぱりそういった前後あたりからそういったアクションが、もちろん事前に農家さんの要望なんかの取りまとめとか、具体的にはそういったことも必要になるかと思えますけれども、いずれにしましてもこれからの働きかけですので、余り具体的なことは申し上げられないとは思いますが、南阿蘇村のそういった活動も参考にしながら、本村の農業振興と学生さんの知識や技術の習得に寄与できるような活動、そういったものを模索できれば検討、調整を図りたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）先ほど議員のほうからご質問ありましたアパートの件につきましてお答えいたします。

益城町のほうに確認いたしましたところ、益城町の市街化調整区域地区計画策定の基本方針、計画基準ということで、県道堂園小森線の北側及び東海大学の宇宙情報センター周辺につきましては、空港関連ゾーンというゾーンが設定されておまして、こちらにつきましては地域振興に寄与すると認められる流通業務施設や大学等の研究施設の立地及び空港周辺というポテンシャルを生かした宿泊施設、ホテルですけれども、店舗等を周辺環境に調和した土地利用を図るということになっております。現在は、学生用の賃貸アパートなど、住宅の建設のほうは規制があるということでございました。

今後、市街化調整区域の土地利用方針が変わっていくかについては、現時点ではまだわからないということでございました。益城町の担当者の話によ

りますと、今後、向こうも検討を進めていかれる中で、住宅というのはもう木山付近あたりになって、あとは交通手段等を検討していきたいというお考えがございました。

こういった中、現在の状況では、民間業者などが西原村側に土地を求めてくるという可能性は非常にあると思われれます。昨年も高遊地区において賃貸アパートの開発の事前協議があったと聞いておりますが、その後まだ申請等はあっておりません。学生用のこういった賃貸アパートなど、建物や開発行為につきましては、村の開発行為等の基準及び手続に関する条例に沿って適正に指導していきたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君） 税務課長。

○税務課長（廣瀬龍一君） 2023年東海大学の建設ということで、議員がおっしゃられたように、今後、学生用のアパートですとかそういった面で西原村内での開発等が可能であれば、そういったことで村税としては固定資産税、先ほど言われたように軽自動車等、住民税もアルバイトなり、例えば住民さんの農業ですとかそういった形で逆に収益等で上がれば、当然住民税のほうもアップしてくるということで、村税につきましてはメリットといいますか、増収にはなるかというふうに考えているところであります。以上であります。

○議長（宮田勝則君） それでは、3回目、続けてください。

○1番議員（堀田直孝君） 今、各課長さんから言われましたとおり、自分が調べているところでもかなりのメリットがある。その中で、西原村は西原村の特徴を生かした、大学に貢献する、また協力体制を持つというのが非常に大事なんですけれども、私が一つ懸念しているのが、早く取り組まないといかんというのが、今、益城町の東海大学の北側が空港関連ゾーンということで、今林田課長が言われたとおりなんですけれども、一番心配するのは大津町が早く手挙げてきやせんかということなんです。

といいますのが、高遊地区も、村境というのはもうイズミ車体からファミマの真後ろはもう全部大津町ですね。これは調べておりませんが、あの地区が何の地区になつとるかわかりませんが無指定で、多分空港関連の規制はあるかもしれませんが、じゃ大津町にと言ってきたら、この交付税800人は、南阿蘇村のようにはいきませんが、それなりの収益が上がるということで早く手を打ってきたら、せつかく西原村にちょっとメリットがあるかなというところが、先に大津町に越されるというのを少し懸念しておりますので、そのあたりの早い着手、またはあと一つが、先ほど交通の便を言われましたが、今たかもり号が通っております。当初は1日何便もあって、本当に高校生が熊本周辺の通学には非常に便利がよかった。そしたら、今往復4便ぐらいですかね、かなり減って、学生の通学にちょっとそぐわないような時間帯になってしまったということで、中には保護者さんが空港まで送って、空港リムジンを利用されている学生もかなりいますが、このキャンパスを誘致するこ

とによって学生の足が確保できるということになって、産交バスも収益が上がれば増便しますので、そのあたりの増便の可能性というのもあるのではないかと考えております。

ですので、先ほど教育長がうちも協定を結ぶのもやぶさかではないということをおっしゃられましたので、やはり早目にそういう情報を収集しながら、正直言うて私はメリットばかりじゃないかと思っておりますので、やはり南阿蘇村にも配慮もしながら、益城も配慮しながら、西原村の特性を生かしたところをPRしながら、そういうところの誘致を進めてみてはどうかと思っておりますということで、もう質問ではありませんけれどもまとめになりましたが、そういうふうで早目に各課で情報収集をしていただいて、着手していただければと思っております。以上でございます。

村長のほうから何か。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）いろいろ質問のときも申されましたけれども、学生さんがどれだけ西原村に来るかということもあります。メリット、デメリットもあるんじゃないかなと思います。

メリットについては、先ほど言われましたように、南阿蘇村では1億5,000万円ぐらいの交付税措置があるということで、多分にも西原に来ていただければそれなりの交付税があつてメリットがあると。そしてまた、アパートを建てる場合は家賃収入、固定資産税、そして学生さんがちょっとした飲食をしたり、日用品の買い物をしたりとか、いろんな形でメリットがあるんじゃないかなというふうに思います。デメリットを探すならば、国保税あたりがちょっと支出があるということと、住民サービスあたりも、こちらのほうに住めばそれなりにやっていかなきゃならないということで、そういうことが出てくるんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、今後、農学部開設後に、西原村は利便性がいいと、熊本市からも近いということで、何名この西原村に来られるのか。ひょっとすると大学行きの路線バスが開設されるのではなかろうかなということも考えられます。そうなれば、私は東海大学までではなくして、例えば萌の里行きとかいったことでしていくならば、村にとってもかなりの利便性がよくなるんじゃないかなというふうに思っております。

また、路線バスができれば、わざわざ西原村にアパートを借りるんじゃなくて、熊本市の東部に生活の拠点を学生が置けば、お店はあるし、マーケットはあるし、生活するには利便性がよいということで、そうなれば西原村に来る学生さんたちが減るんじゃないかなというふうな逆のことも考えられるわけですので、学生もそうなればいろんな選択肢が広がってくるんじゃないかなというふうに思っております。

できるだけ、アパートを建てるのは民間にお願いしなくちゃなりませんけ

れども、できるだけ西原村に住んでいただきたいなというふうなことは思っております。2023年の開設でありますので、4年間ありますけれども、今後さらにこれを見詰めて検討していけたらなというふうに思っておりますので、議員あたりのさらなるご指導をいただければなというふうに思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○1番議員（堀田直孝君）ありがとうございます。

ということで、交通の便で懸念もありますが、南阿蘇村でいいますと、よそから来た学生がその環境のよさに魅了されて、そのまま永住という例もかなりあっております。やはりそういうふうに、少ないかもしれませんが、そういうふうにして永遠に西原村に定住する学生ができることも期待できますので、今後ともお互いよろしくお願ひしたいと思います。

これもちまして私の一般質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）受領番号2番、7番議員、山下一義君、件数2件、発言を許します。

（7番議員 山下一義君 登壇 質問）

○7番議員（山下一義君）7番議員、山下です。通告書に基づいて質問をさせていただきます。

最初の質問は、高齢者運転免許証自主返納に対しての村の考えまたは取り組みはということです。

最近、テレビや新聞等で報道されております高齢者による交通事故が問題視されております。その原因の一つに、アクセルペダルとブレーキの踏み間違いによるものと言われております。私たちの世代や先輩たちは、車に憧れて働いてまいりました。特に農家さんにおきましては、車、バイク、乗用農機具など運転ができなければ、仕事においても、また買い物や通院等、生活面においても不便な状況になると思います。

ほかの市町村におきましても、高齢者の免許証返納に対していろいろな特典制を設けて、返納者に対して乗り合い回数券を交付するなどサービスを始めた自治体もあるようです。この取り組みをきっかけに、運転への不安を感じている方へ免許証自主返納を後押しし、安全に暮らせるような環境をつくるのが大事だと思います。

このようなことから、村として、今後どのような取り組みを考えておられるのか、村長にお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えをさせていただきます。

高齢者運転免許証自主返納に対する村の考えということでございます。

高齢者運転免許証自主返納に対する考えということでありますけれども、あくまでもこれは個人の意思で自主的に返納されるものでございます。先ほ

ど申されましたように、年齢とともに車の運転をするのに危険を感じ、自信をなくしたり、このまま運転を続ければ事故等に遭遇すると感じた高齢者の方もたくさんおられると思います。重大な事故を起こせば、残された人生においても取り返しのつかないこととなります。特に最近、高齢者による重大な事故等が発生しており、テレビ等で見れば恐ろしく悲痛な思いであります。しかし、車を運転するのが当たり前の生活から、運転をすることができないとするならば、これはまた不便な生活となります。免許証返納には、それぞれの勇気と決断が大きいんじゃないかなというふうに思います。

運転免許返納には、自分の意思で返納される人、あるいは奥さんや子どもさんから勧められて返納する人、いろいろな事情があると思います。いずれにしても、返納される人は返納後、運転ができないことを覚悟の上の決断となります。

また、こういうこともあります。農家の方がちょっと畑に行くにも、軽トラックやトラクターなどの乗用の農業機械も公道では運転ができないということになります。これは、農家の方々にとっては大変なことだろうというふうに思っております。運転技術の低下とあわせ、中には認知症を感じる方々も考え、免許証返納は、後悔する前に家族や身近な人から勧めていただくよう啓発をできたらなというふうに思っております。

そういったことで、西原村では今、高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的に、福祉タクシーと言っておりますがタクシー料金の補助事業を行っております。ご存じのとおり、利用条件といたしましては、75歳以上で車の運転ができない方を対象に1枚500円券を最大で年間60枚発行しております。免許証自主返納者においても、基本的にはこの福祉タクシー券を利用させていただくならばというふうに考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○7番議員（山下一義君）今、村長が言われましたように、やはり子どもさんが親の運転のマナーあるいは運転の姿勢を見て、子どもさんが鍵をとるといような事例が私も何人か知っております。そうしますと、やはり高齢者になりますと認知症がすぐに起こるといような内容があらわれました。ですから車がないと、やはりいろんな面で、仕事面あるいは生活面で困った上に認知症を勃発するというふうなことになります。

そういう面でも、村として何かそういう手だてを、健康面においてもあるいは生活面においても支援はないのか、そういうところはどうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）自主返納者に対する自治体の対策をいろいろ調べてみました。いろんなところでサポート制度が実施をされています。中には、バス・電車事業者のサポートとしては、県内では6事業者でありますけれども、

大きいバス会社でありますけれども、共同事業で自主返納した方が申請すれば免許証返納割引乗車証というのを発行されまして、県内の一般路線バスと熊本市電の運賃が半額で乗車できるとされております。タクシーについても、現在はタクシー会社3事業者でありますけれども、1割引きでサポートされております。そのほかにも、温泉の割引券とか引越料の割引とか、あるいはお年寄りでありますので、補聴器、眼鏡等の割引等が一部の事業者で実施をされております。また、他町村においても、本村のように福祉タクシーを利用する方法や、自主返納者にバスの利用券1万円分を返納時に限り1回交付する自治体もございます。

西原村では、先ほど言いましたように福祉タクシーを実施しておりますので、自主返納時に限り福祉タクシー券の増や、1回の乗車料金の助成額を高くすることも対策の一つというふうに考えております。ただ、1年間1回限りの自主返納者への支援サポートとすることも考えるところでもございます。この対策が自主返納者へのサポートとなり、自主返納を促進し、高齢者の事故が減少すればと願うものでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君） よございますか、今の答弁で。

○7番議員（山下一義君） はい。それでは、2件目の質問に移らせていただきます。

宅地耐震化推進事業についてであります。

震災から3年5カ月、現在急ピッチで宅地集落再生事業が進んでおります。現時点でどの程度完了しているのか、進捗状況が各集落何%まで進んでいるのかと、自宅を再建できる時期はいつごろになる予定であるのか。現在、仮設住宅やみなし仮設等に住んでおられる方が、自宅再建ができる日を待ち焦がれておられます。再建のため、準備や計画が必要であります。そのためにも一日も早い住宅地完了予定日を示す必要があると思ひ、この質問をさせていただきました。村長、よろしくお願ひします。

○議長（宮田勝則君） 村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君） お答えさせていただきます。

宅地耐震化推進事業及び小規模住宅地区等改良事業についてということでございます。ここで3つの項目を今質問されておられます。

まず、第1番目であります。全集落再生の宅地復旧完了予定はということでございます。

宅地耐震化推進事業及び小規模住宅地区等改良事業についてのご質問ですが、まず宅地耐震化推進事業とはを申し上げたいと思ひます。大地震が発生した場合には、大きな被害を生じるおそれのある造成地の滑動、崩落を防止するために、地震等により滑動、滑りを防止する抑止杭や建築基準に基づく宅地の擁壁を行う事業でございます。また、小規模住宅地区等改良事業につ

きましては、生活環境の整備がおこなわれている地区において住環境の改善を図るため、道路の整備や公園、消防施設等の整備を行う事業であります。

宅地耐震化推進事業につきましては、今現在、発注率が83%、小規模住宅地区等改良事業につきましては100%の発注を終えております。宅地耐震化推進事業については、未発注箇所が今10件ほどございまして、8件は新規採択案件、残り2件につきましては防災区域設定時に必要な同意書がいまだ得られていませんので、いずれにしましても年内12月末までは全ての発注を終える予定であります。

工事の進捗につきましては、さまざまな要因により工事の工程どおりにならないことが少なくありません。例えば、九電柱やN T T柱の電柱移設に関しましては、近隣市町村も同様に宅地耐震化や小規模等の震災関連復旧事業の発注が集中しておりまして、申請から移転完了時までの時期がずれ込んでいる状況でございます。それと、また湧水や転石等の大きな岩が確認された場合や、土壌汚染の原因となる六価クロムが基準値を上回った場合、材料変更や工法変更等が生じ、不測の日数を要することも少なくありません。そして中型ブロック等の二次製品に関しましても、資材関係がなかなか入りにくいということも発生をしております。

そのほか、境界の復元につきましても、地震後に座標が動いております。その移動量を国のほうで調査し、パラメータ補正により補正した座標が出されています。しかしながら、特に被害が甚大であった6集落に関しましては、移動量が一定ではなく、ねじれ等も生じていることから、そのパラメータ補正が出されていない状況でございます。地震前に行っております地籍調査の各宅地の面積を確保するために、想定外の時間を要しておるのも事実でございます。今回のように、民間の宅地擁壁を工事する場合、境界がなかなか決まらない場合もございます。工事の進捗に支障を来す場合も少なくはありません。

ご質問の全集落の宅地復興完了予定ということではありますが、全工事の宅地復旧完了としましては令和2年の秋ごろを予定しております。現在、建築の契約をされている方に関しては、遅くとも年度内、令和2年3月までには完了し、その他の擁壁、道路舗装、水道・消防施設、公園整備等を翌年の10月までには全て完了する予定であります。あくまで予定でありますので、竣工は前後することも考えられます。

次に、自宅を再建できる日ということではありますが、既に発注した工事につきましては宅地耐震化、小規模等の事業を問わず、各地区の区長さんまたは役員さんと協議を行い、工務店や大工さんと契約されており、高齢者世帯や子ども世帯を優先して工事の順番を決めて進めておりまして、工事が終わり次第、順次建築に着手されている状況です。8月末現在で、約20軒の家が工事に着手されていることを確認しております。

現在仮設住宅にお住まいの、8月末現在でA棟を除いたB棟の入居予定者49世帯の方々のほとんどが、この宅地復旧の後に再建を予定されている方々であります。仮設住宅の世帯も減少し、焦りや仮設住宅生活の長期化により心身ともに疲弊されていると察しております。この方々を一日も早くもとの集落に帰れるよう、各集落の役員さんや請負業者、役場職員一丸となり、ぎりぎりのところで頑張っているところでございます。

議員の皆様におかれましても、震災直後より各集落に担当を決めて配置をしていただき、何度も集落へ足を運んでいただいて、諸問題の解決にご尽力をいただいております。本当に感謝を申し上げます。

擁壁工事が終わり、そこに家が建ち、住民さんが安堵・安心されているところを見るのが我々職員のモチベーションとなっており、あと半年頑張ればということでやっております。今後とも議会のご協力をいただきながら、何度も申しますが、一日でも早くもとのところで住民の方々が集落に帰れるよう復旧、復興に努めてまいりたいと思っておりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○7番議員（山下一義君）6集落の大体の復興状況のパーセントはわかりますか。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）それでは、各集落全体の8月末時点での進捗状況を申します。古閑集落45%、畑・風当集落60%、下小森集落35%、上布田集落45%、下布田集落35%の進捗となっております。

この進捗に関しましては、工事請負費に対する進捗率でございます。この割合が工期と比例するわけではございません。例えば、下小森集落で例えますと、現在の進捗率が35%と申ししたんですけれども、ほかの現場と違って擁壁とかいう構造物も比較的少なくて請負額も少ないということで、竣工時期はほかよりも早く終わるのではないかとということが予想されます。竣工時期に関しましては、請負額や発注時期もそれぞれ異なっておりますので、今申し上げました進捗率が工期とか竣工に比例するわけではないということでございます。以上です。

○7番議員（山下一義君）3月末までにあと5カ月しかありませんけれども、何とかできるだけ一日も早い復興、完成を望みたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、木造一般住宅改修事業の件であります。

私たちの説明を聞いた範囲内では、7月末が完了となっております。今年度ですね。しかし、いまだに改修工事が進んでいない。住民さんにおかれましては、11月末から12月、家賃を払わんからいつでもいいよと喜んでくれる人たちもおられますけれども、なぜこのように3カ月も4カ月も予定して

おった工期がおくれたのか、その原因は何なのかを知りたくて今回質問いたしました。村長、お願いします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）木造一般住宅の完了予定ということでありますけれども、これは、木造仮設住宅を一般住宅として利活用するという事はもう決定しておるところでございます。

この改修につきましては、社会資本整備交付金を活用しておりまして45%の補助となっております。平成30年度に6,291万4,000円、45%の補助となっております。本年度は、令和元年度に4,016万円の交付決定を受けております。現在、この単独住宅につきましては36世帯の方が入居を申請されておまして、入居に伴う関係書類の受付事務を今進めておるところでございます。

なぜおけているかということでございますが、この改修工事に関しましては、当初、熊本県の住宅課が策定された標準的な改修図面によって発注を行う予定でありましたが、今回の木造仮設住宅は、20棟それぞれが別の事業者との契約となっております、建設したときに畳や建具等の違いがございました。改修部材の寸法が若干でありますけれども違うということが判明し、詳細設計を発注することとなったわけでございます。我々当初は、1Kは1K、2Kは2Kということで全て同じだろうと思っておりましたけれども、それを建てた業者が違うということで寸法が違っておったということで、詳細設計ということで、その予定が工程よりも工事着手のおくれが生じたということでございます。

このことは、入居予定者の方々には9月5日木曜日に説明会を実施いたしまして、工事内容や今後の工程につきましても説明をしたところでございます。改修工事を早期に完了するためには、木造応急仮設住宅を今回は3ブロックに分けて工事発注を行っております。今月の12日に入札を行いまして、工事業者が決定したところであります。なお、工期は12月20日までとさせております。

現在入居されておられる世帯の改修につきましては、入居されておられるところの改修は居住されたまま改修工事ができますので、個別に訪問して日程調整し工事を行う予定で、時間を要するかと思いますが、転居等も含めできる限り住民の方々ニーズにお応えできるよう、単独住宅への入居を進めていきたいというふうに考えております。

おくれた理由は先ほど申しましたとおりでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）続けてください。

○7番議員（山下一義君）この一般住宅に入られる方々は、やはり今仮設におられますけれども、これが建設することによって、自分の新しい社宅といえますか村営住宅になりますので喜んでもおられます。ですから、一日も早い

住宅の完了をお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前10時59分）

（午前11時13分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、認定第1号、平成30年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 西山春作君 登壇 説明）

○会計管理者（西山春作君）それでは、認定第1号についてご説明いたします。

認定第1号、平成30年度西原村一般会計歳入歳出決算書、開けていただきまして、1ページの歳入でございます。

款、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順序で朗読いたします。

款1 村税 8億5,755万3,000円、9億6,891万9,317円、9億2,867万6,762円、357万2,221円、3,667万334円。

款2 地方譲与税 4,169万8,000円、4,169万8,000円、4,169万8,000円、0円、0円。

款3 利子割交付金 96万3,000円、96万3,000円、96万3,000円、0円、0円。

款4 配当割交付金 186万2,000円、186万2,000円、186万2,000円、0円、0円。

款5 株式等譲渡所得割交付金 140万2,000円、140万2,000円、140万2,000円、0円、0円。

款6 地方消費税交付金 1億3,699万8,000円、1億3,699万8,000円、1億3,699万8,000円、0円、0円。

開けてください。

款7 ゴルフ場利用税交付金 3,183万9,000円、3,183万9,216円、3,183万9,216円、0円、0円。

款8 自動車取得税交付金 986万3,000円、986万3,000円、986万3,000円、0円、0円。

款9 地方特例交付金 520万3,000円、520万3,000円、520万3,000円、0円、0円。

款10 地方交付税 18億5,985万3,000円、18億5,985万3,000円、18億5,985万3,000円、0円、0円。

款11 交通安全対策特別交付金 56万6,000円、56万6,000円、56万6,000円、0円、0円。

款12分担金及び負担金5,010万2,350円、4,835万321円、4,819万2,921円、0円、15万7,400円。

款13使用料及び手数料641万7,000円、701万6,404円、701万6,404円、0円、0円。

款14国庫支出金69億8,038万4,000円、32億1,394万9,725円、32億1,394万9,725円、0円、0円。

開けてください。

款15県支出金22億7,040万3,516円、17億306万5,661円、17億306万5,661円、0円、0円。

款16財産収入4,228万9,000円、4,367万5,566円、4,366万3,066円、0円、1万2,500円。

款17寄附金1億4,221万円、1億4,246万92円、1億4,246万92円、0円、0円。

款18繰入金2億6,213万2,000円、2億6,213万3,985円、2億6,213万3,985円、0円、0円。

款19繰越金14億7,410万4,468円、14億7,410万5,014円、14億7,410万5,014円、0円、0円。

款20諸収入4,367万1,000円、5,020万2,353円、5,020万2,353円、0円、0円。

開けてください。

款21村債59億4,650万円、22億4,210万円、22億4,210万円、0円、0円。

歳入合計201億6,601万3,334円、122億4,622万5,654円、122億581万3,199円、357万2,221円、3,684万234円。

開けていただきますようお願いいたします。

9ページの歳出でございます。

款、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順序で朗読いたします。

款1議会費6,967万8,000円、6,927万6,584円、0円、40万1,416円。

款2総務費31億552万400円、29億4,105万3,041円、9,123万4,000円、9,323万3,359円。

款3民生費11億247万3,000円、10億7,259万8,644円、172万8,000円、2,814万6,356円。

款4衛生費6億3,522万4,000円、5億9,206万2,016円、0円、4,316万1,984円。

款5農林水産業費8億2,202万8,000円、6億167万8,385円、449万3,000円、2億1,585万6,615円。

開けてください。

款6商工費1,587万5,000円、1,535万4,575円、0円、52万425円。

款7土木費121億8,385万9,000円、44億3,066万2,563円、58億3,399万

4,391円、19億1,920万2,046円。

款8消防費2億845万8,000円、2億33万2,901円、490万円、322万5,099円。

款9教育費3億4,913万7,000円、2億3,466万9,548円、1億767万6,000円、679万1,452円。

款10災害復旧費8億977万8,934円、5億6,514万5,638円、1億7,204万1,000円、7,259万2,296円。

開けてください。

款11公債費5億4,033万6,000円、5億3,705万5,061円、0円、328万939円。

款12諸支出金1,000円、0円、0円、1,000円。

款13予備費3億2,364万5,000円、0円、0円、3億2,364万5,000円。

歳出合計201億6,601万3,334円、112億5,988万8,956円、62億1,606万6,391円、26億9,005万7,987円。

開けてください。

15ページです。歳入122億581万3,199円、歳出112億5,988万8,956円、歳入歳出差引残額9億4,592万4,243円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額9億4,592万4,243円。

令和元年9月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。議員各位のご質問により、それぞれ担当課長より答弁させていただきます。以上でございます。認定方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時28分）

（午前11時29分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

歳出の10ページの説明について訂正がございますので、訂正をさせていただきます。

会計管理者。

○会計管理者（西山春作君）すみません。先ほど読み上げをしておりまして、10ページの歳出のところですが、款2総務費の右側の10ページになりますが、不用額の欄ですが、これを7,323万3,359円に訂正をお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります前に、代表監査委員の河上勝彦君に平成30年度決算について審査報告を求めます。

（代表監査委員 河上勝彦君 登壇 報告）

○代表監査委員（河上勝彦君）監査委員の河上でございます。

ただいまから審査意見の意見書について報告をさせていただきます。

なお、この資料につきましては事前配布済みでございます。中身につきましては十分精査をされておるとお思いますので、要点のみについて説明をいたします。よろしくお願ひします。

まず、表紙でございます。

平成30年度西原村一般会計・特別会計・企業会計決算審査意見書、西原村定額資金運用基金運用状況調書審査意見書、西原村監査委員。

開けていただきまして、西監発第20号、令和元年8月8日、西原村長日置和彦様、西原村監査委員西口義充、同じく河上勝彦。

平成30年度西原村一般会計、特別会計及び企業会計決算並びに基金の運用状況に係る審査意見書の提出について、地方自治法第233条第2項の規定により、令和元年7月10日付けで審査を求められた平成30年度西原村一般会計、特別会計及び企業会計並びに基金の運用状況について、審査を終えたので意見書を提出します。以上でございます。

1 ページをお願いします。

審査について。1、審査対象。平成30年度西原村一般会計歳入歳出決算、同じく国民健康保険特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、工業用水道事業決算報告、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び財産管理について、目的基金の管理状況、以上が審査対象となっております。

2、決算書の調整並びに提出月。決算整理事務が迅速に行われ、会計管理者から村長に対する決算書は、法定の期限内に提出をされております。

3、審査の期間。令和元年7月11日から同7月29日までの18日間のうち、実日数9日。

4、審査の方法。この決算審査に当たっては、監査基準によるほか、次の諸点に重点を置いて審査を行いました。

決算書、その他関係書類の計数及び数値は整合しているか。調定額、収入済額等は歳入簿と符合しているか。予算現額及び支出済額は歳出整理簿と整合しているか。収入・支出等の関係書類は法令及び村条例等を遵守しているか。財産管理は法令及び条例に基づき適正に行われているか。6、財政運営は健全かつ適正になされているか。7、予算の執行に当たり競争の原理を取り入れ、最少の経費で最大の効果を上げて経費的に効率的に執行されているか等に主眼を置き、決算書、関係諸帳票及び証拠書類等を審査するとともに、各関係担当職員から内容を詳細に聴取し、それぞれの主管課等における予算と事業運営に係る適正な管理状況を詳細にわたり慎重に審査したものでございます。

次に、審査の結果でございます。平成30年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算額は、第1表のとおりで、各会計とも決算書、関係諸帳票、証拠書類

審査した結果、決算計数はいずれも符合し、正確であることを確認いたしました。また、予算執行、収入支出事務の処理については、適正に処理され、財産管理についても後の審査意見に述べているとおり正確であることを認めたものです。

第1表歳入歳出決算額、読み上げます。会計別、一般会計、予算現額201億6,601万3,334円、決算額、収入済額122億581万3,199円、支出済額112億5,988万8,956円、差引額9億4,592万4,243円、執行率、収入60.5、支出55.8。

次に、特別会計です。国民健康保険、予算現額9億7,100万2,000円、収入済額9億5,738万9,911円、支出済額8億6,732万3,797円、差引額9,006万6,114円、執行率、収入98.6、支出89.3。

介護保険、予算現額7億9,074万1,000円、支出済額7億9,554万9,415円、支出済額7億4,361万8,356円、差引額5,193万1,059円、執行率、収入100.6、支出94.0。

後期高齢者医療、予算現額1億6,823万5,000円、収入済額1億6,876万9,915円、支出済額1億6,518万5,329円、差引額358万4,586円、執行率、収入100.3、支出98.2。

中央簡易水道事業、予算現額1億532万2,000円、収入済額1億647万973円、支出済額9,063万1,240円、差引額1,583万9,733円、執行率、収入101.1、支出86.1。

特別会計の計でございます。予算現額20億3,530万円、収入済額20億2,818万214円、支出済額18億6,675万8,722円、差引額1億6,142万1,492円、執行率、収入99.7、支出91.7。

合計、予算現額222億131万3,334円、142億3,399万3,413円、支出済額131億2,664万7,678円、差引額11億734万5,735円、執行率、収入64.1、支出59.1。前年度対比でございますが、予算現額に対しましてはマイナスの18.2、決算額、収入済額に対してマイナス9.1、支出済額マイナス6.2、差引額につきましてはマイナスの33.6となっております。

なお、一般会計におきましては執行率、収入60.5、支出55.8につきましては、令和元年度に繰り越した事業、繰越明許費14件、事故繰越2件による執行率の減であります。

続きまして、14ページをお願いいたします。

これにつきましては、不用額についてでございますけれども、予備費を除いた実質不用額は23億6,641万3,000円となっております。前年度が4億2,474万3,000円でございます。この大きな要因としましては、まず一つが、農林水産業における震災対策、いわゆる被災市町村と経営体育成支援事業でございます。農家の申請によりまして予算措置をいたしておりましたけれども、農家から、集落再生事業の完了後にもとの場所に建設したいというふうな意向でございましたので、今回、一旦不用額として計上したものでござい

ます。これにつきましては、今後完了を待って、県の新たな事業によりまして着工する予定となっているそでございませう。もう一つが土木費における小規模住宅等改良事業、これにつきましては事故繰越分の未契約分でございますが、再度の繰り越しができませんので、今回不用額として計上したものでございませう。これにつきましては、令和元年度の6月の補正予算で新たな予算措置がなされておられます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

20ページにつきましては、熊本地震の関連費用を計上いたしておられます。

まず、目的別の歳出でございますけれども、歳出合計が71億792万6,000円、占有率、これは一般会計における占有率でございますが、63.1でございます。前年度対比で約37%減となっております。大きいものでは、土木費が55億8,926万6,000円、あとは農林水産業費が4億1,777万8,000円となっております。

次に21ページでございますが、これについては、性質別で歳出をここに上げたものでございませう。断然大きいのは普通建設事業費の57億333万7,000円でございます。あとは災害復旧事業の4億8,102万5,000円となっております。

あとは、35ページをお願いします。

35ページは基金の状況でございます。

一般会計分でございますが、平成29年度末現在高が24億7,585万9,352円となっております。平成30年度中の積立が7億8,666万6,717円、取り崩しが2億5,420万円となっております。平成30年度末の現在高が30億832万6,069円でございます。このような中で5億3,200万円ほどの積み立てができたということは、大変な成果だと思っております。

特別会計におきましては、簡易水道事業、平成29年度末現在高が9,676万3,136円、平成30年度末現在高が1億1,678万8,136円となっております。

続いて、38ページからは特別会計となっております。

特別会計におきましては、国民健康保険税、40ページでございますが、税額が前年度対比で3,652万2,900円の増となっておりますけれども、平成29年度も上半期分については被災世帯に伴う減免措置があつておりましたので、今回税込増となっております。

あとは、介護保険につきましては、保険料の改定並びに減免措置によりまして7,251万6,000円の増、後期高齢者医療につきましては、同じような措置によりまして734万5,000円の増となっております。

あと、55ページをお願いします。

西原村定額資金運用基金運用状況審査意見書。

第1、審査について。地方自治法第241条第1項の規定による定額資金を運用するための基金の運用状況調書について、計数は正確であるか、法令条例に基づいて適正かつ効率的に運用されているかなどについて、関係諸帳票

及び証票類、預金証書等詳細に審査した結果は下記のとおりである。

第2、審査の結果及び意見。定額の資金を運用するための4基金の運用状況調書はいずれも正確で、それぞれの目的に従って正確かつ効率的に運用され、計数及び諸票類、預金貸付証書など合致していることを認めました。今後ともさらに基金の設置目的に沿って有効な運用を望むところであります。

続いて、57ページ、審査のまとめでございます。

平成30年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに実質収支に関する調書及び基金運用状況の審査結果については、各会計決算並びに基金ともに計数に誤りはなく、よく整理され、会計経理は正確であることを認めました。

財政運営につきましては、さきに記述しているとおり、平成28年に発生した熊本地震により、その復旧・復興に繰越費用を含め71億700万円を投じ、復旧・復興事業が実施されました。後世に大きな負の遺産を残さないよう、財源確保に尽力されたことは大いに評価できるものであります。この結果、実質収支額として6億8,000万円余りが確保できたということは、大きな成果であると評価するものです。

平成30年度の一般会計は、前年と比較し、総括的に述べると次のとおりであり、歳入歳出決算額は地震後の復興も相まって、ともに昨年と同様に大きな金額となっている。その収支は、まず実質収支は前年度と比較すると2,300万円の減となっており、単年度収支は2,300万円の赤字となっている。財政調整基金は3億5,300万円余りを積み立てているが、1億3,000万円余りを取り崩している。実質単年度収支は2億円余りで、前年度より500万円の減となっている。

歳入決算額では、対前年比9億5,900万円、7.3%の減となっている。要因としては、県支出金19億1,800万円、53%の減、諸収入1億5,700万円、75.8%減、寄附金1億2,500万円、46.8%の減となり、国庫支出金9億8,700万円、44.3%の増、村債1億3,300万円、6.3%増となっている。村債発行につきましては、総額22億4,200万円を借り入れている。そのうち、ほとんどが震災復興事業及び歳入不足額を補うための財源となっている。また、村債には交付税措置がある起債が多く含まれていると思われるが、今後もさらなる措置が講じられることを要望するところであります。

歳出では、対前年比4億3,100万円、3.7%の減となっている。熊本地震に伴う復興費用及び関連費用に伴う大幅な増減の変動であり、農林水産業費24億1,500万円、80.1%減、衛生費21億8,800万円、78.7%減、災害復旧費8億6,800万円、60.6%減となり、土木費39億2,600万円、778.2%増、総務費13億600万円、79.9%増、公債費2億7,600万円、105.3%増となっている。

性質別歳出から対比すると、補助費等の経営体育成支援事業等の25億4,700万円、67.8%減、物件費の被災家屋解体・撤去業務、災害廃棄物処分

委託料及び県2次仮置場業務委託料等の23億4,000万円、78.7%減、普通建設事業の宅地耐震化事業、地域防災がけ崩れ対策事業等の49億4,700万円、573.9%増、公債費2億7,600万円、105.3%増、人件費4,900万円、7.0%増となっている。

特別会計決算につきましては、医療費の高騰が続く中、震災に伴う国保税の減免措置等がなくなり、税収が3,400万円増となっている。医療費負担についても減免措置等がなくなったため、保険給付費も震災前に近づいている。実質収支として9,000万円、対前年度比14.1%の減、単年度収支1,500万円の赤字と計上している。今後も生活習慣病予防対策、特定健診の受診率向上に努力されたい。また、持続可能な社会保障制度を確立するため、平成30年度より熊本県国民健康保険団体連合会としてスタートされた。

介護保険特別会計は、平成30年度介護保険事業計画初年度に当たり保険料の改定が実施され、対前年比7,300万円、76.2%増となった。実質収支5,200万円、単年度収支については、前年度分の返還金等の発生により500万円の赤字となっている。今後、2040年度までは被保険者が増加傾向にあり、予防重視型の施策推進をより一層強化し、保険給付費の抑制に努めてもらいたい。

後期高齢者医療特別会計は、保険料としては4,000万円、前年度と比較すると700万円、率で22.4%増加している。実質収支、単年度収支とも黒字決算となっている。現在の被保険者数は1,019名であるが、今後も増加傾向にあると思われるので、新たな取り組みで医療費抑制を図っていただきたい。

村税、保険料の滞納につきましては、公平負担の原則に鑑み、早急な対応を求めるものである。収納作業は枠を超えた協力体制を図り、収納向上、財政確保に努力されたい。

次に、中央簡易水道事業特別会計については、熊本地震からの復旧費用として400万円を支出しております。実質収支1,600万円の黒字、単年度収支1,200万円赤字となっている。今後、集落再生事業の進捗状況に合わせて実施予定の配水管布設、あるいは組合水道統合による上水道事業移行への準備作業も予定されており、統合後の法適用企業会計として体制強化を図る必要があるのではないかと推察をいたします。

最近、毎年のように各地で大きな災害が発生をしております。地震や大雨、台風、異常気象によるゲリラ豪雨など、私たちを取り巻く環境が大きく変化をしております。そうした中、熊本地震後、各集落の再生へ向けた宅地の再生工事が山場を迎え、住宅の再生や地域のコミュニティーの再構築に対する支援や災害公営住宅への支援等がさらに必要とされる。国が進める国土強靱化政策における公共土木施設や農林水産施設の整備計画が叫ばれている。これに対し、道路や橋梁や河川、ため池の整備が関係し、強靱化対策を含めた計画が必要となってくるものと思われる。

今後、全国的な大規模災害発生が想定されており、西原村においても、対

応策として防災拠点整備計画が予定されているが、さらなる財源確保及び災害に備えた防災教育に努力され、準備を進めてもらいたい。

以上が決算審査報告となります。ご清聴ありがとうございます。

○議長（宮田勝則君）以上で、平成30年度決算についての審査報告が終わりました。

暫時休憩したいと思います。

（午前 11時58分）

（午後 1時00分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

これより、認定第1号の質疑に入りますが、認定第1号は歳入、歳出に分けて質疑をお受けしたいと思います。その後、歳入歳出一括の質疑を受けたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

まず初めに、60ページまでの歳入について質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

2番議員、村上高志君。

○2番議員（村上高志君）2番、村上です。

48ページです。

一番上に、駒城の1,056万円とありますが、報道等で皆ご存じかと思いますが、保証人の千興ファームのほうで経営困難になっておられるかと思えます。有限会社駒城に西原村もこうやって貸し付けておりますが、その件に関して何か、どのような方向性になっているか、わかり次第教えてもらえませんかでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

駒城のほうに土地の貸付料という形でいただいております。ご存じのとおり、新聞報道等で、駒城関連会社ということでの千興ファームのほうも、震災の影響で経営難に陥っているということが報道されておりました。本村におきましても、その辺はちょっとかなり情報としては懸念をいたしておるところでございます。

その後、情報といたしましては、有限会社駒城様のほうから一部報道についてはということで内容のご説明と、文書の中には、今後も経営面体制におきましては引き続き継続してまいりますということを表明いただいているところでございます。

また、県のほうでも、県が貸し付けしております資金のほうをまた免責されて支援しますという県知事の表明をさせていただいておりますので、今のところ、先方様からこの貸付料の減免なり、免除というご相談は全然来ておりませんので、本村といたしましては継続して契約を履行していただくもの

と理解しております。

ちなみに、今年度分の前期分については、もう既に納付をいただいているところがございます。以上です。

○議長（宮田勝則君） よございますか。ほかに質疑ございませんか。

1 番議員、堀田直孝君。

○1 番議員（堀田直孝君） 1 番、堀田です。

それでは、税関係をちょっとお聞きします。

20ページになります。入湯税ですが、この収入未済額が755万1,800円、これは昨年と同様の額が計上されております。何もしなかったのか、それか何かする対策があるのか、ここを1点。

あと、ついでに税務課ですので、52ページの諸収入の延滞金加算金及び過料の1番の延滞金なんですけれども、この金額が委員会ではそれなりに徴収率は伸びておるといふことの報告を受けておりますが、この延滞金が95万4,017円と100万円を切ったということなんです、この因果関係、徴収率は伸びても延滞金が下がる、徴収率が伸びれば延滞金も上がるのが普通じゃないかと思っておりますが、そこの因果関係がわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（宮田勝則君） 税務課長。

○税務課長（廣瀬龍一君） まず、今堀田議員からの入湯税の滞納繰り越し分についての質問ということで、お答えさせていただきます。

こちらの滞納繰り越し分につきましては、1 法人分の滞納繰り越し分という形になります。一応こちらの法人が倒産されておりますけれども、震災前になりますけれども、差し押さえ物件ということで2回公売会を行っております。その公売会のほうで残っている分が、まだうちのほうで保管をしております。一応本年度にその動産の残った分を合同公売会という形で、今準備を進めているところがございます。県北の収税課の方にもご指導なりいろいろ仰いで、今準備を進めているところでもあります。

公売会等で換価が終われば、ちょっと今度はその後の処理ということで、地方税法第15条の7の滞納処分執行停止要件の規定がありますけれども、それに適用や該当の有無等を精査しながら、整理を進めていきたいというふうに今考えているところがございます。1点目は以上になります。

○議長（宮田勝則君） 堀田君。

○1 番議員（堀田直孝君） やはり、いつまでも収入未済額で置いておくよりも、早目に第15条の適用ができればいいんですけれども、あと一つ、やはり震災後はなかなか、震災前に差し押さえていた物件が今公売できない状況にあるということで、換価価値が下がっているのではないかとちょっと心配しますので、県の指導なり徴収アドバイザーの指導を受けて早目に処分して、執行停止要件の法律に該当すれば落としてもいいんじゃないかならうかと思いま

す。

○議長（宮田勝則君） 2点目、税務課長。

○税務課長（廣瀬龍一君） 2点目、延滞金についてですけれども、延滞金のほうが本年度95万4,017円ということで、件数的には166件、現年度分が17件、滞納繰り越し分が149件ということでございます。

徴収率は上がっているけれども、延滞金のほうが下がっているということですが、現年度課税分については徴収率のほうは上がっておりますけれども、過年度分のほうの徴収率が昨年度と比べてちょっと下がっております。昨年度は、過年度分のちょっと大口の分もありまして、ちょっと伸びたところもあって、比較すると下がったという形にはなっておりますけれども、一応過年度分につきましても、延滞金は必ず徴収するという形で行っているところであります。

徴収率のほう下がっているので、どうしてもやっぱりもうちょっと頑張れという形で、議員さんのご指摘はごもっともなところでございます。我々のほうもちょっと現年度分もそうですけれども、過年度分の滞納金の完納を目指して努力してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（宮田勝則君） 1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君） やはり延滞金が減ったということで、過年度分が落ちたと。現年度分と両方とも伸びておったとちょっと誤解しておりました。

やはり延滞金を取らなければ、滞納者と納期内の納税者の区別が全然つきませんので、やはりこのペナルティーという延滞金は取るべきところは取って、今後もいつていただきたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君） ほかに質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君） 8番、林田です。

今、1番議員の堀田君も村税あたりでちょっと質問されましたが、私もそういう観点から、先ほど課長が述べられましたように、滞納繰り越し分あたりがもう今からちょっと増えるんじゃないか、それに伴って不納欠損も多くなるんじゃないかというのも、震災があり、いろいろ建物を建てられまして、固定資産あたりは大分増えたと思います。その点について、被災者は建てたのはいいが、その後の固定資産、鉄骨あたりでいろいろ建てられておりました、びっくりした金額の固定資産があつて往生されるということも聞いております。

ということで、今から、会社あたりはどうか分かりませんが、個人のそういう固定資産あたりの滞納も多くなって、それをずるずるやっていたら、不納欠損に通じて大きなマイナスになるかと思いますが、どのような対策をされるのか、よろしくをお願いします。

○議長（宮田勝則君） 税務課長。

○税務課長（廣瀬龍一君）今、林田議員さんのほうからご指摘がありましたように、震災後、家屋であるとか新しい建物がたくさん建ち、新たに課税、今はまだ軽減だったり、特例措置がかかっていますので、3年後、4年後にもとに戻るといふ形になりますので、それでまた納付あたりが厳しくなってくる可能性もあります。

それにつきましては、滞納者への取り組みということで、今現時点では、各関係法令に基づいて整理を進めているところでございます。どうしても納税が難しい方も中にはいらっしゃいますので、そういう方については納税相談なり、個々の生活状況を十分に聴取するなどして、実情に合わせて対応しているところであります。

また、うちのほうで委託しています徴収アドバイザーの先生に相談しながら、場合によっては、今企画商工課のほうに消費生活相談窓口も設置をしております。また、熊本商工会議所のほうに中小企業再生支援協議会が経営改善ということで、中小企業の法人さん向けに事業再生の支援相談窓口も設置をされておりますので、そういうところを案内するように窓口ではしております。それでも、なかなか相談に応じないとかいうのは、もう滞納処分等を実施しているところであります。

対策としてというか、まず新たな滞納者を増やさないということをお前提にということで今行っているところでございますけれども、給与でいいますと、特別徴収ですとか口座振替が効果的と考えております。これは昨年もちよつと申し上げたんですけれどもという形で推進をしているところであります。

特別徴収におきましては84.7%、口座振替のほうで57.3%、国保も合わせますと56.9%と、少しずつでありますけれども、伸びてきている状況でございます。

また、先ほど滞納がどんどん増えて、また不納欠損が増えるんじゃないかというご心配をいただきましたけれども、時効が近づいた滞納者へは、催告から納税相談、滞納処分まで時効にならないように、滞納整理に努めているところでございます。

委員会の中でも、不納欠損が今回多額になっているということでご指摘をいただきました。税は公平公正に行ってこそ、住民の皆さんからの信頼を得ていくべきものと考えております。不納欠損する場合には、個々の案件につきましても十分調査をした上で、地方税法の第15条の7と同法の第18条の第1項の規定に基づいて判断をして、処理を進めているところでございます。

今回、不納欠損をさせていただきましたけれども、大事な自主財源である村税確保のために、今後も自主納付の村づくりという形で、滞納者の早期完納に向けまして関係各課、各署とも連携を密にしながら、公平性を基点とした滞納整理に一層努力して、収納向上に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君） 8番、林田君、よございますか。ほかに質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君） 1番議員、堀田です。

44ページになります。

15款県支出金、2項県補助金の総務費県補助金になります。この中に、熊本県生活交通維持・活性化総合交付金ということで91万5,000円計上してあります。過去を見ますと、平成28年が119万円、平成29年度決算で95万5,000円、徐々に年々この金額が減っております。

これは、産交バスに対する補助金だったと思いますが、これは便数が減ったからこういうふう減ってきているのか、それとも県の事情で減ってきているのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君） 総務課長。

○総務課長（須藤 博君） お答えいたします。

議員ご質問の生活交通維持・活性化総合交付金につきましては、これは県の補助金の交付要綱に基づいて、地域において必要な路線バスの生活交通の維持・活性化を通じまして地域住民の福祉向上を図るため、これらの取り組みから市町村に対して交付するものでございまして、ご指摘どおり、年々交付額が減少してきております。

この交付の要綱の中では、補助率という規定はございませんで、あくまでも県の予算の範囲内で交付金を交付するという明記になっておりますので、本数が減ってきたというのは直接的なものではないかなと思います。ただ、実績といたしまして、運行本数、乗車人数等々を報告書の中に実績報告として上げている状況でございます。

○議長（宮田勝則君） 1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君） やはり路線の産交バスは、住民にとっては、免許証を返上した方にとっても非常に重要な路線ですので、できるだけ便数を減らさない、要は廃止にしないという方向でいていただきたいと思います。

○議長（宮田勝則君） 1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君） あと1点質問いたします。

これは総務課かな、歳入の50ページなんですけれども、指定寄附金の中に100万円ということで決算が上がっております。昨年度は、何かキャロットタウン管理組合から子どものために使ってくれということだったんですけれども、今回の100万円、これは指定の目的は何だったか教えていただきたいと思います。

○議長（宮田勝則君） 総務課長。

○総務課長（須藤 博君） お答えいたします。

指定寄附金として100万円計上している分につきましては、昨年度、神奈

川県川崎市のほうから復興支援用車両1台購入ということでの指定でのご寄附をいただいているところでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、61ページからの歳出について、最終ページまでの質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

○7番議員（山下一義君）7番議員、山下です。

140ページの委託料なんですけれども、揺ヶ池トイレ清掃管理委託料40万円。きのう道路品評会のとときに揺ヶ池に寄りまして、トイレのほうを確認したんですけれども、水も出ないしトイレが使える状態ではありません。この40万円は支払いをしているのか、していないのか。しているからここに計上してあると思いますけれども、今後どのように修理されるのか、いつされるのか。

それと、今の状態ではトイレが使えませんから、トイレ管理がなされていないと思うけれども、そのところはどういうふうになっているのか、お願いいたします。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）それでは、お答えいたします。

一応、揺ヶ池のトイレ清掃管理委託料として40万円支出をしております。これは、トイレだけじゃなくて周辺の清掃とか、そういった部分も含めたところでの管理委託料としてお支払いをしておる状況であります。

一応、トイレのほうですが、水のほうは今出てきていないということで、試験的にボーリングをしてあった分で、そこからくみ上げを試みたということですが、それもやっぱりちゃんと出てこないということで、今後また検討していきたいというふうに思っております。

○議長（宮田勝則君）7番議員、山下君。

○7番議員（山下一義君）現状では、トイレのほうが使えないようにロープを張ってあると思いますけれども。

○企画商工課長（林田浩之君）今現在は、水が出ない分でちょっとトイレが使えないということで、閉めてあるという状況であります。

○7番議員（山下一義君）閉めてあるのに、誰も使っていないのに、委託料としては、トイレのほうがかかっているのか。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 1時23分）

（午後 1時24分）

○議長（宮田勝則君）それでは、会議を再開します。

ただいまの山下議員の質問に対しましての、企画商工課長の答弁から進めたいと思います。

企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君） 揺ヶ池のトイレ自体は水が出ないということで、今閉めておるといふ状況であります。

この管理委託料につきましては、その周辺、お池さんのほこらとか、あと前後の道とかまでの清掃とかも一応やっていたというところ、お支払いをしておるといふ状況であります。

○議長（宮田勝則君） 7番、山下君。

○7番議員（山下一義君） わかりました。

次の質問は、152ページになります。

18番の備品購入費ですけれども、小型ポンプの積載車3台、これは今度はどこに配置されたか教えてください。

○議長（宮田勝則君） 総務課長。

○総務課長（須藤 博君） お答えいたします。

まず、小型動力ポンプ積載車3台につきましては、まず1台目が第2分団第3班、万徳・名ヶ迫です。それと第4分団第1班、布田と第5分団第1班、門出・田中・河原団地でございます。

小型動力ポンプ1台につきましては、第2分団第3班万徳・名ヶ迫の購入となっております。

○議長（宮田勝則君） よございますか。ほかに質疑ございませんか。

6番議員、上野正博君。

○6番議員（上野正博君） 6番議員、上野です。

134ページ、節19負担金、補助及び交付金のところで、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金で4,900万円ちょっと不用額が出ておりますが、この事業制度自体が平成30年末で終了するということでございますが、その後は本村では国からの会計検査院が確認調査に入っていると思いますが、何カ所ぐらい調査されたのか、そして問題点はなかったのか、ちょっとお聞きします。

○議長（宮田勝則君） 産業課長。

○産業課長（南利孝文君） 震災復旧緊急対策経営体育成支援事業の会計検査についてのお尋ねでございます。

会計検査は6月の中旬においでになりまして、全体で10件ほど見られたんじゃないかなと思います。比較的金額の大きいものをリスト順にのらんなったというところ、全て対象は施設でございました。

問題点、特に指摘はございませんでした。ただ、その日では回答できない疑義が生じました。これは従前の面積が本当に正しかったのかどうかというような疑義でございました。これにつきましては、震災直後の航空写真を帰

庁しましてから確認しましたところ、申請どおりの面積があったということで、翌日会計検査院にご説明をいたしましたところ、了解をいただいたと。同じような案件が2件ございましたので、翌日ご了解いただいたという状況でございました。以上です。

○議長（宮田勝則君）6番、上野君。

○6番議員（上野正博君）大型の施設だけを確認調査したということですね。

これはかなりの数多くの納屋、農機具の育成支援事業がされたと思います。もう小さい個人の家の納屋あたりは、全部設計施工の書類上の確認で済ましておるといいますか。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）全体で860件、対象事業がございました。これは大型の倉庫、小さい納屋、機械倉庫とかです。それから機械等も全て対象となっております。ただ、あくまで検査院がその中から抽出して確認をされたということでございます。

○議長（宮田勝則君）よろございますか。ほかに質疑ございませんか。

2番議員、村上高志君。

○2番議員（村上高志君）2番、村上です。

80ページです。

地域づくり推進事業補助金について、不用額が52万7,000円と上がっております。この地域づくりの推進事業の条件的なものがちょっと厳しいというか、使い勝手が悪うございますので、どうかもうちょっと緩和していただけないでしょうか。村長、お願いします。

○議長（宮田勝則君）まず、内容的な答弁をいただいでのほうがいいと思いますので。

企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）それではお答えします。

地域づくり推進事業の補助金につきまして、不用額が52万7,000円出ております。

こちらにつきましては、最初、各集落から申請が上がりまして、それに対してうちのほうで交付決定をしております。その交付決定額が427万8,000円となっておりますが、その後、結局各集落で事業のほうが実施できなかったり、事業費がそれだけ必要でなかったということで、最終的に交付の請求をされておりますので、その差額が52万7,000円になってきておるといいう状況になっております。

○議長（宮田勝則君）次の件、使いづらい補助金になっているという指摘についての反論とか、何かありましたら。緩和してほしいというのは要望ですけども。

○企画商工課長（林田浩之君）地域づくり推進事業補助金の要項については、

緩和してほしいということでございますが、一応、今後検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）以前は物品購入とかにも使えたはずの地域づくりなんですけれども、地域によっては高齢化が進んでおりますし、そういうイベントといいますか、地域を興してのイベント的なものがない地域もごございますので、その点は何らかの緩和策でもとっていただけたらと思います。以上でございます。

村長、お願いします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）本来ならば、当初予算でそういったことを指摘していただければありがたいと思いますけれども、決算ということも終わったところで、これだけの不用額が出たということでもあります。

地域づくりの補助金と申しますのは、経常的にいつも集落がやっていることをこれから出すのとは多少食い違いがあると。やはり地域づくりなら地域づくりらしい使い方があると思いますので、そういったところをしていただきたいというふうに本当は思っております。

ただ、どんどやをしたからとか何をしたからとか、いろんな区役の後に慰労会をするとか、そういったのはいかなものかなと。それは今までの地域で出しておられた金額でありますので、それはそちらのほうで本当はやっていただきたい。しかしながら、こちら辺は大目に見ていこうということで、今出しているところでもございます。

緩めるのは緩めてもいいけれども、緩めると限度が、限りがございます。何でもかんでも地域づくりの補助金でやってしまうということもありますので、こちら辺はまた今後検討していきたいというふうに思っておりますので、今のところ、余り緩めるのはいかなものかなというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）今後12月になりますと、来年度に入っていきますので、その点でいろいろ検討させていただけたらと思います。よろしく願いしておきます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

80ページになります。

節15工事請負費で、風の里キャンプ場施設になります。風の里が修理されて大分たつと思っておりますけれども、先日、風の里のキャンプ場に行きましたところ、管理人の方から使えない棟がまだあるというお話をいただきました。

当時、これを直されるときには、全部直されるものだというふうに私は思っておりましたけれども、今現在、こういう使えない棟、これを今からどうされるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えいたします。

ただいま風の里キャンプ場のほうの改修を行いましたのが、ご指摘のとおり、管理棟のほうとA棟とC棟につきまして、改修のほうを終わらせております。

現在、ロッジのB棟のほうはまだ2棟が使えないという状況でございます。こちらにつきましては、若干、今現在はちょっと道具等を入れるところで使用されているというところでございますが、今後検討しながら、改修のほうは進めていきたいというふうに考えております。

○議長（宮田勝則君）3番議員、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

では、なぜその当時に全部修理されなかったかをお聞きしたいと思います。これは補助金とか、そういったものが導入されておりましたので、そのときになぜされなかったのかというのをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えいたします。

補助事業を受けておりますのが、地方創生関係の交付金で地方創生拠点整備の交付金でございます。こちらのほうの補助の上限が2分の1補助で、補助額が5,000万円までというふうになっておりますので、まず優先する部分から進めていったというような状況でございます。

まず、先ほど言いました管理棟とロッジのA棟とC棟のほうの整備を行ってきたという状況でございます。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）じゃ、補助金の関係上、その当時はされなかったということではありますが、西原村にはキャンプ場がこれ一つでありまして、今商工会が管理されております。一生懸命されておりますので、テントを予約されるよりも、棟を予約される方が多くなっております。ぜひ、この2棟も使えるようになって、またいろんなお客さんをお呼びいただきたいと思っておりますけれども、今後、早急にとまではいかないと思いますが、その辺の補助金関係とか、何か目新しいものがあるかどうかをお聞かせください。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）これを改修するに当たりましての財源につきましては、まだ今検討中といいますか、今からいろんな検討をしていきたいというふうに思っておりますので、現在のところ、これに充てる財源というのはまだ見つけておるわけではございません。以上です。

- 議長（宮田勝則君）3番、坂本君。
- 3番議員（坂本隆文君）わかりました。ぜひ、そういうのを調べながらでも建て直していただきたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）村長。

- 村長（日置和彦君）坂本議員のおっしゃるのはもったもなことで、ご指摘をいただきましてありがとうございます。

多分にも、そこが予算上できなかつたということでもありますので、今後、いろんな補助金あるいは有利な起債等も含めて検討しながら、やはり全てのロジが使えるような体制でやっていきたいと。せつかく商工会のほうで委託をしてされておられますので、その辺は対応をしていきたいというふうに思います。

- 議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 1時40分）

（午後 1時43分）

- 議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁の不足部分を企画商工課長に求めます。

- 企画商工課長（林田浩之君）先ほどお答えしました青少年の森の管理費の分でございますが、先ほど本年度決算額の部分で、前年からの事故繰越分という形になっておりまして、全体の事業費としまして予算額で1億1,847万4,000円という形で計上しておりまして、昨年、前払い金としまして3,820万円の支払いをしております。平成30年度に残りの分を繰り越しておるという全体の事業費になっておるということになります。よろしいでしょうか。

- 議長（宮田勝則君）坂本君、今ので内容はわかりましたですか。総事業費としての1億円を補助事業として対応したということですか。（「はい」の声）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、上野正博君。

- 6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。

172ページ、委託料、下小森埋蔵文化財発掘調査業務委託料についてお尋ねします。

これは1,776万円とかなりの金額でございますが、村の負担ということですが、実際どのような流れだったのか、どのようなことをされて、また経過説明といたしますか、また調査の日数などはどのぐらいかと、簡単でよいございますので、その流れ、経過の説明をお願いしたいと思います。

- 議長（宮田勝則君）教育課長。

- 教育課長（吉田光範君）ただいまの上野議員のご質問にお答えいたします。

下小森の埋蔵文化財の発掘調査ということで、昨年度委託をしております。一応工期につきましては、平成30年10月18日から平成31年1月31日まで工期

を設けていまして、今、下小森の公民館の北側の田んぼのところを一応発掘調査して、出土品関係を保存して、資料の作成を今年度するというしております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君） よございますか。ほかに質疑ございませんか。

1 番議員、堀田直孝君。

○1 番議員（堀田直孝君） 1 番議員、堀田です。

教育課長が答弁されましたので、その関連、関係のところ。

160ページなんですけれども、使用料及び賃借料にテレビ受信料、山西小学校が1万4,545円、河原小学校が2万9,089円、これは間違いでしょう。これが間違いじゃないなら、なぜ、ほかの経費は山西小学校が当然生徒数が多いのに、河原小学校が少ない。ただ受信料だけが間違いでなくて、こんなに逆転しているというのはどういうことなんでしょうか。

○議長（宮田勝則君） 教育課長。

○教育課長（吉田光範君） ただいまの質問にお答えいたします。

山西小学校のテレビの受信料につきましては、一応NHKの受信料1台分、それと河原小学校につきましては3台分をお支払いしております。

河原小学校につきましては、職員室、校長室、それと給食室でございます。山西小学校につきましては、職員室だけの受信料を払っておるということでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君） 1 番、堀田君。

○1 番議員（堀田直孝君） これは3台分と1台分ですけれども、じゃ、教室にある教育用のテレビは、受信料は免除ということでよろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君） 教育課長。

○教育課長（吉田光範君） 教室にあるテレビにつきましては、教育上のものがございます、受信料は免除になっております。

○議長（宮田勝則君） 1 番、堀田君。

○1 番議員（堀田直孝君） それでは山西小学校には、先ほど河原小学校は3台入っておる、給食室とどこだったかな（「校長室」の声）これは山西小学校には設置してないということでしょうか。

○議長（宮田勝則君） 暫時休憩します。

（午後 1時48分）

（午後 1時49分）

○議長（宮田勝則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

教育課長。

○教育課長（吉田光範君） 堀田議員のご質問ですが、学校等にはちょっと問い合わせはしたものの、また再度こちらのほうで確認をしたいと思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

1 番議員、堀田直孝君。

○1 番議員（堀田直孝君）64ページの総務費の一般管理費の産業医報酬なんですけれども、これは昨年もお聞きしました。これは多分産業医、これだけ組んであるんですが、相談、産業医を使ったか使わなかったかです。使わないのにこれだけ払うというのは、税の無駄遣いじゃなかろうかと私は思っております。

これは副村長の所管でありますけれども、これを使うというならば、労働安全衛生委員会の中で相談とか指導とか、そういうところで産業医さんの協力を得るのかと思っておりますが、まだ副村長は来られたばかりでわかりませんので、総務課長にそのあたりの実施状況、産業医を利用したか、活用したかをお伺いします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

現在、産業医といたしましては、昨年の質問のときからもお答えしておりますが、永広医院の先生のほうをうちのほうで選任しているところでございまして、昨年度の衛生委員会の開催状況について説明しながらお答えしたいと思っております。

昨年度につきましては、平成30年11月12日に衛生委員会のほうを開催してきております。中身といたしましては、職員の健康管理、定期健康診断の中身であったり、健診の中身の項目と、あと結果につきましてはのいろんなことでの議論、当然その中に産業医の永広先生らも入っておられますので、その辺に関する専門的な見地からの予防的なもの等々のご助言をいただいております。

また、議題の一つとして、メンタルヘルス対策につきましても実施しておりましたので、その辺の結果報告と今後のサポートというあり方の中で、産業医のほうからは、ストレスチェックでの高ストレス者に対しての面談についても対応を可能と考えておるということで、必要であれば専門医師のほうの紹介も含めた相談対応をしたいということでの意見等いただいているところでございます。

一応、昨年度は1回の開催で、産業医のほうでご意見等をいただいているところでございます。

○議長（宮田勝則君）1 番、堀田君。

○1 番議員（堀田直孝君）せっかく予算を組んで実行されたということで安心しましたが、やはり22万9,000円、お医者さんに払う校医、村医、同じ金額を払っておりますが、そのあたりでは校医とかは学校の予防接種とかいろんなところで活用されているのに、1回の活用で22万9,000円、時給にしたら何十万円と。

このあたりを例えば、1回につき幾ら、報酬じゃなくて、そういうのもいいんじゃないかとも思いますが、今後やはりこの報酬でいかれるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

現状では、今のところ、年報酬での対応ということで考えておりますが、ただ、この間、産業医という方の活用の仕方ではいささか不十分な点もありましたので、いろんな相談に対する対応についても産業医のほうで対応していただいたり、また内容によっては専門医のほうに指導をあっせんといいますか受診を勧奨していただいたりとか、本来の産業医としてのお仕事をまた十二分に発揮していただけるような体制を、今後努めていきたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）質問に入る前に、先ほど風の里キャンプ場の話がありましたけれども、PRじゃありませんけれども、10月には西原長渕剛会というのが結成20年というイベントをやるとされています。やっぱりそういった感じで、地元でも活用しようと思っておられますので、修理等は早目に頑張ってくださいことを改めてお願いしたいと思っております。

質問のほうは68ページです。

工事請負費の防犯灯の件です。

うちは新興住宅地でやっぱり区長さん方も新しいから、村でつくるやつと、区費も払わなければいけないのに、また何で地区で街灯だとか、いろいろ新しい方でおっしゃる方が多々おられます。

街から来られた方々は、ほとんど町、市がしてくれたりすることが普通のところから来られておられますので、そこの地元でつけるやつと防犯灯修理等の区別のところをもうちょっと明確に、ここでお話いただければと思います。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

決算に上がっております防犯灯設置工事のほうにつきましては、2つの工事として対応しておるところでございます。

ご質問の集落内の防犯灯とそれ以外の基準はどうなっているかということでございますが、この間、村の設置の基準といいますか方針といたしましては、基本的には集落間の通学路等につきましては、村のほうで設置するという一つの基準として、この間、設置工事をしてきているところでございます。ですので、集落内につきましては集落内のほうでの対応という形で理解をしていただければと思います。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）大方、頭ではわかっておりますけれども、なかなか際どいあたりのところを突いてこられる方が、特に新しい方が多々おられまして、新しい区長さん方もなかなかそこ辺を丁寧に説明するというのは難しいところがありまして、こういったところできちんと出していただいて、あとはもう自然となれていただくしかないのかなと思っています。

続きまして、98ページの負担金の19で西原村ボランティア連絡協議会云々と書いてありますけれども、現在の活動状況等を教えていただければと思います。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）ボランティア協議会の活動状況ということですが、会長はご存じだと思いますけれども、坂本会長をもとに、主に一番活動されているのは、のぎくまつり時のいろんなお手伝いをされております。

各方面からいろんな会長、例えば軟式野球連盟とかいろんな部分で太鼓とか、いろんな分の協議会のほうをそうやって会議をされて、主にのぎくまつりを中心にボランティア活動ということで、今一番のメインはボランティア、のぎくまつり等の補佐的な役割をされております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）大変失礼しました。私としては、震災からのボランティア関係で、特にうちもまだ常駐しているボランティアもいますし、そういった方々を取りまとめてやっている組織がまだあるのかなと思って、ちょっと質問しておりました。どうもすみませんでした。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）9番、桂です。

140ページ、揺ヶ池水質検査手数料で1万2,960円ということですが、昨年何月ぐらいに水質検査されたのか、また結果はどうだったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えいたします。

昨年、揺ヶ池の水質検査を3回行っております。期間は5月、6月、7月の3回になります。

水質検査の結果としましては、5月、6月は水質基準は不適合、7月につきましては適合しておるといような結果になってきております。以上です。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂悦朗君）今、5月、6月、7月と言われたんですかね。その後、多分水がなくなっておった期間というのがあると思うんですよ。

つい最近、私も行ってまいりました。現在、水がたまっております。これ

はいつぐらいからたまりましたかと水上さんのほうに聞いたら、1カ月ほど前からかなというふうに言われたんですよ。きれいな水なんですよ。

しかし、横のほうからかなり水が出てきているんですよ。これは本当に下から湧いてきている水なのか、雨水でたまっているのか、そこらあたりは何か成分の分析とか、そういうのをされたことはあるんですか。以前はそういうことをされたことがないのかな。そこらあたりをちょっと聞きたいと思います。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えいたします。

実際、水のほうは、桂議員からも言われましたとおりに、こちらで目視による状況で見ますと、やっぱり横から入ってきているというような状況だと思っております。そういった地下から出てきているかといった調査のほうは、特段行ってはおりません。完全に水として水質基準に合うか、合わないかの検査だけを今行っているという状況であります。（「成分検査はしてないということね」の声）はい。（「水質検査はしているんだろう」の声）はい、水質検査だけをやっているという状況です。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）なぜ聞いたかということ、これがかれたり、たまったり今しておるわけですね。以前はずっとたまっていたわけです。水質が本当にもとのお池さんの水であればいいんですが、雨水がたまっておるのであれば、あれは村の管理となっておりますので、何かあったときに村の責任がありはしないかなという心配をしているんです。

それと、下から上がってきてたまっておるのであれば、希望があるんですよ。将来的にも、そこにもたまる水になるのかなという希望もあるんですが、多分、雨が少なくなると、今後またなくなるんじゃないかなという心配もしております。この前、ちょっと村長とも話をしていましたけれども、大変きれいな水です。

そして、ちょうど私が二、三日前に行ったときに、くみに来られていました、北九州市から。以前からここにくみに来ていたからと、でも今まで何回か来たけれどもたまっていなかったと。隣の水上さんのところから水をもらいましたと、そのときはということだったんですね。たまたま水がたまっておったものですから、きょうはたまっていますと言ってから、くんでおられたんですよ。

その人と話をしていたんですが、一番心配なのは、そこをくんで帰って何かあったときに困るなというふうに思ったんですね。その人には、最近までちょっとたまっていなかったけれども、ここ1カ月前ぐらいからたまっているみたいなんですよ。そうしたら、横から水が出ているものですから、心配されていたのはそこなんです。横から水が出ているんですものねというふうに

言われていました。

しかし、その人たちは、私たちは信仰しているものですから、この水はくんで帰りたいかですよと言われたから、それはくんで帰るにはもう全然その人たちの責任ですからということで。その人たちも言われたんです。私たちの責任でくんで帰りますと言われたんですが、やはりきちんとしたことをやってないと、そこらあたりがどうなのかなというふうに思いますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）この前、桂議員のほうから、あそこに水がたまっておると、お池さんがたまっておるということでありましたので、きのうちょうど道路品評会ということで、たまっておるならばということで見に行きました。きれいな水であります。

しかし、あれはいつたまるかわかりませんが、私が以前行ったときもたまっておりました。そのときの水ときの水は違っていました。青色の水がたまっておりましたので、きのうは青じゃなくして本当に澄み切った色でした。だから、水質もそのときによって違うかなというふうに思っております。

今たまっておるのは、盆過ぎから雨がずっと降りましたので、そういった水が浅い地下水として来ているんじゃないかなというふうにも思っております。ということで、きのう回って水がありましたので、今ご指摘いただきましたように、もしものことがあったらいかんということで、早速、企画商工課のほうに言うて、飲料水には適しておりませんという張り紙を出させて、もう出したかな。（「はい」の声）出したということでありますので、出させていただきました。

それから先は、飲料水に適しておりませんので、自己責任でありますので、こちらのほうはそれだけのことしか、今のところはできませんので、ずっと水があつて飲料水に適しておれば一番いいんですけども、なかなかそれは地下のことありますので、見えませんので、そういったことでさせていただいておるといふところです。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）そういうふうな張り出しをしてもらふということ、私はそれが一番大事じゃないかなというふうに思ったので、今回ちょっと質問をさせてもらいましたし、また村長のほうにもこの前お話ししたのは、その点があったので、ちょっとお話をさせていただきました。

じゃ、それでいいです。ありがとうございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

72ページです。節1報酬で、地域おこし協力隊がございます。今現在、2名の方が復興建設課と企画商工課におられていまして、いろいろ話をしたりとかしますと、やっぱり結構活躍されております。

その中で、これは国の制度で西原村にとっても随分いい制度ではないかと思ひます。その中で、ほかの課、課長さん方が話し合われて、この地域おこし協力隊をまだまだ活用できればと思ひますけれども、そういった話は何か、今度ふやす話とかされていますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えいたします。

地域おこし協力隊員につきましては、平成30年度決算時点では2名ではありましたが、1名が11月の途中までという形になっております。1人だけのことしも来ていただいているというところでございます。

坂本議員の質問にございます、ほかの課とでの地域おこし協力隊につきましては、各課その業務等をやっぴりある程度精査していただきながら、今後また検討していきたいというふうにございます。よろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）ちょっと話は変わるかもしれないんですけども、以前テレビでこの制度を使って、熊本で言えばロアツソみたいなチームで、チームの選手を呼ぶために地域おこし協力隊が使えたそうです。ふだんは事務的なことを役所でされますけれども、それでいて、スポーツをメインで呼ばれるということをしている地域がテレビであって、こういう使い方もあるのかと思ひたときに、まず、今度クラブ活動が学校でなくなっております。これが役場との併用で、例えばうまい指導員を呼んだりなんかすれば、お金の面でも優遇されるので、こういうのも使ったらどうかと。そういうアイデアを各課でもいろいろされるとまだまだ、お金がそうかからないような制度でするのでぜひ使っていただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）誰に聞きたいですか。

○3番議員（坂本隆文君）村長で、じゃ、お願いします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）今、坂本議員言われましたけれども、そういった方向でも地域おこし協力隊に来ていただく、利用していいということであれば、それにこしたことはないなど。

そしてまた、今は2人ですけれども、これは5人でも10人でもよかということでもありますので、そこら辺も含めて各課、今からちょっと連携をとりながら進めていくなればと。そして議員が今おっしゃったように、子どもたちの学童、学童にはないけれども部活ですね、部活動にも実施していただければありがたいと思ひますので、そういったところを、まだ我々はちょっと勉強不足でありますので、勉強しながら進めたいというふうにございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに。

1 番議員、堀田直孝君。

○1 番議員（堀田直孝君）1 番、堀田です。

136ページの負担金、補助及び交付金の有害鳥獣対策なんですけれども、きのうも道路品評会で回られたかと思いますが、年々農家の被害が増えるばかりで、実績としてはもう去年だけでイノシシ156頭、鹿50頭、200頭以上が捕獲されておる状況で、昔で言えばこんなにとれたかということで、イノシシはおらんことになったんじゃないかなろうかというふうな状況の中にも増加傾向にあると、主要の施策の説明に書いてあります。

その中で、自衛捕獲の必要性が高まっていますということを書いてありますが、この自衛捕獲ということで、どのような自衛捕獲を考えられているか、教えていただきたいと思います。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）自衛捕獲についてでございます。

本当に自衛捕獲をやらなければ、もう猟友会も大分高齢化いたしました。現在、捕獲隊を結成するに当たりまして、もう村内の猟友会のメンバーだけでは足りなくて、村外の方にも応援をいただいているというような状況でございます。

そういった中で、以前にもお話ししたことがあったと思いますが、新規に免許を取られる方というのが若干今出ております。名簿上は今8名いらっしゃるようです。やっぱりこうやって、農家の方など、地域ごとに捕獲をするような態勢というのを構築しなければいけないんじゃないかなろうかというところがございます。

免許を取っていただくという話なので、なかなか連れてきて誰かに取らせるというわけにはいきませんので、なるべく取りやすいように、また取ったらなるべく続けていただけるようにというようなことで、以前村上議員からご質問のありましたわなの貸し出しというのがあったと思いますが、本年度、わなは国庫の補助によりまして10基購入を予定しております。これは新規に免許を取られた方を中心に、無償の貸し付けを行うというような予定でございます。

そのことによって、免許取得時に結構お金がかかるそうなんですけれども、その後のわなの購入費用、10万円ぐらい1基当たりかかるそうなんですけれども、その辺のより大きい負担のところを軽減していきたいなというふうなことを考えております。

それともう一点、これは制度上の話でございますが、村で有害鳥獣捕獲の要綱を定めておるところでございます。この中で、新規の取得者は有害鳥獣捕獲には参加できないような内容になってございます。5年以内に銃猟に関しては3年以上の実績、また、わなに関しては5年以内に1年以上の実績が

なければ、要は資格を取っても、すぐには捕獲隊には入ることができないというような要項になっております。

これについては、それまでは県のほうでも同じような要項だったんですが、昨年度、県の要項が変わりまして、その部分が削除になっておりますので、本村でも削除したらどうかということで、猟友会等の皆さんと相談をしたところでありましてけれども、すぐ捕獲隊に入るのは危なかるうというようなこともありまして保留しておりましたが、やはり有害鳥獣捕獲隊に入ること、その後の免許更新の際のメリットは大変大きゅうございます。狩猟税の減免とかございますので、せっかく免許を取っていただいて、こんなに経費かかるんだったらもうやめたほうがよかばいということにならないように、この要項についても年度内に改正いたしまして、来年4月1日から年数の制限の削除を行いたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）やはりこの有害鳥獣というのは、私の家もちよっと唐芋畑に入られましたが、一晩入られると、その被害額は掘ってみたらすぐわかります。何十万円という被害を受けます。

そういうところで、各西原村中の農家が被害を受ければ、結局所得が下がる、税収も下がるということで、来年も予算を組まれるときにこっちのほうの強化というか、そちらのほうをぜひ、今猟友会の兼ね合いとかいろいろあるかもしれませんが、うまく調整していただいて、今後も有害鳥獣対策を頑張っていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）先ほどの答弁のちょっと補足をさせていただきます。

わなの購入ですとか、それから各地区で要望が上がりました電気柵についても国庫の補助を使っております。ただ、この事業は村の有害鳥獣被害防止対策協議会が事業主体になりまして、村の予算を通らない形なんです。

だから、なかなか予算上見えにくいというふうな感じではありますけれども、今後も国庫補助事業、本当にほぼ100%で対応できます。村の腹痛みませんので、村の財政には影響がありませんので、積極的に今後も取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）今の件で、鳥獣の関係です。

ことし課長は行かれていませんけれども、2月でしたか3月だったか、天草市に農業委員会で研修に行きまして、地域を挙げて鳥獣対策をとられているところに研修に行ってきたので、それからもし西原村でも何か、どこか1集落、モデルでもあれば取り組みたいというのを伺っておりましたが、そこ

から進展はあったのかどうかをちょっとお願いします。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）モデル集落ということでございます。

先ほど申しました国の補助事業によりまして、電気柵を設置するなどの場合は必ず講習を受けなければいけない。まず設置の仕方、それからその後の管理の仕方、これについては必ず講習を受けなければならないということで、震災前は特に何度も集落には足を運んで啓発等を行ったという経緯もございましたが、震災後、若干その辺がおろそかになっているかなという反省もございます。

ちなみに、天草市でござんったのは、恐らく設置型の柵じゃなかったかなと思いますが、先ほど国庫補助100%と申しましたが、これはわなの購入ですとか電気柵に対しては100%なんですけど、網の設置に関しましては、あくまで材料代のみということでございます。これは電気柵も同じです。材料代のみということでございますので、実質的には設置費までを含めると2分の1程度になるというようなことを伺っております。

本来であれば、より柵のほうが効果が高いわけなんですけど、ご紹介してもなかなか地元負担が出せないというような理由等で、今はなかなか推進ができておりませんが、その辺も含めて今後啓発をしていきたいというふうに考えるところでございます。

○議長（宮田勝則君）それでは、これより歳入歳出一括して質疑をお引き受けいたします。また、総括質疑といたしますので、総括的な質疑もよろしくお願いを申し上げます。質疑ございませんか。

暫時休憩します。

（午後 2時20分）

（午後 2時33分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

一括質疑及び総括質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）すみません、継続です。

100ページ、敬老会の件です。

金額的には33万6,000円とありますけれども、課長としてその数も14カ所ぐらいと書いてありましたけれども、実際、認知も介護もいろんな観点から考えて、この14カ所というのは少ないと思っているのか、それとも大体減ってきている状況なのかというのをまず伺います。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

敬老会助成につきましては、考え方はさっきの地域づくりの補助金と同じ

考え方で、やはり地域でやっていただきたい。やはり高齢者を守って地域の活性化につなげていただきたい。そういうことで、いろんな部分で高齢者と地域のつながり、そういうことによって、一つはいろんなサロンとかにも出てこられない高齢者も敬老会には出てこられるということも聞いております。いろんな形で、地域でやはり高齢者の活動につなげていっていただきたいということで、助成金のほうを出しております。

ただ、あくまでも敬老会につきましても、全額補助ではございません。一部の助成です。地域が進んで敬老会をやっていただくということで、区の方にはお願いしておりますので、少ないか多いかという部分については、やはり地域で今後もぜひ敬老会をやってくださいということで、うちのほうはお願いしたいというふうに考えております。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）前向きな答弁でよかったと思っています。

課長は3月までは隣の課長をされていたわけで、今現在、ちょっと介護と関係するわけでありませんが、今取り組んでいますスーパーサロン系が約11カ所か10カ所か今なっていると思います。それは課が違うので何とも言えないところでありますが、そこらあたりはやっぱりお互い共有していただいて、できればそれぞれの箇所を増やしていきたいと、そういうふうになるならばと思って、ここであえて答弁を求めました。隣の松下課長と、もとはそこにおられたわけだから、今現在10カ所か11カ所あるのをできれば増やしたいと思っておられるはずだと思っています。

ことしもモニターかな講習会があっております。敬老会そのものも、これは敬老会の決算ですからやっぱり数を増やしていきたいなと思うことに関しては、隣の課と連携をとりながら取り組んでやっていただければと思います。

あともう一つは、これは要望といいますか、うちも区長が毎年変わります。区長がかわった途端に予算が、9月前後に敬老会を申し込まれるんですけども、お金が来たりするのが11月ごろしか来なかったりして、新しい区長さんはそのことが会計さんとうまく話とかがいってないと、村からも助成金がある、ないとかがなかなかわからない方があるそうです。そこらあたりもちょっと注意して今後取り組んでいただきたいと思います。もしもよければ答弁を。

○議長（宮田勝則君）サロンをスーパーサロンにやっていただきたいというお話が1点ですか。

○4番議員（中西義信君）いや、ちょっと違います。スーパーサロンは隣の課で介護の関係ですから、両方とも活動箇所を増やしていただきたいという気持ちで2人の課長にはあられると思いますから、連携して取り組んでいただきたいと思います。それが一つです。

もう一つは、先ほど言いました周知徹底のほうです。

新しい区長さんがかわった途端になかなか慣れていない方が多くて、そういった助成があるということを理解されてないし、また今後新しくするところは、なおさらそういう理解が遠いところがあると思いますので、そこ辺の周知徹底はよろしくをお願いします。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）今、横のつながりということでありましたが、一応私も4月まで保健衛生課の課長をさせていただいておりましたので、そのあたりの情報というか、そのあたりはやっているつもりでございます。まだ足りない部分もあるかもしれませんが、スーパーサロン、イコール、高齢者施策というふうに思っております。

スーパーサロンに来られている方が高齢者だけじゃなくて、いろんな部分でやはり今後介護保険、もしくは今度は高齢者福祉、障害福祉、いろんな部分でやはり横とのつながりというのは大きい部分があると思いますので、その横の連携、または庁内の連携につきましては努力させていただきたいというふうに思っております。

今、敬老会の申請につきまして等でございますが、確かに今、中西議員が言われたとおりだろうというふうに思いますので、今の部分でございますが、全区長さんのほうに、議会後に1回やられましたかというふうにご通知を申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

総括というか、そういう関連でちょっとお尋ねします。

いろいろ会計監査委員さんたちの意見書にもありますように、平成30年度の収支も結果が出ているということで、それも皆さんの課長あたりの努力だとは思いますが。

その中で気になるというか、今後もやっていかれるとは思いますが、一応今までの補正あたりで、公債費で何々事業債あたりでいろいろ、そのときの補正のときには、はい、幾ら、今度はここを改正します、補正しますというような感じで、各補正ごとのあれでは異議なしのような感じになりますが、ようやくこういう結果が出て、トータル的で実質、平成30年度中は報告書にもありますが22億4,210万円というような感じを借れておった。その中で国の交付税措置、そういうのを利用してやっておられると。

事業債ごとで、交付税措置の割合もいろいろあるかと思いますが、私たちはさっき申しましたように、補正のときただ聞くだけで、トータル的というか、どういうなのかが把握できていない。そこまでよく知っておいたほうがいかなど、私たちも知っておいたほうが財政的にもと思いますので、できますならば各事業債ごとの交付税措置の比率、どれくらいになるんだという

のを示させていただくならばと思います。

また、基金あたりでも、大体基金積み立てをされまして、ここでもありますように30億円ぐらいになった。借金、地方債は70億円になったという、その数字だけではちょっと表といいますか、そういう数字で見られますので、これから運用して平成30年度は実質負担として2億円ぐらいというような感じで報告されておりますので、それが私らが知らぬ間にどうなっていくかなと、今後、地方債、交付税措置をやっておりますので、元金の償還はやっていかないかと思っておりますので、資金繰り、お金はあるとは思いますが、そういう関係から要望ですが、私たちにある程度整理した数字、表のようなものを作成いただくならという要望。

それと、これも同じようなことですが、これは災害復興あたりで明許繰越、事故繰越ですか、ああいうあたりでも、先ほど申しましたように補正のとき、はい、はいで結局はどうなっているのかな、ただ進捗率を聞くだけ、執行率を聞くだけとなっておるんだけど、実際の把握というか、払っておるんなら払っておる、今あるので残っておるのはどれぐらいですよというふうな説明、これも同じような形で何か整理をさせていただいてわかるように、ちょっと私たちは今勉強不足かもしれませんが、ちょっと特殊な会計といいますか、勉強不足でわかりませんので、できればそういう資料を作成して提出いただくならと思っておりますが、いかがでしょうか。これは財政のほうがいいですか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

まず、幾つかのご指摘というか、ご要望を含めて承りましたが、まず1点目の公債費に関してでございますが、もうちょっとわかりやすい資料をということでございます。

ちなみに、質問の中で起債、公債費で実際、充当率、交付税措置は何%かというご質問をいただきましたので、先にそちらをお答えさせていただきたいと思いますが、平成30年度の決算書で上げております55、56ページで、幾つかの款21村債、以下、記載させていただいております。

おのおのの記載の項目について、若干充当率等々ご説明させていただきますが、まず款21、項1、目1の臨時財政対策債につきましては、これは国の交付税会計の財源が不足しまして、地方交付税として私たちがいただきます財源が不足した場合に、起債という形で起こすものでございまして、これにつきましては次年度におきまして普通交付税で全額いただくという形になりますので、交付税措置としては100%という言い方になるかと思っております。

次の目の公共事業等債につきましては、これは起債の充当率は90%、交付税措置は50%というものでございます。

次の公共事業等債、これは繰り越しでございますが、これにつきましては

充当率100%、交付税措置80%というものでございます。

同じく、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業で記載しておりました公共事業等債につきましても、同じく充当率100%、交付税措置80%というものでございます。

目の3の一般単独事業債、節の1、緊急防災・減災事業債。項目といたしまして、Jアラートの受信機更新というものにつきましても、充当率100%、交付税措置70%というものでございます。同じく、小型動力ポンプ付積載車購入事業につきましても、緊急防災・減災事業債、充当率100%、交付税措置70%。次の市の消防局庁舎・指令管制システム整備事業村負担分につきましても、緊急防災・減災事業債、充当率100%、交付税措置70%というものです。

あと、事故繰越ということで、目の4の事故繰越の地方創生拠点整備交付金事業債、これも充当率100%、交付税50%というものでございます。

目の災害復旧事業債の1の公共土木施設災害復旧事業債、道路橋りょう災害復旧事業に関しまして、これは充当率100%、交付税措置につきましてもはちょっと率の幅がございますが、85.5%から95%というものでございます。

節の農林水産業施設災害復旧事業債、これにつきましてもは充当率65%、交付税措置85.5%というような起債の状況でございます。

要望の最初の1点目の公債費もしくは今後の償還がわかるものという資料ということについては、今後、決算時期の説明の中でも説明できるような資料を作成してお渡ししたいと思います。

要望の2点目の補正の時期に事故繰越、繰越明許という部分と、その辺が全体的な年度としての事業費の関連性といえますか、全体が見えるものの資料かなと思いますが、それにつきましてもちょっと考えまして、資料としてつくりましてお渡しできればということで、検討させていただきます。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第1号、平成30年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、認定第1号は原案どおり認定されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

これをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

- 議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、次の会議は19日午前10時より行います。
本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時50分 散 会

第 3 号 (9 月 1 9 日)

令和元年第3回西原村議会定例会会議録

令和元年9月19日、令和元年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和元年9月19日（木曜日） 議事日程第3号

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 認定第 2号 | 平成30年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 認定第 3号 | 平成30年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 4号 | 平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 5号 | 平成30年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 6号 | 平成30年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 6 | 報告第 3号 | 平成30年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第 7 | 承認第 5号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第5号）令和元年度西原村一般会計補正予算（第4号）について」 |
| 日程第 8 | 議案第74号 | 西原村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第75号 | 西原村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第76号 | 西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する |

条例の制定について

- 日程第 1 1 議案第 7 7 号 西原村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 7 8 号 令和元年度西原村一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 1 3 議案第 7 9 号 令和元年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 4 議案第 8 0 号 令和元年度西原村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 5 議案第 8 1 号 令和元年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 6 議案第 8 2 号 令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 7 議案第 8 3 号 令和元年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について

1、応招議員 (10名)

| | |
|------|-----------|
| 1 番 | 堀 田 直 孝 君 |
| 2 番 | 村 上 高 志 君 |
| 3 番 | 坂 本 隆 文 君 |
| 4 番 | 中 西 義 信 君 |
| 5 番 | 西 口 義 充 君 |
| 6 番 | 上 野 正 博 君 |
| 7 番 | 山 下 一 義 君 |
| 8 番 | 林 田 直 行 君 |
| 9 番 | 桂 悦 朗 君 |
| 10 番 | 宮 田 勝 則 君 |

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

| | |
|------|-----------|
| 1 番 | 堀 田 直 孝 君 |
| 2 番 | 村 上 高 志 君 |
| 3 番 | 坂 本 隆 文 君 |
| 4 番 | 中 西 義 信 君 |
| 5 番 | 西 口 義 充 君 |
| 6 番 | 上 野 正 博 君 |
| 7 番 | 山 下 一 義 君 |
| 8 番 | 林 田 直 行 君 |
| 9 番 | 桂 悦 朗 君 |
| 10 番 | 宮 田 勝 則 君 |

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

| | |
|---------|-----------|
| 議会事務局長 | 米 口 三喜男 君 |
| 議会事務局書記 | 佐 藤 光 弘 君 |

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

| | |
|--------|-------|
| 村長 | 日置和彦君 |
| 副村長 | 目床順司君 |
| 教育長 | 竹下良一君 |
| 総務課長 | 須藤博君 |
| 企画商工課長 | 林田浩之君 |
| 教育課長 | 吉田光範君 |
| 会計管理者 | 西山春作君 |
| 税務課長 | 廣瀬龍一君 |
| 産業課長 | 南利孝文君 |
| 復興建設課長 | 吉井誠君 |
| 住民福祉課長 | 藤吉昌也君 |
| 保健衛生課長 | 松下公夫君 |
| 保育園長 | 松永政範君 |
| 代表監査委員 | 河上勝彦君 |

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、認定第2号、平成30年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 西山春作君 登壇 説明）

○会計管理者（西山春作君）おはようございます。

それでは、認定第2号についてご説明いたします。

認定第2号、平成30年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書1ページをお開きください。

歳入でございます。

歳入合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳入合計、予算現額9億7,100万2,000円、調定額9億9,178万3,702円、収入済額9億5,738万9,911円、不納欠損額166万547円、収入未済額3,273万3,244円。

5ページをお開きください。

歳出でございます。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、予算現額9億7,100万2,000円、支出済額8億6,732万3,797円、翌年度繰越額0円、不用額1億367万8,203円。

開けてください。

歳入9億5,738万9,911円、歳出8億6,732万3,797円、歳入歳出差引残額9,006万6,114円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額9,006万6,114円。

令和元年9月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしく願います。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

林田君、質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

この国民健康保険のほうは、ことしから県のほうといたしますか、連合の会計というか、そういう形だったとっておりますが、事務的にはこちらの村がやるような感じで、あとは県の収入というのか支出というか、ああいう感じでやられておるんじゃないかなと思っております。

先ほどは、実質収支は9,000万円残るといふようなことですが、意見書のあたりでは単年度収支、前年度の繰り越しになるのかな。単年度では1,478万9,000円の赤字といふような報告がなされておりますが、今後、早う言えば、実質収支がマイナスな場合はまだ増えるといふことで、今後の運営、幾ら県がやるといっても結局は村が担当するといふようなことで認識しておりますが、どういふ方向に、今回の場合は残っておりますが、もし、これが収支が合わなかった場合、また繰り入れをされて補充されると思っておりますが、今後、国民健康保険のあり方、これから私たちも含めて高齢者がふえますので、どういふ対応をされるかをちょっと伺いたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの林田議員の質問に対してお答えいたします。

まず、単年度収支がマイナスといふお話で、平成29年度から平成30年度にかわりましたときに、おっしゃられたように、経営主体が熊本県のほうにかわっております。

平成29年度に、最終的に国庫補助をいただいておりますけれども、若干多目に最終的にいただいていたといふことで、平成30年度に2,800万円ほど返還しております。そういう関係で、単年度収支でマイナスが発生しているのではなかろうかといふふうに考えております。

また、今後の国保の運営に関してですけれども、熊本県が運営主体となったといふことで、財政的な安定はしていくかと思っております。ただ、やはり医療費の高騰であったりといふのは続いていくかと思っております。そういう意味では、重症化予防であったり、特定健診の推進を含め、予防のほうに力を入れていきたいといふふうに考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）林田君。

○8番議員（林田直行君）わかりました。特定健診のほうも見れば、昨年度より受診者が多かったような気もしますが、ちょっと詳しくはあれだと思ふ。一般会計の繰り入れはあるという認識でいいのかな、答えてください、すみません、課長に。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）今後とも法定内繰入分については繰り入れていくといふふうな方向で考えております。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

今、おっしゃられたのは特定健診の件ですけれども、成果の105ページには473万8,000円と書いてありますけれども、現実として、もうちょっとかけたらいいか、この金額そのものをもうちょっとレベルを上げて治療費を抑えるというか、そちら方面から考えると、この金額はもうちょっとレベルを上げるべきではないのか、これくらいでいいのか、そこらあたりをちょっと伺いたいです。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君、慌てなくて結構です。ゆっくりとまとめてわかりやすい質疑にしてください。

○4番議員（中西義信君）主な成果のところの105ページにありますけれども、実際、この金額でいいのか、もうちょっと上げなくていいのかというそこらあたりを、予防の健診だと思しますので。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの中西議員の質問にお答えいたします。

まず、この105ページに書いてあります473万8,000円に関しては、健診実施者によってうちのほうから支払った額ですので、これが予算ということではございません。これは実績という形になるかと思えます。

特定健診の勧奨につきましては、現在、集団健診であったり個別健診を行っておりますけれども、今後も集団健診の勧奨という形で多くの方に受診していただけるように考えております。また、今後は、各地域で行われております高齢者のミニデイであったり、スーパーサロンであったり、そういう場にもこちらから出向いて行って、少しでもこの特定健診の受診率を上げる取り組みを行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）よくわかりました。

きのうもちょっとお話をさせていただきましたけれども、やっぱり予防面にお金をかけることが一番大事かと思っています。今さっき、敬老会も含めて、今14カ所ともう一つのほうが11カ所ぐらいしか活動されておられません。徐々に広げていけば、もうちょっとこういった予防のほうに力を注いでいただいて、健康保険の治療費等が下がるように今後とも続けていただくことを思っています、それからすると、この金額はもうちょっと増やすべきではないかというところから今は質問をしました。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第2号、平成30年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、認定第2号は原案どおり認定されました。

日程第2、認定第3号、平成30年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

(会計管理者 西山春作君 登壇 説明)

○会計管理者(西山春作君) それでは、認定第3号についてご説明いたします。

認定第3号、平成30年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算書3ページをお開きください。

歳入の合計になります。

歳入合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳入合計、予算現額7億9,074万1,000円、調定額7億9,819万7,815円、収入済額7億9,554万9,415円、不納欠損額0円、収入未済額264万8,400円。

7ページをお開きください。

歳出の合計のところです。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、予算現額7億9,074万1,000円、支出済額7億4,361万8,356円、翌年度繰越額0円、不用額4,712万2,644円。

開けてください。

歳入7億9,554万9,415円、歳出7億4,361万8,356円、歳入歳出差引残額5,193万1,059円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額5,193万1,059円。

令和元年9月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしく願いいたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員(堀田直孝君) 1番議員、堀田です。

介護保険、これから高齢化社会、非常に大事なことであります。その中でも認知症総合支援事業であります。昨年、我々も認知症サポーターということで、研修を受けさせていただきました。これは非常にいい試みだと思います。これからお年寄り、交通事故もそうなんです、逆走とか、やはり認知

症の方を見守る。本人は全然認識しなくて、本人はわからないうちに認知症が進んでいくというのがありますが、やはりこのサポーター、周りから見守りというのが非常に大事ですが、昨年、いろいろ努力されましたが、今、認知症サポーター、西原村内にどのくらい養成できたのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの堀田議員の質問にお答えいたします。

全体のトータルでの把握はちょっと今現在やっておりませんが、昨年の実績であればお答えすることができますが、それでよろしいでしょうか。

昨年度実施しましたまず小学校、中学校に関して、山西小学校で61名、河原小学校で18名、西原中学校で55名、議員の皆さんも参加されました役場が48名、それとコモン地区で21名、それと各ミニデイの中で養成講座を行っております。その分が361名。合計の564名の方が昨年度認知症サポーターの養成講座を受講されております。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）我々も研修を受けて、オレンジリングということで、認知症サポーターを受けたというあかしをいただきました。そういうのをいただくことによって、やっぱり受けた人も自覚が高まります。できるだけ多くの受講生ができるように、今後とも努力していただきたいと思っておりますということで終わります。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）ちょっとお聞きしたいのが、包括支援センターです。できてからもう四、五年かな、はっきり覚えていませんが、今、4名の職員さんで社協さんに委託してやっておりますが、私の感じとしては、近くに認知症というか手が要るといいますか、少し高齢になられた方で相談を受けたいということでやって、即座に来て、いろいろな手配といえますか、そういうことをやってくれたんです。つくってよかったなという認識がありますが、現在、話に聞けば、問い合わせといえますか、包括支援センターに相談件数は増えてきているというただそれだけですが、実績数字があれば、ちょっと今、できてから状況としてはどれくらいの相談件数で対応しているかということをお願いします。

○議長（宮田勝則君）林田君、委託をし出してからということですか。

○8番議員（林田直行君）そうです。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの林田議員の質問にお答えいたします。

開設からのトータルでの相談件数については、ただいまこちらに情報は持ち合わせておりませんが、昨年の実績であればご報告いたします。

総合相談延べ件数で2,996件、権利擁護相談件数で12件、ケアマネ相談支援で213件の実績がございます。以上です。

過去の分まで必要ということでは、後でまたご報告いたします。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）今、ちょっと指摘があつて資料を見ましたら、大体わかりました。

運営は、今後、先ほど堀田議員も言われましたように、介護を受ける人たちが増えてきますが、今の現在で、昔のことでちょっと忘れましたが、現在4名の職員で対応をやっておりますが、今後増やされるというようなことは考えてられるか、ちょっとお伺いします。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、包括支援センターとしての機能に対する人員的な配置としてはクリアしております。ただ、今後、相談件数なり実際の介護支援者が増えていけば、その都度、人員の増というのは検討していかなければならなくなる時期が来るかもしれません。そのときはそのときで、また検討したいというふうに考えます。

○議長（宮田勝則君）よございますか、今のは。

○8番議員（林田直行君）はい。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。質疑が出ませんが、質疑はないですか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論がないようですので、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第3号、平成30年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、認定第3号は原案どおり認定されました。

日程第3、認定第4号、平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 西山春作君 登壇 説明）

○会計管理者（西山春作君）それでは、認定第4号についてご説明いたします。

認定第4号、平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書1

ページを開けてください。

歳入でございます。

歳入合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳入合計、予算現額 1 億 6,823 万 5,000 円、調定額 1 億 6,876 万 9,915 円、収入済額 1 億 6,876 万 9,915 円、不納欠損額 0 円、収入未済額 0 円。

開けてください。

歳出でございます。

歳出合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳出合計、予算現額 1 億 6,823 万 5,000 円、支出済額 1 億 6,518 万 5,329 円、翌年度繰越額 0 円、不用額 304 万 9,671 円。

開けてください。

歳入 1 億 6,876 万 9,915 円、歳出 1 億 6,518 万 5,329 円、歳入歳出差引残額 358 万 4,586 円、うち基金繰入額 0 円、翌年度繰越額 358 万 4,586 円。

令和元年 9 月 10 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番議員、堀田直孝君。

○1 番議員（堀田直孝君）1 番議員、堀田です。

この後期高齢者制度は、先ほど林田議員が言われたとおり、国保より先に熊本県の後期高齢者医療広域連合が主体的に行っております。その中で、西原村としては、今、被保険者数が 1,019 名ということで、人口に対して 15.1% ということでございます。

その中でも、被保険者の全体の 87% が均等割、軽減を受けておる、9 割、7 割、5 割、2 割ということで、軽減を受けている人がほとんど、やはり低所得者ということで、いたし方ないのかなと思います。その中で保険基盤安定負担金ということで補填はしますが、その中で、県のほうが 4 分の 3、市町村が 4 分の 1 ということになりますが、今後、団塊の世代が増えるということが懸念されますが、この西原村としてこのまま、不安要素があるのかないのか、そのあたりはいかがなものかと懸念しますが、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前 10 時 33 分）

（午前 10 時 35 分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

保健衛生課長が答弁します。

○保健衛生課長（松下公夫君）先ほどの堀田議員の質問にお答えします。

まず、財政的な運営に関しては連合会で行っておりますので、基本的には、今後も安定した運営をやっているというふうに考えております。

ただ、今後、高齢者が増えていくということは必ず迫ってまいります。そういう中では、医療費の抑制に努めるためにも予防のほうに重点的に力を入れていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第4号、平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、認定第4号は原案どおり認定されました。

日程第4、認定第5号、平成30年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 西山春作君 登壇 説明）

○会計管理者（西山春作君）それでは、認定第5号についてご説明いたします。

認定第5号、平成30年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書1ページをお開きください。

歳入でございます。

歳入合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳入合計、予算現額1億532万2,000円、調定額1億651万9,361円、収入済額1億647万973円、不納欠損額0円、収入未済額4万8,388円。

開けてください。

歳出でございます。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、予算現額1億532万2,000円、支出済額9,063万1,240円、翌年度繰越額0円、不用額1,469万760円。

開けてください。

歳入1億647万973円、歳出9,063万1,240円、歳入歳出差引残額1,583万9,733円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額1,583万9,733円。

令和元年9月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。先ほどは失礼しました。

今回も主要な施策のところからですが、119ページに書いてありますけれども、伺いたいのは、まず年間総配水量と総有収率が81.3%となっておりますけれども、この件に関して、担当課としてはどういう見解をまずお持ちか、伺いたいです。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）この件に関しましては、一応、漏水とか地震によって工事を行っていますので、工事中の漏水とか水漏れだと考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）4番、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）今現在は地震からの脱却といいますか、きちんとやりたいという工事がメインですから、なかなかこの件に関して質問することはありませんでした。

1期目のとき、私もちょこっとしましたし、上野議員もされた記憶があります。それはなぜかと申しますと、やっぱり今現在はもう大分落ちついていると思いますので、地震直後の状況とは変わって、平常には大分戻ってきているのかと思っています。

これを計算された金額的にいいますと、差額の量を計算、私が日ごろ水道代を払っていますところでやっていきますと、200tまではt100円、年6回だから、1,200tまではt100円、残りは201tから135円払っています。この差額を概算で計算いたしますと、1,500万円の漏水代が徴収、取れるところができないというのになっております、概算ですよ。

何で質問しましたかというのと、前回、いろいろ説明会をいただいたときに、値上げも検討しておるとおっしゃられましたので、片一方ではこういうことが1,500万円起こっているのと、将来的に値上げも検討しなければならないというお話もいただきましたから、そこをするに当たっては、どうしてもこれがひっかかってくると思いますので、そこら辺あたりをもう一度、見解をお願いします。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）一応、水道事業に関しましては、恐らく現在漏

水している原因として、昭和40年代から50年代にかけて、V P管が本管から各宅地まで引かれていると予想しています。それが結構壊れたりとか、あとは凍って割れたりとかしているのが主な原因じゃないかと考えております。

現在、各集落につきましても、本管のいけかえ、また新しい家が建って、宅地等に引っ張ってありますので、今後は漏水も少なくなってくるんじゃないかと思われるんですけども、大きい調整弁だったり、そういうのも平成以降に設置されているものがありまして、去年もこの中では鳥子の圧力調整弁が決算書の修繕費の中で主な金額になっております。

今後は、なるべく漏水がないように注意するとともに、ほかの集落の組合が合併したりしますので、そこら辺も施設をいただくことになるんですけども、本来であれば、減価償却に対して老朽したのをかえるためにお金をためないといけないと思うんですけども、これから資産台帳の調査とかを改めてやりたいと思っていますので、そこら辺でなるべくお金がかからないように運営していきたいと思っています。以上です。

○議長（宮田勝則君）4番、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）値上げがだめとかそういうことではなくて、片一方では、こういうことが起こっているのを認識していただいて、やっぱり取り組んでいただきたいと思っています。お答えいただけるなら。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）なるべく漏水がないようにやっていきたいと思っています。

平成5年以降は、職員立ち会いのもと、本管からの引き込みに対しては全て立ち会って、図面等もできております。平成5年以前のやつに対しては、本管から各宅地までの引き込み線とかの立ち会いがなく、図面等もそろっていませんので、今後はきちんと立ち会って、適正な、本管からの引き込みが漏水の主な原因となっていますので、そこら辺も対策としてやっていって、できるだけ料金を安く設定できるように努めていきたいと思っています。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）1番議員、堀田です。

今、工事のことに伴いますが、みどりの館の前の安全確保をしてありますが、あれが、住民の方が、なぜあのままほったらかしているんじゃないかというふうに言われて、また、あそこの交差点、非常に危険です。特に、南北道路が通行どめのとき、特に河原方面の方があそこを通ったときに、何でこのままほったらかしとくかと、不満もあるみたいなんで、その多分空気弁の、今修理はできないという状況にあるかとは思いますが、できないならできないで、なぜこのままにしているのか。工事看板で、よくいつまでと書いて

てありますが、そういう感じで、何のためにこうしていますというのと、セイタカアワダチソウとかああいうのが清掃してあれば、まだしてあるんだなと、じゃないと雑草も生えっ放しで、ここは全然何かほったらかしておるだけじゃ、早う埋めりゃいいじゃなとか、そういうふう結構言われていますので、そのあたりをしていただければと、ちょっと要望ですけども、お願いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）堀田議員が言われたとおり、ちょっとそのままにしております。理由としては、下布田地区の集落再生事業の中で、水道も一緒に管の布設を予定しております。そのために、どうしてもそこをあけていないと工事ができないということで予定しております、集落再生の事業で水道管を入れるまで待っていただきたいと思っております。なるべくきれいにして、今後、看板等も立てて、いつぐらいまでという予想も出ましたので、やっていきたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）よございますか、今ので。

ほかに質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）すみません、所轄の委員ではございますが、現在、地震後から組合水道関係が、小森水道、万徳水道あたり、村の簡易水道に加入するというところでございますが、現在、どれぐらいの進捗で、いつごろ入られるのか。今回、2,000万円の基金積み立てはして1億1,000万円ぐらいある予定ですが、まだいろいろ聞きますと、合併しても施設あたりの減価償却を見て改修をせないかんというようなものもあるというようなことも聞いておりますが、大体いつごろ加入されるのか。そして、基金は試算してどれくらい積み立てたほうがいいのかというところをちょっとお尋ねします。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）ほかの集落との合併ということなんですけれども、まだ話を進めている状況です。一応、来週、また各組合と夜打ち合わせをする予定を行っております。同時に集落再生、うちの事業をやっているんですけれども、そことも大きくかかわってしまして、全ての施設が復旧した後には合併するという事になっていきますので、そこら辺含めて、今後、調整していこうというふうに思っております。

まだ、集落再生以外でも、水道組合さんは基金を利用して、随時修繕とか改修をされている状況であります。その状況も踏まえて、今後はいろいろ合併したらいいかとかいうのを調整していきたいと思っております。

2番目の質問で、台帳等の整備ということの話があります。そこら辺も一応、組合さんの水道組合で図面があるところがなかなかなくて、先輩方々に話を聞いた後に図面に引いていくという作業になるかと思っております。

同時に、一応資産台帳の整備もうちのほうで予算を組ませていただいております。今後また組合さんが合併する以前に、そういう台帳整理を行ってやっていこうかなというふうに考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）時期的なスパンは少し言うておくと。

○復興建設課長（吉井 誠君）時期的なスパンは、一応、まだ来年度末ぐらいにはなるんじゃないかと思えます。うちの工事が、きのう申しましたように、来年の10月ぐらいまでかかると思えます。それから、足りないところは基金とかを使って整備をしていかれるんじゃないかと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

○8番議員（林田直行君）はい、ありがとうございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございせんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございせんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論は終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第5号、平成30年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、認定第5号は原案どおり認定されました。

日程第5、認定第6号、平成30年度西原村工業用水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）それでは、認定第6号につきましてご説明いたします。

認定第6号、平成30年度西原村工業用水道事業報告書（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）西原村。

2ページをお願いします。

平成30年度西原村工業用水道事業報告書。

1、収益的収入及び支出。収入、左から区分、予算合計額、決算額の順で読み上げます。

第1款水道事業収益2,081万9,000円、2,086万8,980円、第1項営業収益1,252万2,000円、1,261万8,104円、第2項営業外収益825万円、825万876円、第3項特別利益1,000円、0円。

次に、支出でございせんか。

第1款水道事業費2,081万9,000円、1,379万4,701円、第1項営業費用1,597万7,000円、1,336万2,301円、第2項営業外費用45万円、43万2,400円、第3項特別損失1,000円、0円、第4項予備費439万1,000円、0円。

平成31年3月31日、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。主な内容についてご説明いたします。

3ページのキャッシュ・フロー計算書は、現金の収入と支出の動き、資金として必要な現金の出し入れをあらわした表でございます。

続きまして、4ページ、お願いします。

4ページに損益計算書、5ページに余剰金計算書、7ページ、8ページに貸借対照表、9ページに事業報告書を添付しております。

11ページをお願いいたします。

平成30年度の年間給水量は19万4,618m³で、対前年比9,672m³の増となっております。

次に、事業収益に関する事項でございます。

営業収益に関しまして、平成30年度1,168万3,440円、対前年比138万6,045円の増額になっております。営業外収益につきまして、平成30年度815万1,732円、対前年比51万8,979円の増額になっております。主な要因としましては、13ページに収入の明細を記載しております。料金の収入及び企業負担金の増が主な要因でございます。

戻っていただきまして、12ページをお願いいたします。

3、事業費用に関する事項でございます。

営業費用につきましては、平成30年度1,276万893円、対前年比347万9,982円の増額になっております。主なものとしまして、14ページをお願いいたします。

3総務費、10委託料、工業用水道更新計画業務委託の増が主な要因でございます。

内容としましては以上でございます。認定方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明の中で、2ページ、歳入におきまして、収入のところで読み違いがあったようですので、記載のとおりの数字でございます。数字の読み間違いですので、訂正で、もう一度説明いたします。

復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）訂正いたします。

2ページをお願いいたします。

収入の部、第1項営業収益の合計欄です。1,255万2,000円に訂正いたします。もう一カ所お願いします。第2項営業外収益、合計826万6,000円です。以上です。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）すみません、ちょっと見なれないもので、11ページの年間給水量が5.2%増というのはいいんですけども、営業収益が13.5%となっております。大体似たような数字、何でこんなに違うのかなど。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時04分）

（午前11時05分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

復興建設課長の答弁より行います。

復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）給水量と営業収益のパーセンテージという件なんですけれども、水道料金に関しましては、一定量の契約とそれ以上いったときの増加分、その金額とかの違い等もありますので、このようになってるんじゃないかと推測します。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂 悦朗君）9番議員、桂です。

9ページの概要で、総括事項で、ここに書いてあるんですが、井戸の水位が下がったというふうに書いてあります。現在、問題ないのか、それとも今後どういうふうにされるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）現在のほうの水位としましては、安定しております。地震以降、ちょっと山西小学校のプール等で水を供給していました。その時期になると、水の水位が下がったりとか、一応工業団地等でちょっと圧が足りないという時期もあったんですけども、現状は回復しております。以上です。

○9番議員（桂 悦朗君）ということは、問題ないということですか。

○復興建設課長（吉井 誠君）はい。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第6号、平成30年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、認定第6号は原案どおり認定されました。

日程第6、報告第3号、平成30年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 須藤 博君 登壇 説明)

○総務課長(須藤 博君) 報告第3号についてご説明いたします。

報告第3号、平成30年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

平成30年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告する。

令和元年9月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定いたしました平成30年度の決算に係ります健全化判断比率及び資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定によりましてご報告申し上げます。

次のページをお願いいたします。

健全化判断比率でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率があり、表の右側に記載しております早期健全化基準に対しまして、中央に平成30年度の比率を記載し、各比率が早期健全化基準を下回っておれば健全な状態であるということになります。

まず、実質赤字比率は、一般会計の実質収支額について分析するもので、6億8,147万円の黒字になりましたことから、実質赤字比率として数値にあらわすことができないということでございます。

また、連結実質赤字比率は、今申しました一般会計に国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、工業用水道事業会計及び中央簡易水道事業特別会計を加えた実質収支額で、全ての会計において黒字でありまして、合計では10億2,697万円の黒字になりましたことから、連結実質赤字比率として数値にあらわすことができないということでございます。

次に、実質公債費比率は、公債費充当の一般財源等、公営企業債充当の繰出金、一部事務組合等債充当の負担金等、公債費に準ずる債務負担行為の合計を分子といたしまして、標準財政規模を分母として割った比率の3カ年平均で、なお分子、分母ともに普通交付税の基準財政需要額算入分を除いて計算することになっております。早期健全化基準25%に対して4.3%という結果となりました。

次に、将来負担比率は、地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、一部事務組合等負担等見込額、退職手当負担見込

額等の将来負担額から充当可能基金及び基準財政需要額算入見込額を差し引いた額を分子といたしまして、分母といたしましては、標準財政規模から基準財政需要額算入公債費等の額を差し引いたものを分母といたしまして割った比率でございますが、分子がマイナスとなり、将来負担比率として数値にあらわすことができないということでございます。

以上、全ての指標が早期健全化基準の範囲でありますことから、西原村の財政状況は健全段階にあるということになります。

次に、資金不足比率でございますが、公営企業法適用企業として、工業用水道事業会計の資金不足比率でございます。平成30年度決算におきまして、貸借対照表の流動資産合計1億9,057万3,000円に対しまして、流動負債合計580万円でございます。差引額が1億8,477万3,000円の黒字でありますことから、資金不足比率として数値にあらわすことができないということでございます。

また、公営企業法非適用企業として、中央簡易水道事業特別会計の決算でございますが、歳入総額が1億647万2,000円に対しまして、歳出総額が9,063万2,000円であり、歳入から歳出を差し引いた実質収支額が1,584万円の黒字でありますことから、資金不足比率として数値にあらわすことができないということでございます。

したがって、両会計ともに経営状況は安定しているということでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）ただいま報告第3号の説明が終わりましたが、質疑に入ります前に、代表監査委員の河上勝彦君に平成30年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告を求めます。

（代表監査委員 河上勝彦君 登壇 説明）

○代表監査委員（河上勝彦君）それでは、平成30年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書につきましては、令和元年8月8日付で西原村長日置和彦様に対し、意見書の報告を行ったところでございます。

資料をごらんいただきたいと思います。

平成30年度西原村健全化判断比率審査意見書。

1、審査の概要、この健全化判断比率審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員から説明を聴取し、適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものでございます。

2、審査の結果、（1）総合意見、審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（2）個別意見としましては、①から④まで記載しておりますけれども、

いずれも特に問題はないものと認めます。

(3) 是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はありません。

続きまして、平成30年度西原村資金不足比率審査意見書。

1、審査の概要、この資金不足比率審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員から説明を聴取し、適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものです。

2、審査の結果、総合意見、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めます。

(2) 個別意見としましては、特に問題はないものと認めます。

(3) 是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はありません。

以上でございます。

○議長（宮田勝則君）以上で平成30年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

山下君、質疑ありますか。

7番議員、山下一義君。

○7番議員（山下一義君）ただいま説明がありましたように、非常に実質赤字比率、それから連結実績比率に対しても立派な成績を上げられていると思います。

実質収支が6億円、それから連結と合して10億円ということは、よかった点、こういうふうにとまった点を報告してもらえればいいと思います。

○議長（宮田勝則君）それは総務課長にですか、会計監査にですか、代表監査ですかね。

○7番議員（山下一義君）やっぱり総務課長にお願いします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

健全化判断比率の報告をさせていただきますと、国が定めます基準内におさまったということですが、この要因といたしましては、現在、震災事業等を継続してやっておりますが、極力他の財源等を十分に活用して、まずはそれを探して、それを活用する財源を確保するという部分と、起債につきましても有効な起債を、充当率が高い起債を活用して、極力私どもの一般財源の負担を縮減するというところでの取り組み、ましてや職員一丸となりました経費削減という部分での効果かなというところで考えております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）山下君、よございますか。

○7番議員（山下一義君）はい。立派なものです。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、これで報告第3号、平成30年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

暫時休憩します。

（午前11時21分）

（午前11時35分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第7、承認第5号、専決処分報告及び承認について「（専第5号）令和元年度西原村一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）承認第5号についてご説明いたします。

承認第5号、専決処分報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和元年9月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

8月17日の夜間に、役場庁舎空調設備に異常が発生し、水冷方式の空調システムの蓄熱槽及び庁舎内の温度調節ができない状態となりました。夏場の高温の気象が続くため、この状態では職員の業務の低下や労働安全衛生法の適正な職場環境の保全義務の規定順守や、来庁者の快適性や健康への影響を考慮しますと、早期の復旧を行う必要がございました。

また、国土交通省熊本復興事務所が代行する県道熊本高森線の災害復旧工事におきまして、横断歩道の設置に関連し、本村が一部区間に歩道を設置する必要が生じました。材料調達等においては国土交通省熊本復興事務所の支援を受けることができ、早急に仮設歩道橋整備に着手し、9月14日の全線開通式までに施工を完了する必要がございました。

このような必要な措置を講じるための予算補正が急遽必要であったことから、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきました。

開けていただきまして、専第5号、令和元年度西原村一般会計補正予算（第4号）。

令和元年度西原村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億1,622万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年8月21日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款19繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金、1,000万円の増額補正、財政調整基金繰入金の増額でございます。

続きまして、歳出のご説明をさせていただきます。

7ページでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目2財産管理費、421万2,000円の増額補正でございます。役場庁舎空調設備修繕工事費の増額です。

款7土木費、項2道路橋梁費、目3震災対策費、495万円の増額補正でございます。震災関連対策工事費用の増額でございます。

あと、予備費に83万8,000円の増額補正を計上しております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第5号、専決処分報告及び承認について「（専第5号）令和元年度西原村一般会計補正予算（第4号）について」、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、承認第5号は原案どおり承認されたものと決定いたします。

日程第8、議案第74号、西原村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）議案第74号についてご説明いたします。

議案第74号、西原村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

西原村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように制

定することとする。

令和元年9月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定める必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから、皆様にお配りしております別紙により説明をいたします。

西原村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（案）の概要をごらんください。

まず、条例制定の趣旨でございます。

地方公務員の臨時・非常勤職員は、総数が平成28年4月現在で、全国で約64万人と増加しております。地方行政の重要な担い手となっているほか、全体の約4分の3を女性の方が占めております。このような状況の中、特別職と一般職の非常勤職員の任用基準や採用方法の明確化等の課題から、臨時・非常勤職員の適正な任用根拠の明確化、任用の厳格化、勤務条件を確保することが求められてきておりました。

このことから、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布され、令和2年4月1日から施行されることとなっております。

当該改正法の施行による新たに会計年度任用職員制度が創設され、非常勤職員等は会計年度任用職員として全国的に統一された制度に基づく任用に移行されます。このことに伴い、当該改正法の規定に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償等を規定するための条例を制定するものです。

次に、制度の概要ですが、1、定義といたしまして、会計年度任用職員とは、一会計年度を超えない範囲で任用される非常勤職員として地方公務員法に規定されるものです。

会計年度任用職員は、勤務時間に応じまして、フルタイム及びパートタイムに区分して規定されており、フルタイムにつきましては、1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの。パートタイムにつきましては、1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比べまして短い時間であるものと規定されております。

2、身分でございます。身分といたしましては、地方公務員法第22条第2項の適用を受ける一般職と規定されます。

報酬についてでございますが、地方公務員法の規定に基づき、フルタイムにつきましては給料及び諸手当、パートタイムにつきましては報酬及び費用弁償の給付が規定されることとなります。

勤務条件につきましては、任期は会計年度を超えない1年以内と規定され

ることになります。

また、任用につきましては、原則、公募によることとなりまして、試験または選考による採用が規定されます。なお、採用後1カ月は条件付採用と規定されるものでございます。

休暇につきましては、国の非常勤職員との均衡を踏まえて整備することを規定することとなっております。

施行期日は、当該改正法が施行される令和2年4月1日から施行されます。

以上でございます。ご審議方よろしく願います。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

新しい言葉で会計年度任用職員ということで、私たち、今まで何か臨時さんとかパートさんと言いつつような皆さんを、給与をちゃんとした、公務員あたりがしっかりしているので、それを準用するようなことだというふうに解釈を受けております。

聞きたいのが、これは国に準じてというような感じでございますが、大体今、村の職員の中で、こういう該当される方、そういう方がどれくらいおられるのか。もし、この条例を制定した場合、どれくらいの人件費のアップになるのかというのを試算されておられますならばちょっとお尋ねしますが、総務課長。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

まず、現在の臨時職員、一般職、非常勤の職員の人数についてでございますが、7月末現在におきまして、臨時職員につきましては12名、一般職、非常勤職員につきましては75名というふうな状況でございます。

また、もう一点の質問でございます試算の部分につきましては、明らかに今回規定が変わりまして、現在、これまでの日額報酬じゃなしに月額報酬以外の支給という部分が、諸手当も含めて追加される形になりますので、人件費としては増えるというのはございまして、要は確実でございます。

ただ、今いてる臨時職員さん、一般職、非常勤の方がそのままこの会計年度任用職員にそのままスライドするかというのは中身ですね、今度は明確にこういった業務での会計年度任用職員という形での業務を明確にする必要がございますので、全てが会計年度任用職員に移行するというものではないということで考えております。

○議長（宮田勝則君）8番議員、林田君。

○8番議員（林田直行君）わかりました。

必ずしも、さっき述べられました人数がまた採用されるということではな

いということですが。

ちょっと聞きますところによると、一般のあれが75名、臨時さんが12名ですか、いろいろその職員さんの家庭のことに、状況によっても異なると、今後こういうふうになれば、家庭状況で職場に多く勤務しないというか、早う言えば所得面のことで、そういう事態も発生するかと思えます。そうなった場合、職員に欠員といいますか、時間的に職員の仕事が問題になるんじゃないかと、意味がわかりますかな。仕事の量が、職員さんが自分の給料当たりで出る日にちを抑えた場合、そうした場合の仕事ができなくなるんで、仕事上も役場の業務、それが進まなくなるんじゃないかと懸念しますが、そうした場合の職員採用といいますか、例えば保育園あたりも大分こういう感じで来られていると思えます。ただでさえ保育園は役場職員の方が少ない、募集してもなかなか来れないのに、臨時で来られている方が減れば、また支障があるんじゃないかという懸念がありますが、どうお考えでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

ご指摘の件は、多分待遇面が、今度から報酬という部分で今の報酬より確実に上がるという形になった場合、例えば税の扶養であったり社会保険等の扶養に入っている方々が基準として上限を超えたときに該当しなくなるという方々が、職員として今まで勤めていらっしゃった方がやめられるんじゃないかということのご懸念かとは理解しております。

確かに今の臨時職員、一般職、非常勤の中でも保育士さんのほうがほとんどでございますが、やはり日数を調整して、保険の扶養であったり税の扶養というのを考えながら働かれているというのは実態として把握しているところでございます。それをどうしていくかというところでございますが、現状では国の制度として新しく始まっていく中で、今の臨時職員、一般職、非常勤については根拠の法令が変わってまいりますものですから、その方々はもうなくなるという形になりますので、あとはパートタイムであればパートタイム会計年度任用職員として、日額なり月額、時間単価という形で出ていただく日数等は調整して、また雇用していただくとかというやり方も一つは考えなくちゃいけないかと思っております。

この法律改正の趣旨自体が、いわゆる国の働き方改革というものが根底の中にございまして、やはり今のどこの自治体でも臨時、非常勤は女性の方が多いというところもございまして、やはり女性の活躍の加速ため、促進のための待遇面を上げるというような目的も一つございましたので、このような新制度という形になっているところでございます。

他の自治体にもお尋ねしましたが、やはり保育士さんの採用をどこも募集しても来られない、苦慮されているところを情報として把握してございます。自治体によっては待遇面をよそよりよくして、そういった方を獲得しようと

いうふうな取り組みをされているところでございますので、まだ、今後関係課長等の説明、もしくは今働いている方々の説明も丁寧に行いながら、この制度の周知徹底を図っていきたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）大体、今度の条例の意味合いはわかっておりますので、できればそういう職員のおられる部署あたりは常に注意されまして、役場の職務に余り支障のないような人員といたしますか、あれをやっていただくようお願いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

この制度は、フルタイム、パートタイム、普通に来られている方に対しては給料、報酬が上がるいい面がありますけれども、やはり自分たちが懸念するのは、扶養に入られている方がやはり日数調整をされた場合に、結局は給料を上げて日数調整する。そしたら、今度は人をまた雇わなければならなくなるのではないかというのが一番懸念されます。その場合であれば、保育園の人数もやはり確保していかなければならないと思っておりますので、その辺のほう、まずは調査をしていただきたいと思っております。その辺は今、何か調査のほうはされていますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

調査というのは、対象となる方々への説明をして、新制度を導入して、実際、私は難しいとかという方々の意向的な調査のことかと理解しますが、それに関しては、まだ現在行っておりませんので、今後、調整、説明をして、その辺の調査も含めて意向等を把握したいと思っております。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）なるべく早く調査をされて、保育園は今までどおり、やはり人員確保が大変なものですから、早目早目の対応をされることをお願いいたします。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第74号、西原村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第74号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前 11時59分)

(午後 1時00分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第9、議案第75号、西原村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民福祉課長に求めます。

(住民福祉課長 藤吉昌也君 登壇 説明)

○住民福祉課長(藤吉昌也君) 議案第75号についてご説明いたします。

議案第75号、西原村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年9月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第27号)が公布され、8月1日から施行されたことにより、西原村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する必要があります。

これが議案を提出する理由でございます。

ここからは、申しわけございませんが、皆様にお配りしております西原村災害弔慰金支給等に関する条例の一部を改正する条例(案)の概要についてご説明させていただきます。

条例改正の趣旨としましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、西原村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する必要があります。

主な改正内容といたしまして、災害援護資金関係であります第15条第3項の改正でございます。法律の条文等の改正による改正で、償還金を支払うことが困難である場合は支払い猶予が可能であることを明確化、これにつきましては法第13条関係でございます。破産の場合は死亡、重度障害者と同様に免除(法第14条第1項関係)、免除等のために市町村に資産、収入等を調査する権限を付与するこれが法第16条関係でございますが主な改正であります。

施行期日は公布の日から施行し、令和元年8月1日から適用する。

参考資料としまして、2枚目以降に法律施行の新旧対照表を添付させていただきます。

以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）大変申しわけございませんが、ちょっとお尋ねします。

弔慰金というのは、もらうほうじゃなかったかなというふうに解釈していたんですが、これは災害援護資金の貸し付けをやった者に対してのという解釈かなという。ちょっと私は勉強不足で申しわけございませんが、そのものの災害援護資金を貸し付けていただいた人たちが、困難なときこういう措置をとりますという理解のもとで解釈していいのかなというところでありますが、弔慰金というのは何かもらうほうかなという感覚でおりましたので。

どういう意味合いで、課長、すみません、もう少しわかりやすくお願いします。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長、災害弔慰金の少し詳細の説明をしていただいてから、条例の改正の部分については少し補足していただきたい。

暫時休憩します。

（午後 1時06分）

（午後 1時10分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

住民福祉課長に答弁を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）ただいまの林田議員さんのご質問についてお答えいたします。

災害弔慰金等の支給に関する条例ということで、災害弔慰金等ということでございますが、災害弔慰金の支給が1つ条例の中にあります。それと災害障害見舞金というのがその中にあります。もう一つが災害援護資金の貸し付けに伴う条例ということで、3つが中に入っております。

今回は災害援護資金の法律改正によります改正ということで、法律でいろんな猶予の明確化、先ほど言った破産に対する免除と、あとは町村にいろんな調査をやる権限を与えるということとなっております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）わかりました。等ということで、そこを見逃しておりまして、ようやく意味合いがわかりましたが、こういうこれで援護資金といえますか、そういう資金を借りられている方は、うちの村としては地震がありましたので何名かおられるのじゃないかと思っておりますので、そういう時点で、そういう支障があるというか、そういう人たちは今のところはいないと信じておりますが、状況をお知らせ願います。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）今回の熊本地震により援護資金を借りられた方は、6月議会でもちょっと出しておりましたが、5名の方が借りられています。その中で率が3%ということで高いという部分もありまして、3名の方につきましてはもう繰上償還という形で返済のほうは終わっております。

あとの2名の方が令和2年から、早い人が7月からの第1回目の償還が始まる状況でございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）1番議員、堀田です。

この災害弔慰金の支給に関する条例改正は、法律の一部を改正するものに基づいておりますので、結局、上位法が変わったということで条例は当然変わるわけでございますが、この概要書の中に、今の林田議員の質問の中にも関連しますが、14条、市町村は災害援護資金の貸し付けを受けた者が死亡したとき、精神もしくは身体に著しく障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められたとき、破産手続開始決定後もしくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該被害援護資金の償還未済額の全部または一部の償還を免除することができるかと書いてあります。

ということですが、一般的に民法規定の場合には、これが民債の場合は破産した時点でもうこれは償還の義務はなくなりますが、税とか公的な場合は、破産してもそれが相続ということになるんです。これは公的資金なんで、その民法規定による相続というのが該当するのか、これでいうとしないというふうにとれるんですけれども、そのあたりはどうなっておりますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）一応その分はもう解釈としてはしないという解釈で、説明のほうは受けております。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

○1番議員（堀田直孝君）はい。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第75号、西原村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第75号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第76号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）それでは、議案第76号につきましてご説明いたします。

議案第76号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年9月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。令和元年10月1日に消費税が改定されることとなります。これがこの議案を提出する理由でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

新旧対照表を添付しております。

今回の条例につきましては、これまでの消費税8%から地方税法に規定する消費税の税率を乗じて得た額を変更するものでございます。

説明については以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第76号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第76号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第77号、西原村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）それでは、議案第77号、西原村工業用水道事業

給水条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年9月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。令和元年10月1日に消費税が改定されることとあります。これがこの議案を提出する理由でございます。

3ページをお願いいたします。

新旧対照表を添付しております。今回の条例改正につきましては、これまでの消費税8%から地方税法に規定する消費税の税率を乗じて得た額を変更するものでございます。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第77号、西原村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第77号は原案どおり可決されました。

日程第12、議案第78号、令和元年度西原村一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）議案第78号についてご説明いたします。

議案第78号、令和元年度西原村一般会計補正予算（第5号）。

令和元年度西原村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億2,061万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億3,683万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年9月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

1、追加。

起債の目的、9、緊急自然災害防止対策事業債（単県緊急傾斜崩壊対策事業）、10、公共土木施設災害復旧事業債（道路橋りょう災害復旧事業・現補災）、11、農林水産業施設災害復旧事業債（農地等災害復旧事業・現補災）。

限度額、上から順に読み上げます。720万円、1,390万円、400万円。

起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりです。

2、変更。

起債の目的、1、臨時財政対策債。

補正前、限度額1億300万円、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

補正後、限度額1億1,780万円、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、補正予算の主なものについてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税1,763万5,000円の減額補正でございます。普通交付税確定による減額及び特別交付税措置分の増額でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3災害復旧費国庫負担金2,801万3,000円の増額補正でございます。公共土木施設災害復旧費負担金（現年度）の増額でございます。

款16県支出金、項2県補助金、目4災害復旧費県補助金5,320万6,000円の増額補正でございます。農地等災害復旧費県補助金（現年度）の増額でございます。

9ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目5総務費県補助金4,304万5,000円の増額補正でございます。熊本地震復興基金交付金等の増額でございます。

款17財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入4,281万2,000円の増額補正でございます。小規模住宅地区改良事業移転用宅地売払収入の増額でございます。

款18寄附金、項1寄附金、目3ふるさと納税寄附金1億8,000万円の増額補正でございます。ふるさと納税寄附金等の増額でございます。

10ページをお願いいたします。

款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金6億146万9,000円の増額補正ござ

います。前年度剰余金確定によるものでございます。

款21諸収入、項4雑入、目1雑入1億1,961万4,000円の増額補正でございます。震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金返還金等によるものでございます。

款22村債、項1村債、目1臨時財政対策債1,480万円の増額補正でございます。款項同じく目6災害復旧事業債1,790万円の増額補正でございます。公共土木施設災害復旧事業債等の増額でございます。

次に、11ページから歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7基金費6億5,815万円の増額補正でございます。決算に伴い財政調整基金への積み立て分等でございます。款項同じく目8企画費1億953万4,000円の増額補正でございます。ふるさと納税寄附金返礼品関連予算等の増額でございます。

14ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目11震災対策費7,854万9,000円の増額補正でございます。震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金返還金の増額でございます。

16ページをお願いします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農地等災害復旧費6,349万9,000円の増額補正でございます。農地等災害復旧工事請負費の増額でございます。款同じく項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋りょう災害復旧費4,199万9,000円の増額補正です。道路橋りょう災害復旧工事請負費の増額でございます。

款11公債費、項1公債費、目1元金5,602万6,000円の減額補正、財政融資資金元金の減額補正等でございます。

款13予備費1億1,193万9,000円の増額補正でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番議員、村上高志君。

○2番議員（村上高志君）2番、村上です。

指定寄付金とございますが、どのような指定の寄附金があったのか教えてもらえますか。すみません、9ページです。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

今回指定寄付金としていただきましたのは、本年7月5日に西原村建設事業組合様より寄附金としていただいたものでございます。寄附金の目的として先方様から、村の送迎車両購入等に役立てていただきたいということでの寄附をいただいたものでございます。

- 議長（宮田勝則君）2番議員、村上高志君。
- 2番議員（村上高志君）指定されている寄附金でありまして、11ページの庁車購入費と書いてありますが、これとはまた別な使い道の、これに寄附金を充てるようなことはないんですか。
- 議長（宮田勝則君）総務課長。
- 総務課長（須藤 博君）今回の補正につきましては、先ほど歳入で上げました寄附金をこの今回歳出の補正予算で要求させていただいております庁車購入費2台のほうに使わせていただきたいということで、補正予算を上げているところでございます。
- 議長（宮田勝則君）2番、村上君。
- 2番議員（村上高志君）この寄附金につきましては、全員協議会のほうでも議論がありまして、研修に行つて勉強してからみんなで勉強するという使い道の勉強がございましたが、そういう議会の勉強等の研修後には購入の方向性は持たれないのでしょうか。
- 議長（宮田勝則君）総務課長。
- 総務課長（須藤 博君）今回の歳出の中で予定しております2台と申します内容についてですが、マイクロバス1台と10人乗りワゴン1台ということで、歳出のほうで補正予算に要求させていただいているところでございまして、全員協議会でのお話があったということに関しては、まだその中身のほうをお聞かせいただければというところで考えておりますが、どういった研修をされるとかという話をまだ拝聴しておりませんでしたので。
- 議長（宮田勝則君）2番、村上君。
- 2番議員（村上高志君）せつかくの寄附金ですので、全員協議会の場合にはちゃんとした使い道、また使い勝手がするように皆で考えて、この寄附金を使ったらということで、皆で勉強した後にとというような考えで全員協議会があったと思います。
- どうかこの使い道に関しましては、再度検討していただけないでしょうか。以上です。
- 議長（宮田勝則君）村長。
- 村長（日置和彦君）これは以前から車の送迎用にとということで寄附をしたいという申し出があっておりました。ということで、内容もその文書がございます。この寄附金については送迎車両購入にご利用くださいということで寄附をいただいております。
- だから、寄附された方にはもうこういつた形で車を購入させていただくならばということで、お伝えをしておるところでもございます。向こうのほうも了解ですよということで返事を伺っております。
- ということで、10人乗りワゴン車は河原小学校の子どもが不足しておりますので、そこら辺の送迎に山西校区から向こうへ行くために利用させていた

だくならばというふうに考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）学校だけの利用にはもったいないかと思えます。いろいろほかの多面的な使い道もありませんかと思えますので、今後とも検討よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）今回に限りましてはそういった方向でさせていただくならばと。河原小学校に親御さんが送り迎えされておるということで、なかなか複式の解消に向けても山西のほうから子どもさんを向こうに送らんと、河原が複式になるということもありますので、そこら辺に利用させていただくならばということだと思っております。

それからマイクロは、ご存じのとおりもううちの役場のマイクロが二十数年たっております。ということで、最近故障が多くてありますので、そのマイクロを買いかえるのに利用させていただくならばということだと思っております。

そういったことでさせていただくならばということで、進めていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）1番議員、堀田です。

先ほどの村上議員の質問に、ちょっと委員会に入っておりましたので補足させていただきます。

といいますのが、議会としては建設業組合から先ほど言われましたとおり、スクールバスに使ってくれというようなことを議会のほうは受け取りましたので、前回の河原小学校の陳情を不採択にしたそのかわりにスクールバスということで、また全員で決定しました。それで、これはいいチャンスだということで、議会としてもそういうことであれば、もっとよその市町村とか、スクールバスにしてもやはりただのワゴン車じゃなくて、やっぱり子どもの乗車するに当たっては運転席からのスイッチで動いたりとか、もしもこれが研修の中で以前私が質問しましたとおり、将来的にコミュニティバスに代用できるようなことであれば、やはりこれからは福祉ということで、その福祉車両が乗せれるような車両、そういう検討、そういうのも必要ではないかということで早速、産業教育委員長の林田委員長を主に、今後勉強させていただく、議会としてもそういうふうに、どういった使い道、どういったまたスクールバスにしても補助金、交付金がほかにはないのか、運用に関しても要りますので、ここに予算は組んでも、せっかくだからもうすぐ買いましたよと、これから利用させていただきますというよりも、しっかり検討した上で、一回ここで予算を組んでありますが、ちょっと執行しなくてもプールして、そこは年内でそれが決定すればいいんですけれども、慌てずに使わなかったと

きは不用額じゃないけれどプールして、いいせっかくの寄附ですので、無駄な使い道じゃなくて無駄じゃないですけども、有効に使えるようなことができないかということで、前回全員協議会でお話ししたところでございます。

ということで、これを少し、とりあえず入ってきておるけれども今年度で使わなくてプールしておって、執行部側、議会側で検討して、これがいいんじゃないかというような検討をして、使えればということのお話ということでした。じゃなかったですか。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 1時41分）

（午後 2時01分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

総務課長に答弁させます。

総務課長。

○総務課長（須藤 博君）いろいろ議会の皆様方の思い、考えもいろいろいただきましてありがとうございます。

今回の予算執行につきましては、補正予算等でまず購入をさせていただくということでご理解をいただいたかと思っております。ただ、今後の運用面というかその部分につきましては、いろいろまだ課題等ございますので、議会の議員の皆様とお話ししながら、また検討を深めていきたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

5番議員、西口義充君。

○5番議員（西口義充君）西口です。

15ページです。非常備消防費33万8,000円とありますけれども、関連でお話をさせていただくならばと思っております。

今大変叫ばれております南海トラフの災害が、数十年内に起きるんじゃないかというようなことで、今報道と太平洋側の住民にとっては大きな訓練をやっております。各地域、学校からいろんな面でやっておりますけれども、西原村も平成28年に地震が起きました。その前、団長のとくに発災型防災訓練を最初取り入れまして、それからもう18年でございます。あのときも絶対起きるというような気持ちで私はおりましたので、震災の折も適宜あの地震に対して、来たかというような気持ちで慌てることなく行動ができました。

そういうことで、やはり予防、防災は必要じゃないかと思っております。常々西原村だけで災害を体験するわけではありませんし、いろんな地域に出かけた折にいろんな災害に遭うかもしれません。そういうときに自分の身はどうして守るかというのは、自分で考えておかなければいけませんけれども、やはりそれには訓練が必要だと思えます。日ごろから自分の頭で考えておく。

このときはどういう行動をする、このときはどういう逃げ方をするというのは絶対必要でございますので、要望でございます。

教育委員会のほうに総務課が早急にこういう訓練を、また専門的な方をお呼びして予算を組んでいただいて、数年かけて、自分の身は自分で守るんだという信念を持っていただくようなそういう人を育てていただけるならばいいかなと常々思っておりまして、今回ここに消防予算が出てないかなと思ったら出ておりましたので、このときに要望として取り上げていただくならばと思っております。

村長、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）西口議員ももと消防団長ということで、上野議員もおられますけれども、やはり自分の身は自分で守らなきゃならないと。何かあったらまず逃げる。逃げて自分が無事でなからんと人を助けることができますので、まず自分の身を守ることが大事であると。そして次に人を助けることということでもあります。

多分にも発災型防災訓練、西口団長のときに始まったということでもあります。このことが今回の熊本地震においても、我々の村においても、本当に有効であったというふうに思っております。

訓練というものは、机上の訓練ではいざというときには体が動きませんが、実践的な訓練をすることによって、いざというときに体が自然と動くものが訓練でございますので、やはり子どもたちもそういった訓練をすることによって、ただ勉強だけじゃなくして、勉強というか机上の訓練じゃなくして実践的な訓練とかやっていたら、いざというときには役立つんじゃないかなというふうに思っております。

本当に訓練というものは、まさしく自分の命を救うものというふうに捉えていただければありがたいというふうに思っておりますので、教育委員会を含めて子どもたちの訓練、そしてまた、発災対応型防災訓練もそのようなことで実践的な訓練を今後も続けていくなればなというふうに思っておりますので、またどうか今度ともよろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）西口議員、よろしいですか。

○5番議員（西口義充君）村長の答弁、ありがたく思っております。

やはり皆さんがそういう意識になってもらわないと、やはり自分の身を守っていかないと周りは助けられないわけですので、やはり西原村は災害においても村長が頑張っておりまして、復興もいち早く、熊本県でトップで頑張っております。これもやはり村長がいろんな経験をされておられたから、ここまで復興も進んでいると思っておりますので、やはり何事にも訓練は必要だなと思っております。よろしく願いいたします。

それから、不妊治療に対しての補助金が少し予算が上がっておりますけれ

ども、13ページです。これも西原村で、質問したときに村長のほうで取り上げていただいて、それから続いておりますけれども、これを活用する人というのは少しずつ増えているのか、ちょっと情報がわかりませんので、今、1人大体どれぐらいの補助が必要なのか、ちょっとわかれば教えてください。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの西口議員の質問にお答えいたしますと、まず、今回補正で上げさせていただいておりますのは一般不妊治療ということで、人工授精に関する部分でございます。

多分西口議員が言われたのは、現在、特定不妊手術に対する助成を行っておる分かと思えます。それに関しては、昨年度をベースでいえば2名の方が申請されております。以上です。

○議長（宮田勝則君）西口君。

○5番議員（西口義充君）本当に結婚も年齢が高くなっておりまして、高出産ということでなかなか子どもができないということで、治療をしながら子どもを持ちたいというような思いの方が多いたと思いますけれども、やはり不妊治療は物すごくお金がかかりますので、よく新聞等にも載っておりますけれども、やはり1年でできるわけでもないし、何年もかかると数百万円というようなお金がかかるわけでございますので、なかなか踏み切れない人も多々おるんじゃないかなと思っております。

そういうことで、村としてもせっかく予算をとっておりますので、広報等にもたまには入れていただいて、補助金等もう少し上げることができれば、産みやすい環境に持っていけるような補助ができればいいなと思っておりますけれども、行政のほうで何かいい方法があれば予算的にももう少し出せるようなことがあれば、少しでも援助いただければと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）今、西口議員が言われたように、不妊治療というのは高額な部分も当然ございます。その分に対して今予算を特定不妊ということでとっておるわけでございますけれども、現在のところ県の補助の残について村の補助で補うという形で、基本的には今のところかかった費用の全額が対応可能なぐらいの予算措置というような形になっております。

ただ、もっと高額な治療になれば、当然個人負担が必要になってきますので、そのあたりは今後、皆さんと協議しながら検討させていただけるならばというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）前向きに考えておられるということで安心しております。少しでもそういう方に幸せになっていただきたいなという思いもありますので、今後とも広報等にも載せていただければと思っておりますので、

よろしくお願ひします。

○議長（宮田勝則君）ほかに。

6番議員、上野正博君。

○6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。

15ページの一番下の教育費でございまして、文化財保存管理費補助金が575万1,000円ついております。これは6月議会の補正で追加分の補正かと思ひます。これは八王社の件でしょうか、確認をお願ひします。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）ただいま上野議員のご質問の文化財保存管理費補助金でございまして。熊本地震におきましてのですが、これにつきましては、今回補正を上げさせていただいているものに対しましては、小森神社、それと宮山神社につきましての変更分を補正させていただいております。以上でございまして。

○議長（宮田勝則君）6番、上野君。

○6番議員（上野正博君）小森神社も入っているということですね。了解しました。

もう一点、これは要望になりますけれども、14ページの商工費のところの鳥子工業団地内村有地樹木伐採業務委託料とありますが、これは場所的にどこでしょうか。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えいたします。

場所のほうは鳥子工業団地の入り口のところになります。ちょうど3差路のところの右側になります。その伐採を予定しております。

○議長（宮田勝則君）6番、上野君。

○6番議員（上野正博君）了解しました。

3月議会の補正で調整池の樹木の杉の木を伐採を7本か8本伐採いたしました。その後、杉の木は伐採されましたけれども、今見てみますと大型の雑木が幾つもまだ生えているわけですね。もうせっかくするならばあそこの雑木もきれいに伐採して、あの調整池を何か利用できんものか。中学校の部活動の練習場とかそういうものにせっかくできないものかと思っておりますが、まず道路から見ると景観が非常に悪い。ここは何とか執行部としてやられるんでしょうか、村長。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）おっしゃるとおりまだ雑木がちょっと生えております。

大きい木だけは伐採を多分お願いしておりましたけれども、ただ、あそこの景観が悪いということでありますけれども、あれを申請するときには二千何百万円だったかな、あれを整備するならば1億四、五千万円かかるという、これは地震前の話ですけども、今はもう少し高くなっておるか知りません

けれども、かなりの費用がかかるということでもあります。

ただ、見かけにするためならしゅんせつぐらいまでは、たまっておりませんので、するならばいかがかと。そしてまた、調整池でありますので、子どもたちがあそこで部活動するにしても、雨がざっと来たときにはいかなものかなということも考えられますので、あれを2段調整池にすれば、下がたまんなかば上の段は使われるという方法もございます。一面じゃなくして2段にする。1段目に水がたまる間、2段目は逃げるということも考えられますけれども、なかなか調整池でありますので、あそこは工業団地の水がかなり来ますので、あそこで夕立があったとかとなったときに、子どものことが少しは心配だなというふうに思っております。

そういったことで、見かけをよくするためだったらしゅんせつをするのも一つの方法ではなかろうかなというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）6番、上野君。

○6番議員（上野正博君）何か利用にはちょっと難しいというような感じでございますので、まず景観を直してもらいたいということです。あれは鳥子工業団地は県が工業用地として誘致したんですけれども、土地は村ののでしょうか。管理はどこですか。県ですか。村ですか。じゃ、何とか景観をよろしく願いたいと思います。要望です。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）高遊のコモンビレッジに調整池がありまして、あれは下はテニスコートになっております。あそこは要するに2段ということで、逃げ道の上がり口のほうにテニスコートをつくって、奥のほうが1m幾つか低くなっていますので、水が来てもそれがたまる中は逃げられるという方法の調整池でございます。

だから、今、上野議員がおっしゃっている景観だけは、少しどうにかせんと少し草ぼうぼう、それと雑木がちょっと生えておりますので、その雑木も、ちょっと大きい雑木は今回一緒に切ってもらうのも可能じゃあるまいかなと。業者さんが決まれば業者さんに言って、そういったこともできやしないかなというふうに思っております。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 2時18分）

（午後 2時20分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

○7番議員（山下一義君）7番議員、山下ですけれども、災害復興の事業の関連でよろしいでしょうか、議長。

○議長（宮田勝則君）災害復興関連、許可します。

○7番議員（山下一義君）大切畑ダムの廃土の予定の件ですけれども、この件につきまして、行政のほうでは大切畑ダム復興事務所のほうから、場所、期間、あるいは量、内容、災害があった場合についてとか、そういう内容の話はもう決まっておるのかどうかを質問いたします。まずお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）山下議員のお尋ねの件なんですけれども、大切畑ダム復興事業に関しましては、現在、ダム本体の入札の手続が進められております。年内には工事業者が決定して、12月以降着工の予定と伺っております。

大切畑ダムの復旧につきましては、業者さんが決定してから、仮設工だとか災害対策をより詳細に協議しましょうということで話を伺っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）7番、山下君。

○7番議員（山下一義君）議会のほうにも臨時会があったときに、全員協議会で大切畑ダムの事務所のほうから説明がありました。私が申したのは、下鳥子のほうにも鳥子川の下流域のほうにも若干関係があるから、一応区長さんを通じて説明をしてくださいというお願いをしておりました。

なぜかといいますと、やはりあそこに廃土を置きますと、もし大雨が降ったりしますと流出のおそれがあります。その流出がありますと鳥子川、あるいは白川河川のほうとして大きな問題があります。なぜかといいますと、やっぱり魚の問題、それから悪臭の問題。過去にそういう事例がありましたから、こうして提案をいたしました。

また、ここの俵山の萌の里の上に置くということで、あそこではいけなかったのかと私は懸念を申します。なぜならばそういう問題、あるいは浸透水、これが私も一番心配するところで、流出すると浸透水、大切畑ダムにつきましては相当な大腸菌がありました。ですから、これが浸透した場合には、下流域、塩井社初め鳥子のほうでもボーリングがなされております。そういう関係で、飲み水とかも私たちが使っておりますけれども、村営水道以外に、そういう点で、今後そういうような対策はまず難しいと思います。

ですから、なぜあそこにしたのかが私もちょっと不思議でありまして、もっとほかの場所ではできなかったのか。もっと農地を、あそこは多分草地改良しておりますから、あの上のほうは、農地にかかっていると思うんですけれども場所的には。もし農地であれば農業委員会を通しての農地転用、一時転用ですね、これが必要になると思いますけれども、僕もまだどこに置くということは、上ということは聞いておりますからどこということははっきりしませんけれども、いろんなそういう問題が出てくると思いますので、十分検討した上で、下流域の住民の方々の意見も少しでも反映しながら、12月以

降ならば決定するまでにそういうふうな問題点を解決しながら、業者さんと復興事務所さんのほうとも相談した上で、慎重にお願いしたいとお願いします。以上です。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）仮置き場の件に関しましては、西原村だけではなくて大津町のこっこの陣内寄りの集落の方々からも関心を持たれていて、先日説明会をダム事務所と一緒に行ったところです。

現在の、一応ダム事務所のほうから計画を伺っていますので、少し説明したいと思います。

現在に関しましては、皆さんが相当ご心配されているダム内のたまった泥の持ち出しに関しては、一切やらないということで話を伺っております。ダムの底に沈んだ汚泥とか泥水関係は、ダムの中で石灰等を混ぜて水分を散らしてそのまま使いますというのを聞いております。

小森原野の上に今、九電さんが借りられているところを選定した理由としては、伺っている件に関しましては、いろんな集落、出の口方面とか下小森、こっこの下役場近辺とか、また癒し野の近辺ですかね、あそこら辺幾つか選定されていたみたいなんですけれども、農地を全部借らなくちゃいけないとか、こちらのほうだと民家に近いとか、鳥子原野のほうであれば泥置き場が遠くなればなるほど数億円単位で変わるということで、小森原野が選択されているようです。

今のところ、他所から泥を持ってきまして、いわゆる遮水材の品質管理をするということを伺っております。他所から持ってきた土を水分調整とか粒形、粒の大きさを調整するために仮置き場を借りるということです。仮置き場に関しましては、その仮置きする土の下にシートを張ったりとか、あとは水を一時ためて上水だけを流したりする対策を大まかには考えておられると聞いております。

泥についても約40万 m^3 ということで、相当な量にはなるんですけれども、一遍に持ってくるわけではなく、小まめに持ってきて小まめに出してということで、なるべく一遍に出さないように今後対策をとっていきたいということ伺っております。また雨の日に関しましても、雨に濡れると遮水材をまた乾かさないといけないということで、基本的にはシートを張ったりとかそういう対策をしていきたいということで伺っております。

いかんせん業者さんが決まって、具体的な対応策等を住民さんと協議しながらやっていききたいということ伺っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）7番、山下君。

○7番議員（山下一義君）業者さんが決まって具体的な内容が決まりましたら、また住民の方とまた議会のほうにも説明して、皆さんが納得いった上で工事を進めてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

ページは9ページになります。

歳入でふるさと納税の寄附金が補正で1億8,000万円ということで、今までと違って今回は早い時期からの寄附が集まったというふうに聞いておりますけれども、こちらはこういった性質の寄附が集まったのかとか、何か対策をされてこうなったのかとか、その辺をお聞かせください。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えいたします。

歳入のほうで、今回ふるさと納税寄附金のほうを1億8,000万円ほど増額させていただいております。これが現在、昨年と比べまして、今ふるさと納税のサイトでさとふるというところをうちのほうが利用しております。そちらのほうだけで見ましても、4月から8月まで平成30年度が1,210万円でしたが、本年度が4月から8月まで6,475万8,000円も入ってきております。昨年度と比べますと、同時期だけで比べますと5.4倍ほどになっておるとい状況でございます。

一応特にうちとして何かそれから変わった対策をやったとかというところは、今のところはないんですが、一応見てみますと、返礼品あたりがさとふるさんのサイトを見ますと、人気ランキングで県内で1位、2位をいっておる商品等がございます。そういったところから、増えてきているのかなというところも推測はしておるところでございます。

今以上の5倍まではもう全体的には増えないだろうというところで、昨年より1億円ほど増えるという見込みで、予算を計上させていただいております。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

このふるさと納税は交付税に影響しないというふうに聞いております。上げれば上げるだけ西原村のためになるということであれば、いろんな対策をもともとされることでまだ上げることができると思いますので、なかなかこういうのは村に入ってくるお金は今までありませんでしたので、この辺に力をぜひ入れてもらいたいと思っておりますけれども。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ありがとうございます。それで西原村としましてもこのサイトを今さとふるさんだけのほうでサイトを開いておりますけれども、今後検討しながら、ふるさとチョイスのほうにも窓口を広げていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

1 番議員、堀田直孝君。

○1 番議員（堀田直孝君） 1 番議員、堀田です。

13ページに農業振興費、負担金、補助及び交付金に58万5,000円計上していただきました。これはちょっと感謝の気持ちを述べます。

といいますのが、8月6日に甘藷部会の総会がございました。このときにJA側から荷受けシステムの変更が必要ということになりまして、組合員に負担してもらえないかという案が上がりました。そのときに農協OBの方がJAのほうに、何なりと負担できんかということをおっしゃいましたところ、これはほかの部会も受益者に負担していただいておりますから、甘藷部会も受益者に負担してほしいというふうにおっしゃいました。

その中に組合員から声は出ておりませんが、農協は黒字にならなくても黒字になっているなら、そこを多少ぐらい組合員のための農協であるならば出すべきじゃないかという不満もありました。

そういうところの中で、役場からも来賓として来られておった中に、これは農業が振興するという目的の中で、投資として多少補助金ができないかという提案、お願いをしたところ、もう早速ここで58万5,000円と組んでいただいた。この対応の早さに組合員皆喜ぶということと、これをしたことによってまた農業収益を上げて、年が明けたら申告が始まりますが、そのときに気持ちよく納税ができるんじゃないかならうかと思っておりますので、ここは感謝いたします。以上です。

すみません、質問。そのときのこの補助金の率はどのくらい補助をされたかお伺いします。

○議長（宮田勝則君） 産業課長。

○産業課長（南利孝文君） 本補助につきましては、昨年度甘藷部会の売り上げ4億円ということで、本当におめでたいことだなと。これは消費税込みですけども。この金額といいますのは、平成の頭以来の金額でございまして、本当に高い単価での販売、いい品物をつくっていただいているというふうに理解をしておるところでございます。

そうはいいまして、まだまだ生産農家の中には仮設暮らしの方も随分いらっしゃるというふうに理解をしております。もちろん自宅の再建が終わった方についても、大変な負担をされて再建をされたというところでもありますので、売り上げが上がったからといって、もうええだろうというようなことではなく、やはりさらに弾みをつけるという意味で、農家負担軽減ということで補助をつけさせていただいたところでございます。ご理解いただきありがとうございます。

補助率につきましては、従来から単独費の場合30%ということを根拠にやっております。といいますのが、以前、甘藷の洗い機ですね、洗浄機、こちら当初予算では30%計上させていただいたということで、それとほかの根

抛といたしましては、経営体事業、通常ですね、これも30%、それから単
県事業なんかも30%ということでございますので、もちろん特に農家さんの
負担が大きいものになってくれば、それなりにまた検討せんといかんと思
いますが、今回はkg 1円1.09円だったですかねのご負担ということでござ
いますので、その辺の最低ラインということではございますが、30%の負担を
させていただきたいということで計上いたしたところでございます。以上で
ございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論がないようですので、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第78号、令和元年度西原村一般会計補正予算（第5号）について、原
案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第78号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 2時38分）

（午後 2時54分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第13、議案第79号、令和元年度西原村国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第79号につきましてご説明いたします。

議案第79号、令和元年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定め
るところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,006万6,000円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,493万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

6 ページの歳入予算をお願いいたします。

款 7 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金 6,006 万 6,000 円の増額補正です。平成 30 年度決算に伴います増額補正であります。

次に、歳出につきまして説明させていただきます。

7 ページをお願いいたします。

款 9 諸支出金、項 2 繰出金、目 1 他会計繰出金 97 万 1,000 円の増額補正です。これは、平成 30 年度実績に伴います一般会計からの事務費繰り出し分の返還に伴う増額補正であります。あとは予備費に 5,909 万 5,000 円の増額補正をさせていただきます。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第 79 号、令和元年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第 79 号は原案どおり可決されました。

日程第 14 に移ります前に、日程第 12、議案第 78 号、令和元年度西原村一般会計補正予算（第 5 号）の西口議員の質疑に対しまして、答弁の訂正がございますので、保健衛生課長に答弁を求めます。

○保健衛生課長（松下公夫君）先ほどの西口議員の質問に対する答弁で、特定不妊治療の助成を平成 30 年度実績を 2 名というふうに申しましたけれども、1 名でしたので訂正いたします。

○議長（宮田勝則君）日程第 14、議案第 80 号、令和元年度西原村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第 80 号につきましてご説明いたします。

議案第 80 号、令和元年度西原村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）。

令和元年度西原村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,346万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,887万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いいたします。

款4 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金233万8,000円の増額補正です。平成30年度決算に伴う介護給付費の額の確定による追加交付に伴います増額補正であります。

款5 県支出金、項2 県補助金、目4 介護基盤緊急整備特別対策事業補助金919万7,000円の増額補正です。介護予防拠点整備に対する補助に伴います県補助金の増額補正であります。

款8 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金5,193万円の増額補正です。平成30年度決算に伴います増額補正であります。

次に、歳出につきまして説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費919万7,000円の増額補正です。これは、公民館等の介護予防拠点としての整備改修に対する補助に伴います増額補正であります。

款4 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 償還金1,096万6,000円の増額補正です。これは、平成30年度介護給付費及び地域支援事業費の額の確定に伴います返還金の増額補正であります。

款4 諸支出金、項2 繰出金、目1 繰出金316万9,000円の増額補正です。これは、平成30年度の実績に伴います一般会計からの繰り出し分の返還に伴う増額補正であります。あとは予備費に4,013万3,000円の増額補正をさせていただきます。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

失礼しました。

予算書の上から3段目、平成元年度というふうな表記になっております。令和元年の誤りでありますので、訂正をお願いいたします。1ページ目です。申しわけありません。1ページの3段目です。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）歳入歳出とも、介護基盤緊急整備特別対策事業というようなことで補助金が県から来て、西原村も同額でございますが、先ほど

説明では公民館の改修あたりというようなことを聞きましたが、これは一応サロンあたりを対象にされているのか、いろいろ公民館あたりは利用されておりますので、どういう感じのことで組んで、こういうことになったかの説明をお願いします。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの林田議員の質問にお答えいたします。

介護予防の一環として集いの場というのを充実し介護予防に努めるというふうな形があります。そういう中で、各公民館において、サロン等を今実施されているかと思えます。その中で、今後スーパーサロンを実施する予定の地区に対して、その公民館の中のトイレでありましたり、スロープであったり、そういう集いの場として改修を必要とするというような部分の改修費に対する補助でございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）ということは、もう事前申請というか取りまとめというのはやっているのか、スーパーサロンをやってないところはもう一応対象外という見方でいいのですか。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）一応事前要望をとりまして、今3カ所から申請が上がっております。3カ所、改修を行いますけれども、改修後にはスーパーサロンを実施していただくというような形になっております。以上です。

○8番議員（林田直行君）わかりました。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑が出ないので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第80号、令和元年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第80号は原案どおり可決されました。

日程第15、議案第81号、令和元年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第81号につきましてご説明いたします。

議案第81号、令和元年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ358万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,867万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いいたします。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金358万3,000円の増額補正です。平成30年度決算に伴います増額補正であります。

次に、歳出につきまして説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

款4諸支出金、項2繰出金、目1他会計繰出金13万1,000円の増額補正です。平成30年度の実績に伴います一般会計からの事務費繰り出し分の返還に伴う増額補正であります。あとは予備費に、345万2,000円の増額補正をさせていただきます。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第81号、令和元年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第81号は原案どおり可決されました。

日程第16、議案第82号、令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君） それでは、議案第82号についてご説明いたします。

議案第82号、令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ849万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,923万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

6ページをお願いいたします。

歳入につきまして、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益5万5,000円の増。

款2繰越金、項1繰越金、目1繰越金83万9,000円の増額でございます。

次に、款5繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金759万8,000円の増額でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

歳出の款1水道事業費、項1営業費用、目1業務費、15工事請負費849万2,000円の増となっております。これにつきましては、山西小学校へ水を供給するための本管布設工事でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第82号、令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君） 全員起立であります。

よって、議案第82号は原案どおり可決されました。

日程第17、議案第83号、令和元年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

(復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明)

○復興建設課長(吉井 誠君) 議案第83号についてご説明いたします。

議案第83号、令和元年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)、西原村。

次のページをお願いいたします。

令和元年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)。

第1条、令和元年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和元年度西原村工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入支出及び第4条に定めた資本的支出の予算額を次のとおりとする。

左から、科目、既決予算額、補正予算額、計の順で説明いたします。

第1款、水道事業収益、2,005万7,000円、0円、2,005万7,000円。

第1項、営業収益、1,199万2,000円、0円、1,199万2,000円。

第2項、営業外収益、806万4,000円、0円、806万4,000円。

第3項、特別利益、1,000円、0円、1,000円です。

支出。

第1款、水道事業費用、2,005万7,000円、0円、2,005万7,000円。

第1項、営業費用、901万6,000円、250万3,000円、1,151万9,000円。

第4項、予備費、1,054万円、マイナス250万3,000円、803万7,000円。

令和元年9月10日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

2ページをお願いします。2ページの収益的収支は、今回はございません。

3ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出。

支出についてでございます。

款1水道事業費、項1営業費用、目3総係費250万3,000円、これについては、今年度の人事異動に伴う給与等の増額でございます。

項4予備費、目1予備費、マイナス250万3,000円、これにつきましては、給与等の増額分を予備費にて調整しております。

次に、4ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

支出についてでございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目2原水設備工事費568万7,000円、これにつきましては、小牧2号水源井戸の老朽化による更生工事でございます。

以上、ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入りま

す。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第83号、令和元年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第83号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、次の会議は20日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3時25分 散 会

第 4 号 (9 月 2 0 日)

令和元年第3回西原村議会定例会会議録

令和元年9月20日、令和元年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和元年9月20日（金曜日） 議事日程第4号

- 日程第 1 議案第84号 物品購入契約の締結について
- 日程第 2 議案第85号 工事請負契約の締結について
- 日程第 3 議案第86号 工事請負契約の締結について
- 日程第 4 議案第87号 工事請負契約の締結について
- 日程第 5 議案第88号 工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第89号 工事請負契約の締結について
- 日程第 7 同意第 4号 西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 8 発議第 4号 西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣について
- 日程第 9 西原村選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第10 組合議会報告について
- 日程第11 委員会の閉会中の継続調査申出について

1、応招議員 (10名)

| | |
|------|-----------|
| 1 番 | 堀 田 直 孝 君 |
| 2 番 | 村 上 高 志 君 |
| 3 番 | 坂 本 隆 文 君 |
| 4 番 | 中 西 義 信 君 |
| 5 番 | 西 口 義 充 君 |
| 6 番 | 上 野 正 博 君 |
| 7 番 | 山 下 一 義 君 |
| 8 番 | 林 田 直 行 君 |
| 9 番 | 桂 悦 朗 君 |
| 10 番 | 宮 田 勝 則 君 |

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

| | |
|------|-----------|
| 1 番 | 堀 田 直 孝 君 |
| 2 番 | 村 上 高 志 君 |
| 3 番 | 坂 本 隆 文 君 |
| 4 番 | 中 西 義 信 君 |
| 5 番 | 西 口 義 充 君 |
| 6 番 | 上 野 正 博 君 |
| 7 番 | 山 下 一 義 君 |
| 8 番 | 林 田 直 行 君 |
| 9 番 | 桂 悦 朗 君 |
| 10 番 | 宮 田 勝 則 君 |

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

| | |
|---------|-----------|
| 議会事務局長 | 米 口 三喜男 君 |
| 議会事務局書記 | 佐 藤 光 弘 君 |

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

| | |
|--------|-------|
| 村長 | 日置和彦君 |
| 副村長 | 目床順司君 |
| 教育長 | 竹下良一君 |
| 総務課長 | 須藤博君 |
| 企画商工課長 | 林田浩之君 |
| 教育課長 | 吉田光範君 |
| 会計管理者 | 西山春作君 |
| 税務課長 | 廣瀬龍一君 |
| 産業課長 | 南利孝文君 |
| 復興建設課長 | 吉井誠君 |
| 住民福祉課長 | 藤吉昌也君 |
| 保健衛生課長 | 松下公夫君 |
| 保育園長 | 松永政範君 |

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第4号のとおり行います。

日程第1、議案第84号、物品購入契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）おはようございます。

議案第84号についてご説明いたします。

議案第84号、物品購入契約の締結について。

次のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和元年9月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、小型動力ポンプ積載車（3台）及び小型動力ポンプ（1台）購入。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、1,544万7,300円（税抜き額1,404万3,000円）。

4、契約の相手方、所在地、熊本市東区健軍1丁目31番7号、会社名、株式会社田原商会、代表者、代表取締役、成良仁志。

次のページ以降に仮契約書及び契約相手方の平成30年度及び令和元年度の納入実績を添付しております。

各消防団に配備しております小型動力ポンプ積載車と小型動力ポンプにつきましては、これまで経過年数20年を目安として更新、購入してきております。

財源といたしまして、緊急防災・減災事業債が起債充当率100%、交付税措置70%ということから財源として有効であるため、当該起債を活用し、購入してきております。当該起債が令和2年度までとなっていることから、小型動力ポンプ積載車については、今回、19年目を迎えます1分団1班（古閑・葛目）、3分団2班（宮山）、6分団2班（滝）を前倒しで更新、購入するものでございます。

なお、小型動力ポンプについては、同じく経過年数20年となる3分団2班（宮山）のみ更新、購入するものでございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑ないですか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

資金等を活用してやるのはいいことだと思います。

伺いたいのは、多分ポンプ車、車自体のほうは廃車になるんだと思いますがけれども、ポンプのほうは、その後はどういった処分をされるのかを。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前10時04分）

（午前10時05分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁を総務課長に求めます。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

古くて使えないものについては、当然もう処分ということと、あと、まだ使用が可能なものにつきましては、集落等のいろんな作業等に使用していただけるような形で運用しているところでございます。

○議長（宮田勝則君）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）以前も何回か言っておりますが、この消防車両、やはり財産として大事に使っておりますので、耐用年数は超しても十分使えるということで、インターネットを見ていただくと、公共の公売のページがあります。そこには、各市町村も、例えば首長車から消防車、ポンプ、極端に言えば、机、椅子、少しでもお金にかわる物は財源確保ということで、ほかの自治体、ほとんど出しております。

ただ、業者に引き取って地金にするよりも、使用頻度があっていけませんので、十分車も、やはり東南アジアに流れているみたいです。そして、向こうで改造して、また車両として使っているということで、入札はほとんど公売されておりますので、少しでも財源確保のほうでそういうことを西原村でも検討していただければと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

活用、今後の廃車した車、ポンプ等につきましては、いろんな活用の仕方も含めまして、また公売等も含めまして、今後、検討していきたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第84号、物品購入契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第84号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第85号から日程第6、議案第89号までの工事請負契約の締結についてを一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認めます。一括議題といたします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

(復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明)

○復興建設課長(吉井 誠君) それでは、議案第85号から第89号につきましては、全て工事請負契約の締結についてであり、同じ条文でありますので、以下については一括して契約の内容を説明させていただきます。

議案第85号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和元年9月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西滑動第55号、宅地耐震化推進(拡充)滑動崩落対策工事(KM-107)。

2、契約金額、7,555万9,000円(税抜き額6,869万円)。

3、契約の相手方、熊本県阿蘇郡西原村大字宮山865、藤川建設株式会社、代表取締役、藤川俊光。

工事の内容を説明いたします。

ブロック積み613平米、のり面工147平米、U字溝240、75mとなっております。

次に、議案第86号を説明いたします。

議案第86号。

1、契約の目的、西滑動第56号、宅地耐震化推進(拡充)滑動崩落対策工事(KM-132・134)。

2、契約金額、5,114万3,332円(税抜き額4,649万3,939円)。

3、契約の相手方、熊本県阿蘇郡西原村大字河原1086番地、有限会社堀田

建設、代表取締役、堀田賢司。

工事の内容を説明いたします。

KM-132、ブロック積み159平米、U字溝300掛ける240、46m、KM-134、ブロック積み156平米、L型擁壁H2.25m、14m、重力式擁壁39立米となっております。

次に、議案第87号を説明いたします。

議案第87号。

1、契約の目的、西滑動第57号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（KH-118・129・135）。

2、契約金額、1億428万円（税抜き額9,480万円）。

3、契約の相手方、熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子2710番地、日置工業株式会社、代表取締役、日置一登。

工事の内容を説明いたします。

KH-118、ブロック積み254平米、重力式擁壁19立米、アスファルト舗装133平米、KH-129、ルートパイル工L4.5から7.0m、81本、コンクリート張工18立米、KH-135、ロックボルトL8.5m、114本となっております。

次に、議案第88号を説明いたします。

議案第88号。

1、契約の目的、西滑動第58号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（KH-128・134・136）。

2、契約金額、8,987万円（税抜き額8,170万円）。

3、契約の相手方、熊本県阿蘇郡西原村大字布田1291番地1、株式会社下村組、代表取締役、下村一恵。

工事の内容を説明いたします。

KH-128、ブロック積み63平米、重力式擁壁14立米、KH-134、ロックボルトL=7.0m、219本、KH-136、ブロック積み75平米、重力式擁壁22立米となっております。

次に、議案第89号を説明いたします。

議案第89号。

1、契約の目的、西滑動第59号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（KH-131・132・133）。

2、契約金額、5,368万円（税抜き額4,880万円）。

3、契約の相手方、熊本県阿蘇郡西原村大字小森1262番地1、株式会社高橋工業、代表取締役、高橋亘。

工事の内容を説明いたします。

KH-131、ブロック積み152平米、道路側溝250掛ける250、34m、KH-132、ルートパイル工Lの7.0から8.0m、18本、KH-133、ブロック積み206平米、重力式擁壁14立米でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

なお、質疑される際には、議案番号を発言の上、質疑をお願いいたします。質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

本当に、長期にわたって契約で大変だと思ひますけれども、工事内容の進捗率ではなくて、契約の進捗率はもう全体として何%ぐらいまでいくのかをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）中西議員の質問にお答えいたします。

工事の発注の進捗率としましては、90%を超えております。残り、あと十数本となっております。

これから先に、また申請があったら、また増えるという感じなんですけれども、現在、申請があつてまして、残りが十数本というところで、この秋までには全て発注を行いたいと思つております。

中、数本に関しましては、防災区域のまだ同意がとれていないところ等もありますので、よろしければ議員さんたちにも協力していただいて、今後、発注を進めてまいりたいと思ひます。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

議案第85号について、討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第85号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よつて、議案第85号は原案どおり可決されました。

議案第86号について、討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第86号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第86号は原案どおり可決されました。

議案第87号について、討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第87号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第87号は原案どおり可決されました。

次に、議案第88号について、討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第88号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第88号は原案どおり可決されました。

議案第89号について、討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第89号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第89号は原案どおり可決されました。

日程第7、同意第4号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 須藤 博君 登壇 説明)

○総務課長(須藤 博君) 同意第4号についてご説明いたします。

同意第4号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

次の者を西原村固定資産評価審査委員会委員に選任したいから地方税法第

423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和元年9月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

氏名、丹波篤。

生年月日、昭和23年8月15日生まれ。

住所、西原村大字布田128番地。

提案理由でございます。

西原村固定資産評価審査委員会委員丹波篤氏が令和元年10月31日に任期満了に伴いまして再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要があるためでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第4号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、同意第4号は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第8、発議第4号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することにしたと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認めます。

よって、発議第4号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第9、西原村選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

選挙管理委員が10月24日で任期満了であります。地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、議会において選挙することになっております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、西原村小森835番地、田中英雄君、西原村小森3594番地11、池田雄二郎君、西原村鳥子2728番地1、中野俊夫君、西原村河原1386番地、中村孝月君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました田中英雄君、池田雄二郎君、中野俊夫君、中村孝月君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には次の方を指名します。

第1順位、西原村布田1693番地、今村和博君、第2順位、西原村河原1134番地、島野誠君、第3順位、西原村河原2401番地、山隈輝晃君、第4順位、西原村小森1029番地3、坂木啓司君、以上の方々を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました第1順位、今村和博君、2番順位、島野誠君、3番順位、山隈輝晃君、4番順位、坂木啓司君、以上の方が順序のとおり、選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第10、組合議会の報告を行います。

組合議会議員から報告がございましたら、お願いいたします。

1番議員、堀田直孝君。

(1番議員 堀田直孝君 登壇 報告)

○1番議員(堀田直孝君) それでは、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会より報告をいたします。

令和元年8月23日午後4時より、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合会議室にて、令和元年第2回益城、嘉島、西原環境衛生施設組合定例議会が開催されました。

議案につきましては、議案第3号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、議案第4号、平成30年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計決算の認定について、議案第5号、令

和元年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計補正予算についての3つの議案でした。

議案第4号の平成30年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計決算におきましては、歳入、予算現額6億638万2,000円、調定額6億1,170万5,423円、収入済額6億1,170万5,423円、不納欠損額0、収入未済額0、歳出、予算現額6億638万2,000円、支出済額5億6,980万753円、翌年度繰越額0、不用額3,658万1,247円、歳入歳出差引残額4,190万4,670円、うち基金繰入金0という決算でした。

議案第5号、令和元年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計補正予算につきましては、平成30年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計決算に伴い、繰越金が確定したため、歳入、繰越金、補正前の額1,000万円、補正額3,190万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億6,287万3,000円とするというものでした。

3議案とも、全員一致にて認定、議決されました。

その後、8月7日に発生しました不燃物処理施設火災被害報告がなされました。

報告の内容は、出火日時、令和元年8月7日午前8時52分、鎮火、同日午前10時43分、発生場所、不燃物処理施設受け入れコンベヤー、火災の原因、スプレー缶等のガスの残留物の発火により延焼し、被害が広まったものであります。

被害の状況は、破砕機、不燃物受け入れコンベヤー等の被害を受けております。

今後の対応としまして、火災報知器設備の復旧、破砕機入り口監視カメラの復旧、防音壁の復旧、受け入れコンベヤーケーシングの復旧、メンテ用ホイスットの復旧を含めた10カ所の装置の復旧が必要との説明を受けました。

この説明を受け、やはり分別のごみ出しの重要性を再認識いたしました。ごみ出しのルールを守らず、安易にごみを出すことによって、重大な事故が発生し、莫大な費用が発生することとなります。そして、無駄な税金を支出しなければならなくなります。住民一人一人がごみ出しのルールを守り、注意することが重要で、このような無駄な支出を防ぐためにも、行政側からの注意喚起を続けて行っていただきたいと思いました。

以上で、組合報告を終わります。

○議長（宮田勝則君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

（「なし」の声）

○議長（宮田勝則君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（宮田勝則君）ないようでしたら、これで組合議会報告を終わります。

日程第11、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長、上野正博君、総務福祉常任委員会委員長、桂悦朗君、産業教育常任委員会委員長、林田直行君、以上の方々から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査申し出がっております。

事件、理由については記載のとおりです。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、これをもって令和元年第3回西原村議会定例会を閉会します。

午前10時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 宮 田 勝 則

1 番議員 堀 田 直 孝

2 番議員 村 上 高 志